

第4次 芦北町地域福祉計画 芦北町地域福祉活動計画

共助の心で みんなで取り組む
やさしいまち あしきた



令和4年2月
芦北町
芦北町社会福祉協議会

目 次

第1編 第4次芦北町地域福祉計画.....	1
第1章 地域福祉計画の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	2
2. 地域福祉とは	3
3. 計画の位置づけと法的根拠.....	4
4. 計画の期間	7
5. 国の法改正等の概要	8
6. 地域福祉計画に盛り込むべき事項	9
7. 計画の策定体制	10
第2章 芦北町の地域福祉の状況	11
1. 人口等の状況	12
2. 福祉の現状	18
3. アンケート調査結果	21
4. 第3次計画期間の施策の評価	49
5. 課題のまとめ	53
第3章 計画の基本的な考え方	57
1. 基本理念	58
2. 基本目標	59
3. 地域共生社会の実現に向けて	60
4. 圏域の設定	64
5. 施策の体系	65
第4章 施策の展開	67
基本目標1 地域みんなでつながり、支え合う地域づくり	68
基本目標2 地域福祉の担い手づくり	75
基本目標3 包括的な支援体制の仕組みづくり	80
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	86
第5章 芦北町成年後見制度利用促進基本計画	91
1. 計画策定の趣旨	92
2. 成年後見制度利用促進基本計画の概要	93
3. 具体的な取組	94
第6章 計画の推進体制	99
1. 計画の推進体制	100
2. 計画の評価・進行管理体制	101

第2編 第4次芦北町地域福祉活動計画	105
第1章 計画の概要	109
1. 計画策定の背景と目的	109
2. 計画の位置づけ	110
3. 計画の期間	111
4. 計画の進捗状況の把握と評価	111
第2章 地域福祉活動の現状と課題	112
第3章 地域福祉活動の基本的な考え方	114
1. 基本理念	114
2. 基本目標	114
3. 活動計画の体系	115
4. 芦北町社会福祉協議会の推進体制	116
第4章 地域福祉活動の展開	117
基本目標（1）住民主体の地域福祉活動の推進	117
基本目標（2）地域福祉の担い手づくり	118
基本目標（3）安心して暮らせる地域づくり	119
基本目標（4）地域福祉活動の基盤づくり	121

第1編

第4次芦北町地域福祉計画

はじめに



令和2年7月豪雨災害において、犠牲となられました方々にあらためて哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く災害で失われた日常を取り戻し、「創造的復興」を成し遂げるため、関係機関と町民の皆様の御協力をいただきながら、復旧・復興の取組に邁進してまいります。

さて、本町では平成29年3月に策定した第3次芦北町地域福祉計画に基づき、町民の皆様が住み慣れた場所で、安全で安心して、生きがいをもって暮らすことができる地域社会を目指して取組を進めてきました。

この間、少子高齢・人口減少社会の進展に伴い、家族や地域とのつながりが希薄化し、さらには、子どもや高齢者への虐待、生活困窮者の増加、災害時の要支援者の避難支援など、地域の福祉課題が複雑化・多様化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や豪雨災害により、地域行事の中止や見守り活動の中断を余儀なくされ、本町の地域福祉を取り巻く環境は一層厳しさを増していると認識しています。

このような状況を踏まえ、福祉関連計画の上位計画として、多岐にわたる分野の取組の方向性をまとめ、各課題に対応した施策を展開するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第4次芦北町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、第3次計画の基本理念を継承しながら、改正社会福祉法に盛り込まれた包括的な相談支援体制の整備に努め、「地域共生社会」の実現と地域福祉の更なる推進を図ってまいります。

今後とも、計画の推進に向け、町民の皆様、地域福祉に関わる団体・個人の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました地域福祉計画策定委員会委員をはじめ、アンケート等を通じて貴重な御意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本事業の趣旨を御理解くださり、令和3年度長寿社会づくりソフト事業費交付金の助成をいただきました、公益財団法人地域社会振興財団に厚く御礼申し上げます。

令和4年2月

芦北町長 竹 崎 一 成

第1章 地域福祉計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄になるなど地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、住民が抱える課題についても介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050問題」など複雑化・多様化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

そのような状況を踏まえ、国は、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性が示されました。

これを受けて、厚生労働省は、同年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性を示し、具体策の検討に着手しており、地域福祉については、その目的や取組が地域共生社会の実現と通じるとして、平成29年と令和2年に、社会福祉法等の改正を行っています。

芦北町においては、これまで平成18年度に「芦北町地域福祉計画」（平成19年度～23年度）、平成23年度に「第2次芦北町地域福祉計画」（平成24年度～平成28年度）、平成28年度に「第3次芦北町地域福祉計画」（平成29年度～令和3年度）を策定し、計画に基づき地域福祉を着実に推進してきました。

現在、芦北町では、人口の減少と少子高齢化を背景とした高齢者世帯の見守りの必要性の増加や地域福祉活動の担い手の不足、相次ぐ災害を受けての災害時の支援方策や日ごろからのつながりや助け合いなど、地域福祉がより一層重要となってきました。

これらの状況を踏まえ、この度、第3次芦北町地域福祉計画が令和3年度で終了するにあたり、国の動向や町の現状を把握しなおし、新たな地域福祉の推進方策を定め、誰もが安心して共生できる芦北町を実現することを目的として、第4次芦北町地域福祉計画を策定することとしました。

地域共生社会の実現を目指す

地域共生社会とは：これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2. 地域福祉とは

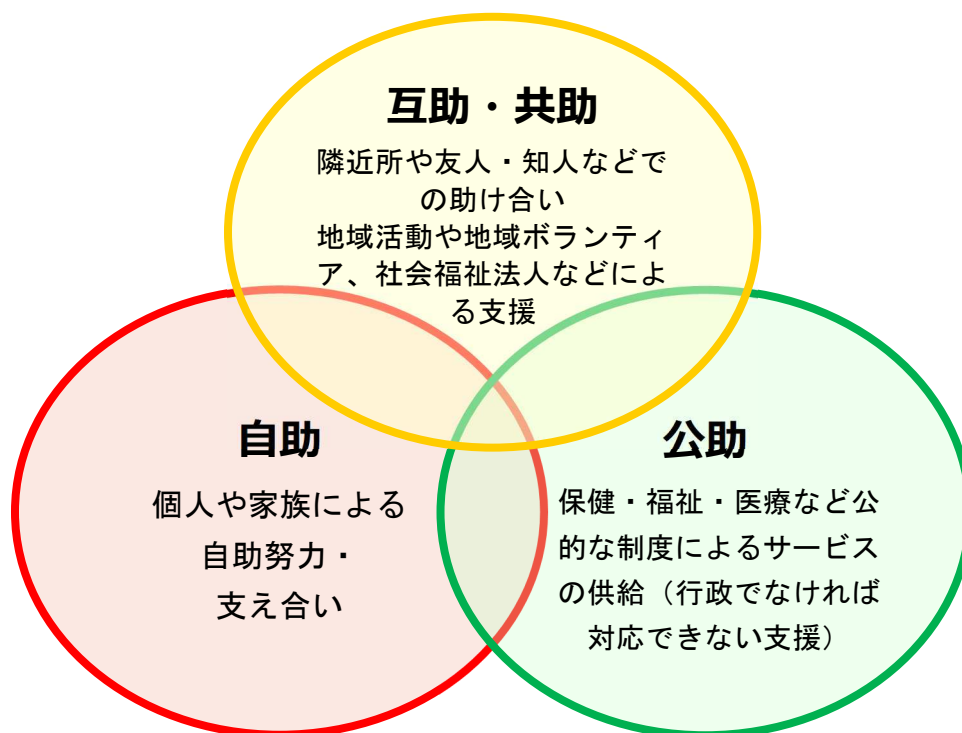
「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を皆で築いていく取組のことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促し、みんなが安心して暮らす「ともに支えあう地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

【参考】地域福祉におけるそれぞれの役割

互いに支え合い、安心して暮らしていくためには、町だけではなく、住民や地域が、それぞれの役割や特性を活かしながら連携し、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことが求められます。

役割は、個人や家族自身による「自助」、隣近所や地区、地域ボランティアなど地域社会による助け合いである「互助・共助」、町や県、地域包括支援センターなどの公的機関による「公助」に分けられます。

これらがそれぞれの役割を果たすとともに、互いに関わり合い、地域に合った取組を行っていくことが、地域共生社会を実現するために重要となります。



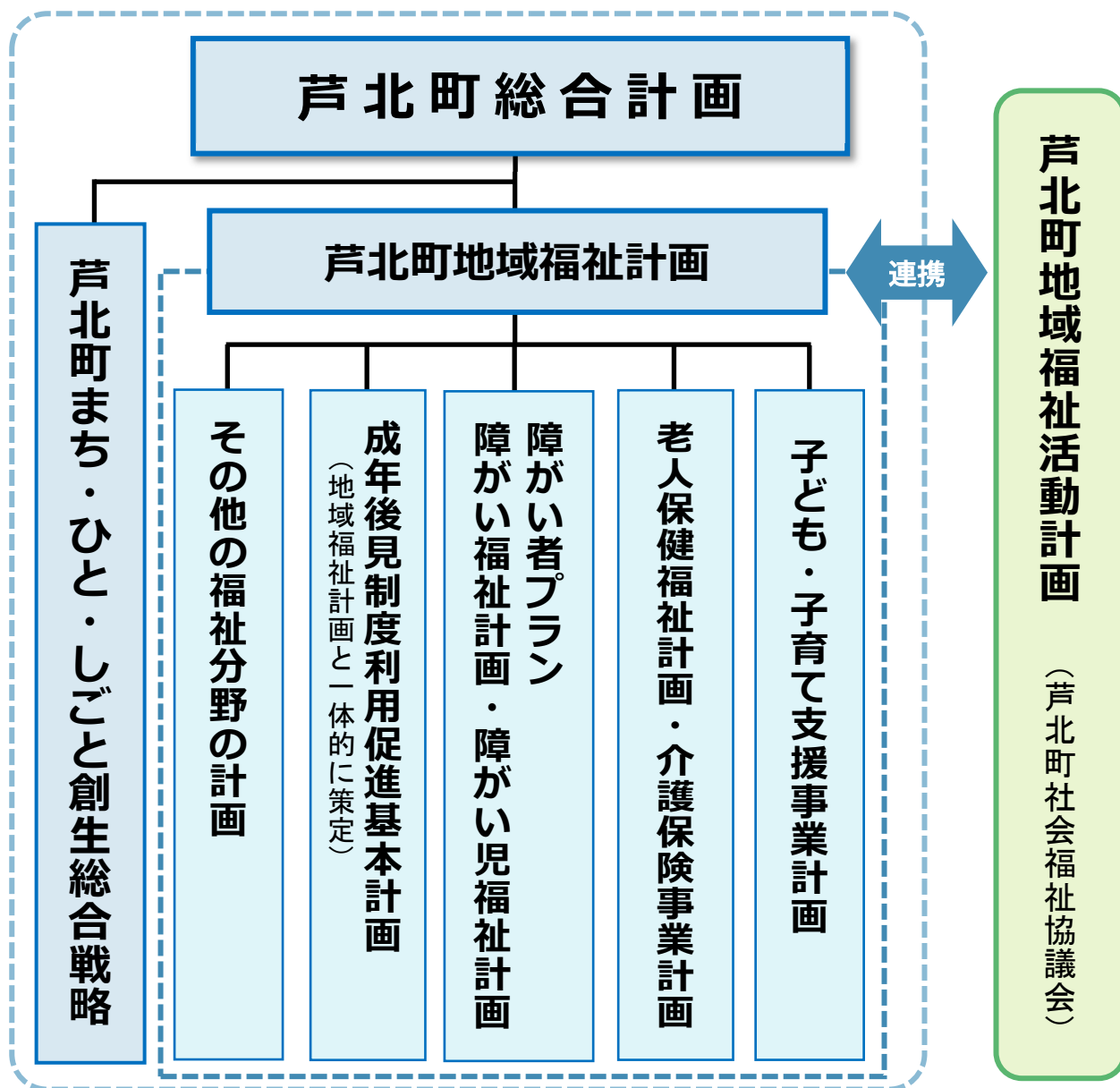
3. 計画の位置づけと法的根拠

(1) 計画の位置づけ

第4次芦北町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。

また、芦北町の最上位計画である「芦北町総合計画」の5つの基本目標の一つである「地域で守り育てるまちづくり」を実現するための、芦北町の福祉分野の上位計画として位置付けます。また、福祉分野の個別計画である、子ども・子育て支援事業計画、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン、障がい福祉計画・障がい児福祉計画などの福祉分野の諸計画と調整・連携を図りながら、地域福祉について総合的かつ効果的に展開していきます。

芦北町社会福祉協議会の計画である地域福祉活動計画については、共に「地域福祉の推進」という目的を掲げ、地域福祉を進展させるものであることから、相互の連携を図ります。



■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）一体的に策定する計画

地域福祉計画策定に関するガイドラインでは、福祉分野の諸計画など地域福祉計画と重なる部分がある計画は、地域福祉計画の一部として一体的に策定してよいとされています。

本町では、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

■成年後見制度利用促進基本計画の概要

『市町村成年後見制度利用促進基本計画』

- ・成年後見制度の利用の促進に関して市町村が取り組むべき事項をまとめた計画
- ・成年後見制度利用促進法第14条第1項において、市町村の努力義務とされている

『成年後見制度』

- ・認知症の高齢者や一部の障がい者等判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的とし契約等を代理で行う成年後見人の利用に関する制度

■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項（策定の手引きより抜粋）

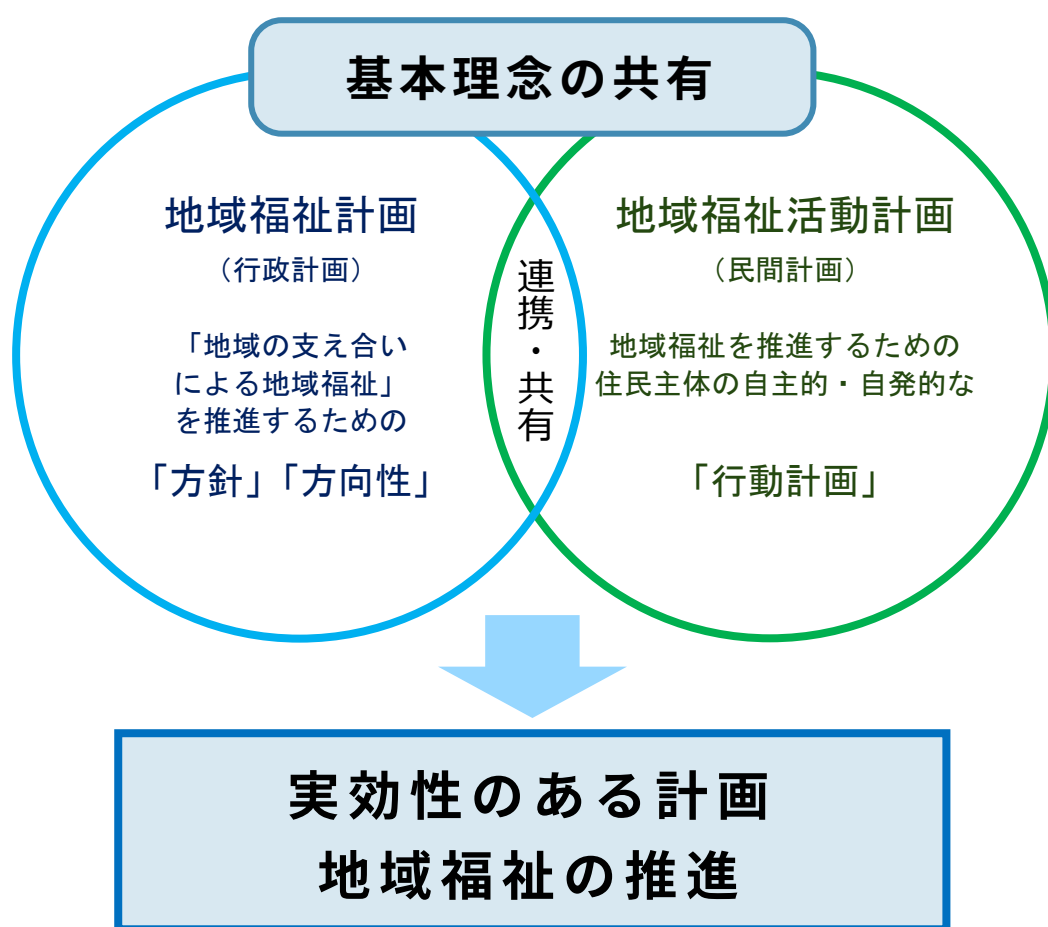
- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

（３）芦北町地域福祉活動計画との関係性

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する地域福祉推進のための行動計画です。

これまで、芦北町において、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、基本理念を共有し、連携して地域福祉を推進してきました。

今後も地域福祉の推進のために町と芦北町社会福祉協議会の連携が重要であることから、第4次芦北町地域福祉計画と第4次芦北町地域福祉活動計画を、相互に連携するものと位置づけ、地域福祉の推進を目指します。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	平成		令和										
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合計画	芦北町総合計画 （第二次） 前期基本計画		芦北町総合計画（第二次） 後期基本計画						第三次 前期基本計画				
地域福祉計画	第 3 次芦北町地域福祉計画					第 4 次 芦北町地域福祉計画				第 5 次			
老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第 6 期	第 7 期			第 8 期			第 9 期			第 10 期		
障がい者プラン （障がい者計画）	第 3 期	第 4 期					第 5 期						
障がい福祉計画	第 4 期	第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期		
障がい児 福祉計画		第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		
子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期子ども・ 子育て支援事業 計画		第 2 期子ども・子育て 支援事業計画					第 3 期子ども子育て 支援事業計画					
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第 3 次芦北町 地域福祉活動計画				第 4 次芦北町 地域福祉活動計画				第 5 次				

5. 国の法改正等の概要

国では、平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示され、この方針に基づき法や制度の整備等が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29 年 6 月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 （平成 30 年 4 月施行）	・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2 年 6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 （令和 3 年 4 月施行）	・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3 年 3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

6. 地域福祉計画に盛り込むべき事項

改正法及び策定ガイドライン、関連通知で示された盛り込むべき事項は以下のとおりです。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 **【新規事項】**

○地域の課題や資源の状況に合わせて地域福祉の各分野を連携して実施する。

- ・制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・生活困窮者のような各分野、又は、横断的に関係する者に対応できる体制
- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 など16項目

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 など5項目

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・複雑化、多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO 団体等の社会福祉活動への支援
- ・地域福祉を推進する人材の養成

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 **【新規事項】**

○以下の3つの施策を連携・協働し実施することで包括的な支援体制を整備する。

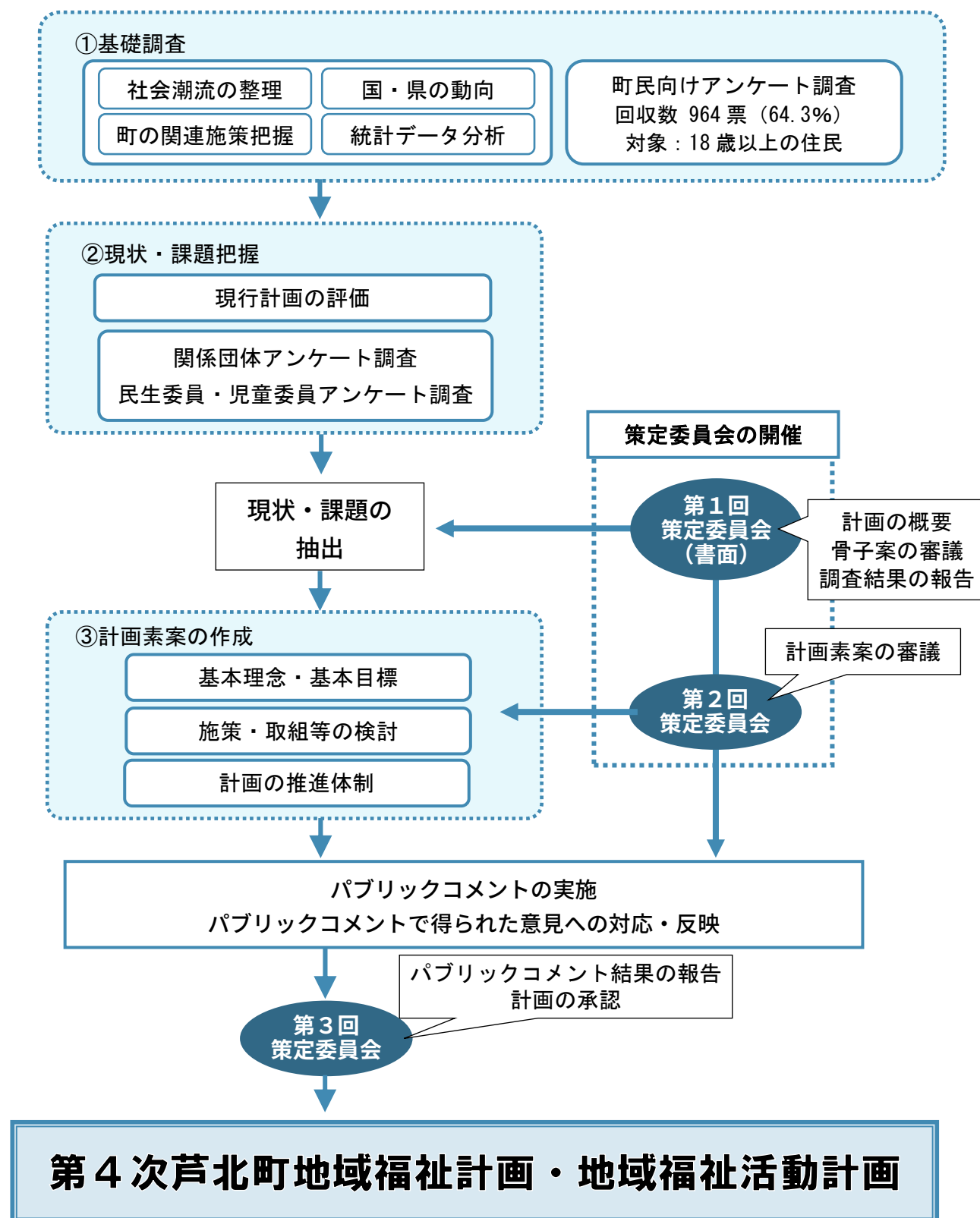
- ・「住民に身近な圏域」で住民が主体的に地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備
- ・「住民に身近な圏域」で地域生活課題の相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

6 その他（市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等） ※策定ガイドラインより

- ・市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

7. 計画の策定体制

地域福祉の推進は、町行政のみならず、地域住民や関係団体にとっても重要な事項であることから、第4次芦北町地域福祉計画の策定にあたり、芦北町地域福祉計画策定委員会を設置し、計画の審議を行いました。



第2章

芦北町地域福祉の状況

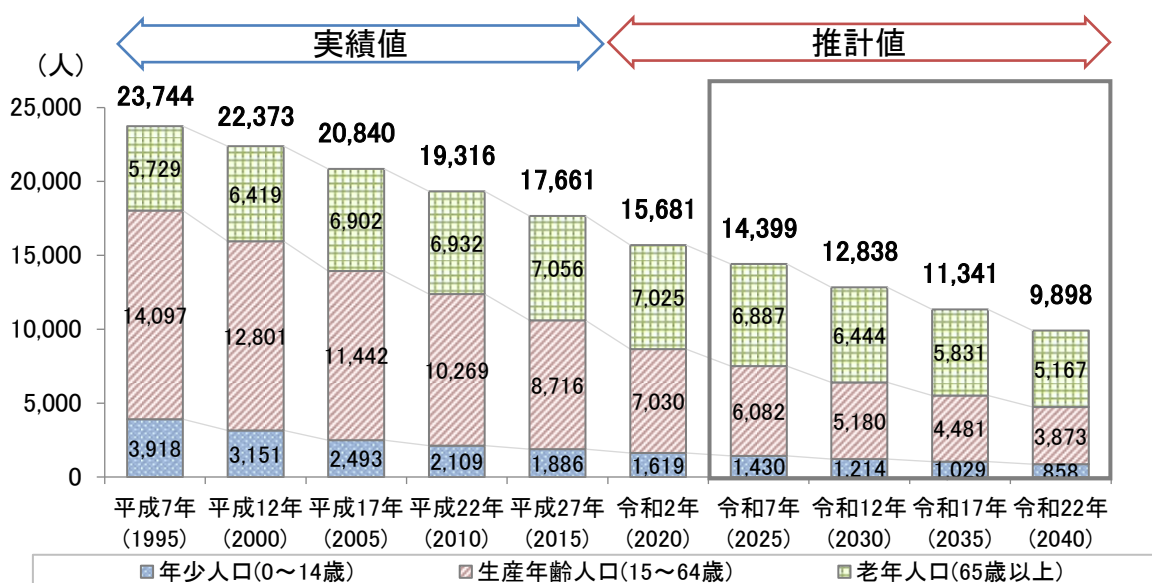
1. 人口等の状況

(1) 人口の推移と将来人口推計

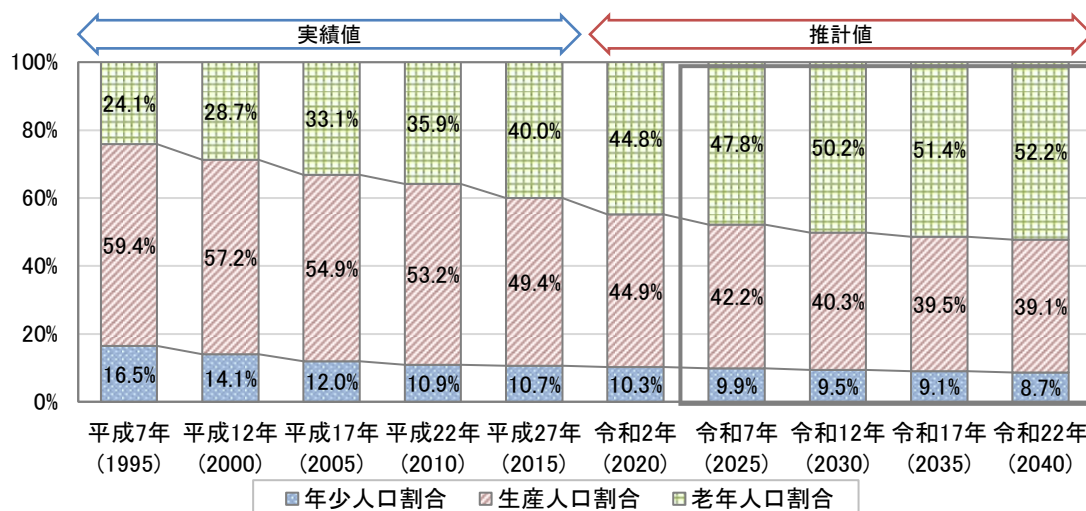
芦北町の人口は年々減少しており、社会人口問題研究所の人口推計によると、今後も減少すると予測されています。

高齢化率は令和2年の国勢調査で44.8%となっており、今後も上昇すると推計されています。また、人口が減少し、担い手不足が懸念されるとともに、高齢化が進行し福祉の需要が高くなると見込まれていることから、地域の福祉をいかに維持し、活性化するかが重要な課題となります。

■年齢三区分別人口の推移



■年齢三区分別の構成比

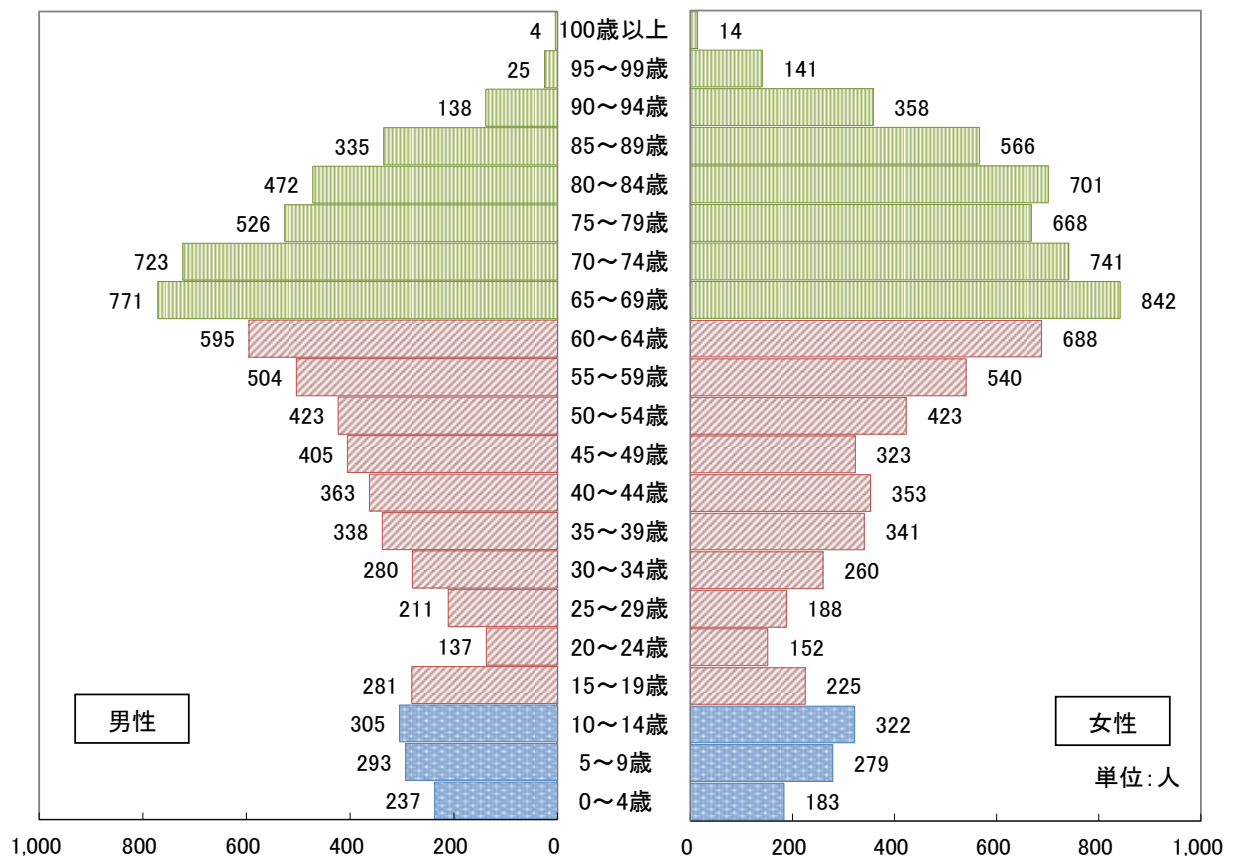


資料：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（平成30年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口

芦北町の人口を年齢5歳階級・男女別でみると、男女ともに65～69歳の層が最も多く、20～24歳の層が最も少なくなっています。高齢化が進行していることがうかがえます。

■令和2年の年齢5歳階級・男女別人口



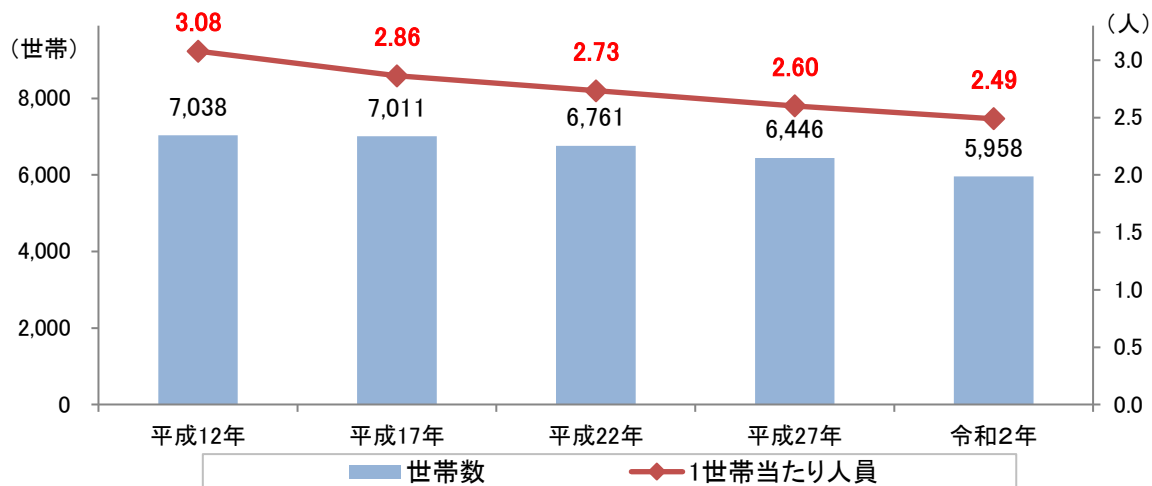
資料: 「国勢調査」総務省

(3) 世帯数の推移

一般世帯総数及び一世帯当たり人員数は、一貫して減少しており、令和2年は一般世帯数は5,958世帯、一世帯当たり人員数は2.49人となっています。

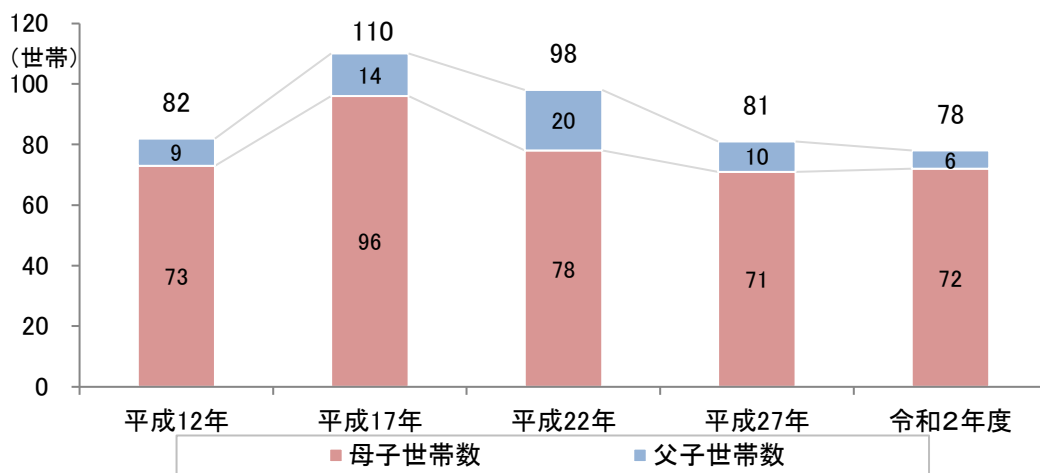
母子・父子世帯数は、平成17年に110世帯、構成比にして1.57%となっていました、その後減少傾向にあり、令和2年は78世帯、構成比にして1.31%となっています。

■ 芦北町の世帯数及び一世帯当たり人員数



資料：「国勢調査」総務省

■ 母子・父子世帯数



■ 母子・父子世帯数の一般世帯数における構成比

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数における構成比	1.17%	1.57%	1.45%	1.26%	1.31%

資料：「国勢調査」総務省

高齢者のいる世帯数は、令和2年は71.1%となっており、国・県を大きく上回ります。

また、高齢者単身世帯は18.3%。高齢者夫婦世帯数は17.5%と、町の一般世帯の約3分の1が高齢者単身世帯か高齢者夫婦世帯となっています。

今後、さらなる高齢者の増加が見込まれていることから、このような高齢者世帯に対し町行政と地域が協力した見守り体制の充実が重要となります。

■ 高齢者のいる世帯数の状況

			芦北町		
			平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数			6,761	6,446	5,958
	高齢者のいる世帯数		4,358	4,363	4,235
		構成比	64.5%	67.7%	71.1%
		高齢者単身世帯数	903	1,058	1,093
		構成比	13.4%	16.4%	18.3%
		高齢者夫婦世帯数	1,092	1,105	1,041
		構成比	16.2%	17.1%	17.5%
		高齢者同居世帯数	2,363	2,200	1,935
		構成比	35.0%	34.1%	32.5%

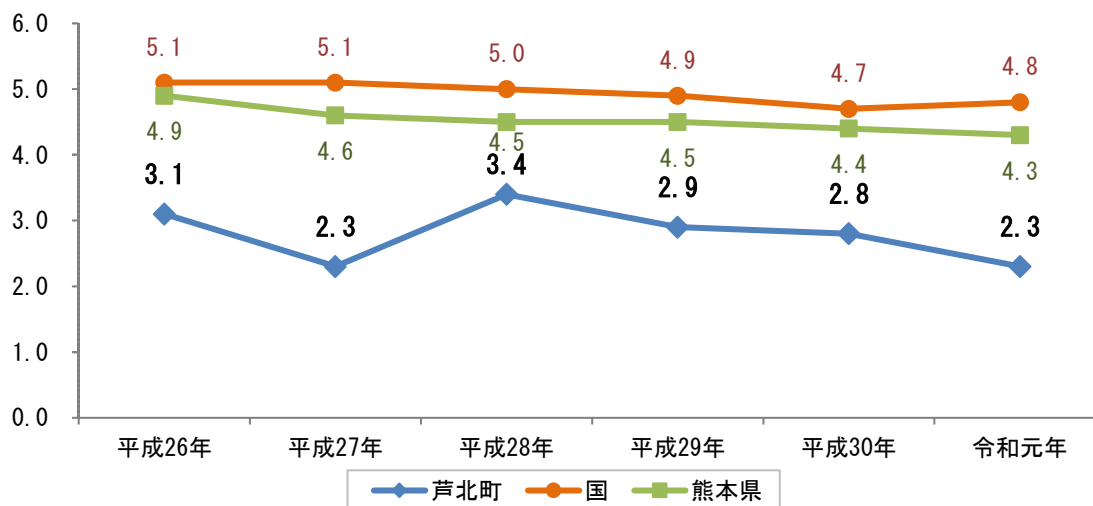
			熊本県			国		
			平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数			686,123	702,565	716,740	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	高齢者のいる世帯数		295,609	321,383	334,262	19,337,687	21,713,308	22,655,031
		構成比	43.1%	45.7%	46.6%	37.3%	40.7%	40.7%
		高齢者単身世帯数	69,111	83,461	92,410	4,790,768	5,927,686	6,716,806
		構成比	10.1%	11.9%	12.9%	9.2%	11.1%	12.1%
		高齢者夫婦世帯数	75,318	86,016	83,371	5,250,952	6,420,243	5,830,834
		構成比	11.0%	12.2%	11.6%	10.1%	12.0%	10.5%
		高齢者同居世帯数	151,180	151,906	14,7941	9,295,967	9,365,379	9,581,133
		構成比	22.0%	21.6%	20.6%	17.9%	17.6%	17.2%

資料：「国勢調査」総務省

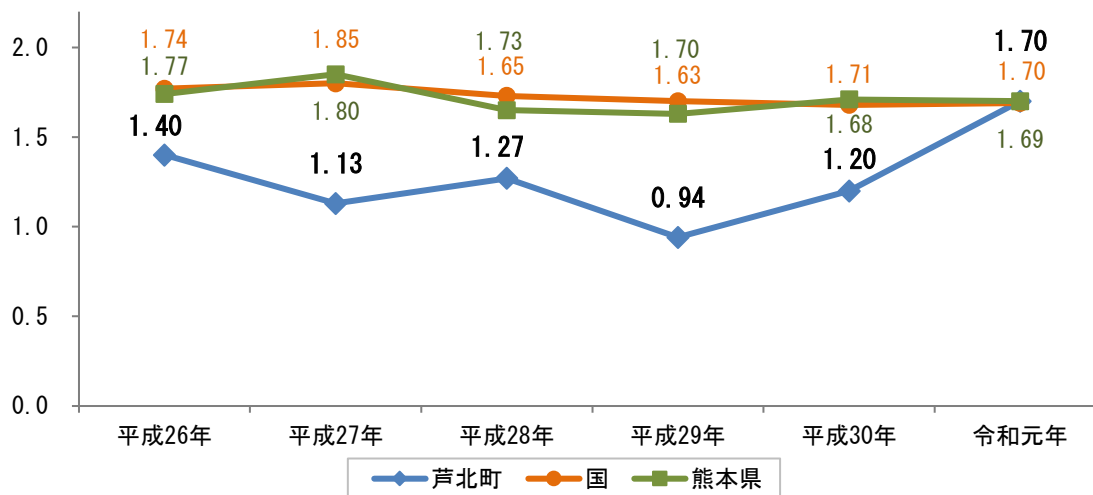
(4) 婚姻率・離婚率の状況

芦北町の婚姻率、離婚率はともに令和元年の離婚率を除いて、国・県の平均を下回っています。

■婚姻率



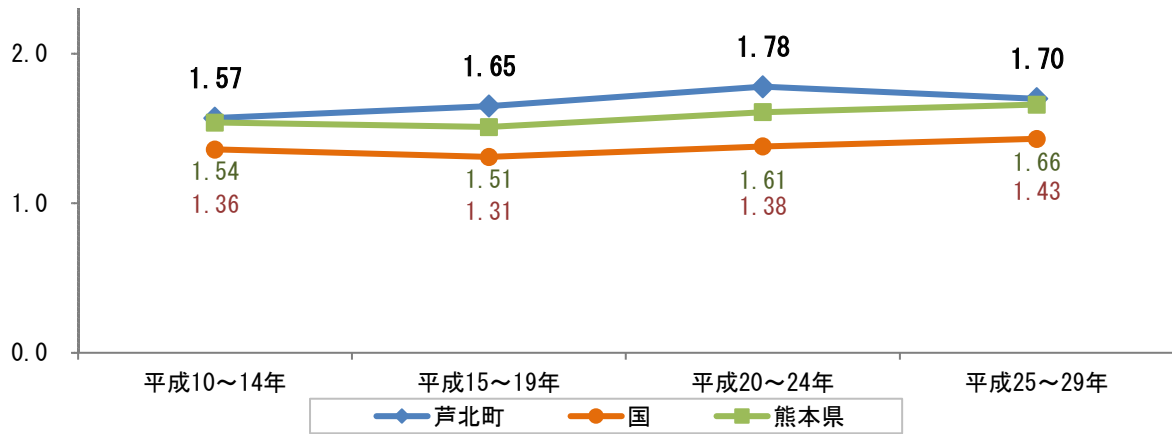
■離婚率



資料：「熊本県衛生統計年報」熊本県

(5) 合計特殊出生率

芦北町の合計特殊出生率は、国・県を上回って推移していますが、国が目標として掲げる合計特殊出生率 1.8 には達していません。



資料：「熊本県衛生統計年報」熊本県

※合計特殊出生率：一人の女性が15歳から49歳までに産む子供の数の平均

2. 福祉の現状

(1) 高齢者福祉の状況

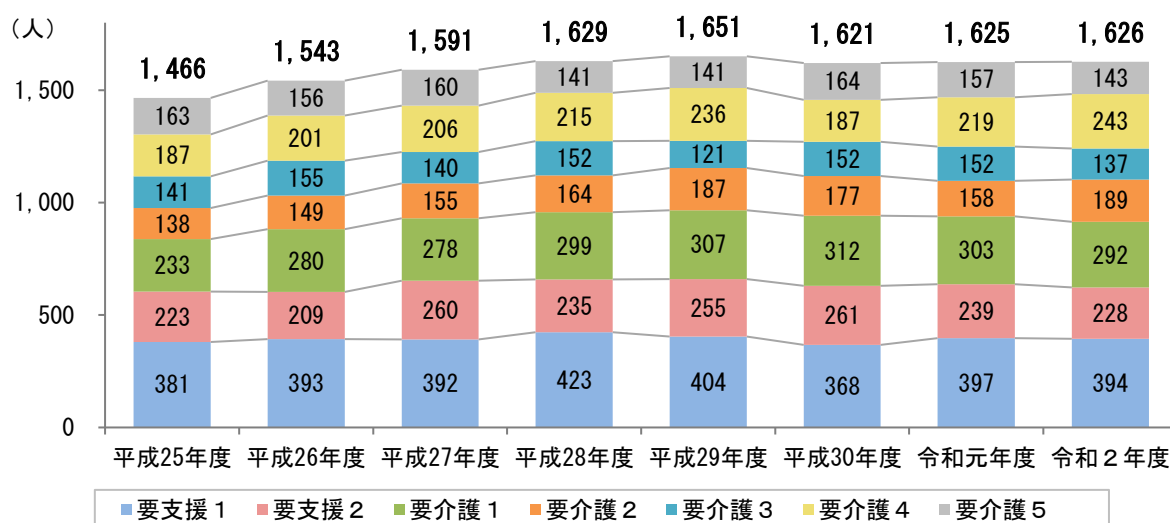
① 認定者数等の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成28年度以降は1,600人台で推移しています。

認定率は、平成27年度以降22%台で推移し、令和2年度時点で22.3%となっています。

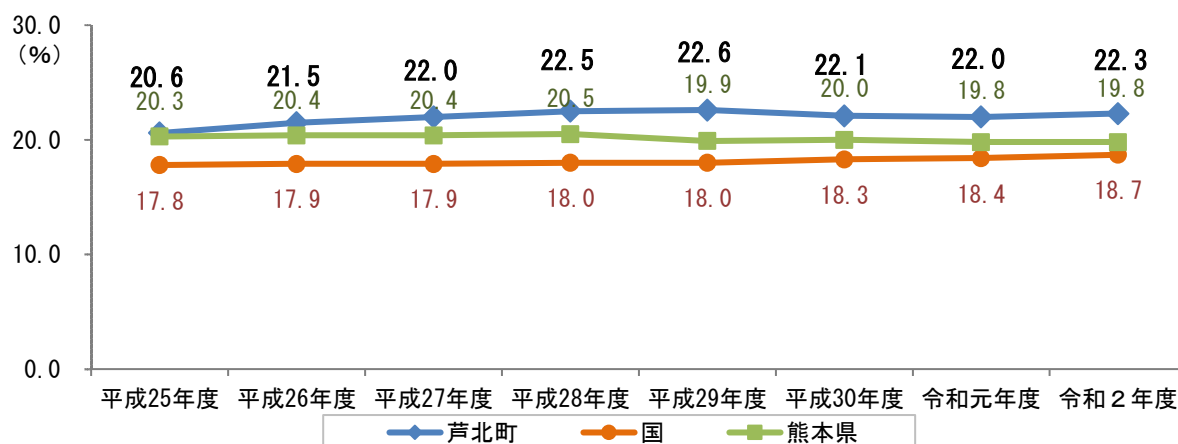
また、認定率を国・県と比較すると、平成25年度から令和2年度までのすべての年で国・県を上回っており、特に県とは年々その差が大きくなっています。

■ 要介護（要支援）認定者数の推移（各年度3月末時点）



資料：「地域包括ケア「見える化」システム」厚生労働省

■ 認定率の推移（各年度3月末時点）



資料：「地域包括ケア「見える化」システム」厚生労働省

(2) 障がい者福祉の状況

障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり令和3年度は1,779人となっています。

■障害者手帳所持者数（各年度4月1日現在）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
障がい者数（人）	1,926	1,925	1,880	1,863	1,877	1,779
身体障害者手帳所持者数（人）	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408	1,318
療育手帳所持者数（人）	238	238	245	264	268	275
精神保健福祉手帳所持者数（人）	199	205	177	193	201	186

資料：芦北町福祉課

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。

等級別でみると、すべての等級で減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（各年度4月1日現在）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
1級（人）	403	406	401	380	386	363
2級（人）	212	210	204	194	187	177
3級（人）	245	237	233	229	229	215
4級（人）	405	399	390	377	376	348
5級（人）	82	82	81	78	81	78
6級（人）	142	148	149	148	149	137
合計（人）	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408	1,318

資料：芦北町福祉課

療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。

程度別でみると、A（重度）はほぼ横ばい、B（軽度）は増加傾向にあります。

知的障がいや療育への理解が進み、これまで手帳を所持していなかった方も所持するようになったことで、B（軽度）の方が増加していると考えられます。

■療育手帳所持者数（各年度4月1日現在）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
A（重度）（人）	111	111	109	112	110	109
B（軽度）（人）	127	127	136	152	158	166
合計（人）	238	239	245	264	268	275

資料：芦北町福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減を繰り返しています。

精神障害者保健福祉手帳は、有効期限があり、期限を迎えた人が更新しなかったことが、変動の原因の1つであると考えられます。

精神疾患のある方の医療費の自己負担額を軽減する制度である自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和3年度は前年度から24人増加と急激に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度4月1日現在）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
1級（人）	71	69	62	58	56	53
2級（人）	114	121	103	123	127	108
3級（人）	14	15	12	12	18	25
合計（人）	199	205	177	193	201	186

資料：芦北町福祉課

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数（各年度4月1日現在）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受給者数（人）	179	189	171	181	186	210

資料：芦北町福祉課

（3）生活困窮者等の状況

生活保護被保護世帯数と被保護人数は、令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度は令和2年7月豪雨の被災者への支援金・義援金の支給が行われたため、生活保護受給者数は前年度から減少しています。

芦北町準要保護児童生徒就学援助の認定状況は、増加傾向にあります。

■生活保護被保護世帯数・被保護人数の推移（各年3月末日時点）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
被保護世帯数（世帯）	102	104	110	113	98
被保護人数（人）	137	137	141	141	117

資料：熊本県芦北福祉事務所

■芦北町準要保護児童生徒就学援助の認定状況の推移（各年3月末日時点）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学生	81	80	100	102	104
中学生	64	56	51	44	64

資料：芦北町教育課

生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

準要保護児童：生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると芦北町教育委員会が認めた者

3. アンケート調査結果

(1) 調査結果の概要

①調査の目的

「第4次芦北町地域福祉計画」を策定するにあたり、町民の地域福祉に関する考えや生活上の課題について調査・分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法

調査	対象	調査手法
町民向け調査	芦北町内在住の18歳以上の住民から 無作為抽出 1,500名	郵送による配布・回収
民生委員・ 児童委員調査	芦北町の民生委員・児童委員 65名	全体会での配付・その場での回収及び郵送による回収
関係団体等調査	芦北町内で活動する地域福祉・地域活動関連団体、個人ボランティア 19件	郵送による配布・回収

③回収結果

調査	対象	回収数	回収率
町民向け調査	1,500名	964名	64.3%
民生委員・ 児童委員調査	65名	55名	85.0%
関係団体等調査	19件	18件	94.7%

④調査結果利用上の注意

- グラフ中の「n＝」とは、母数となる有効回答件数を表します。
- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。

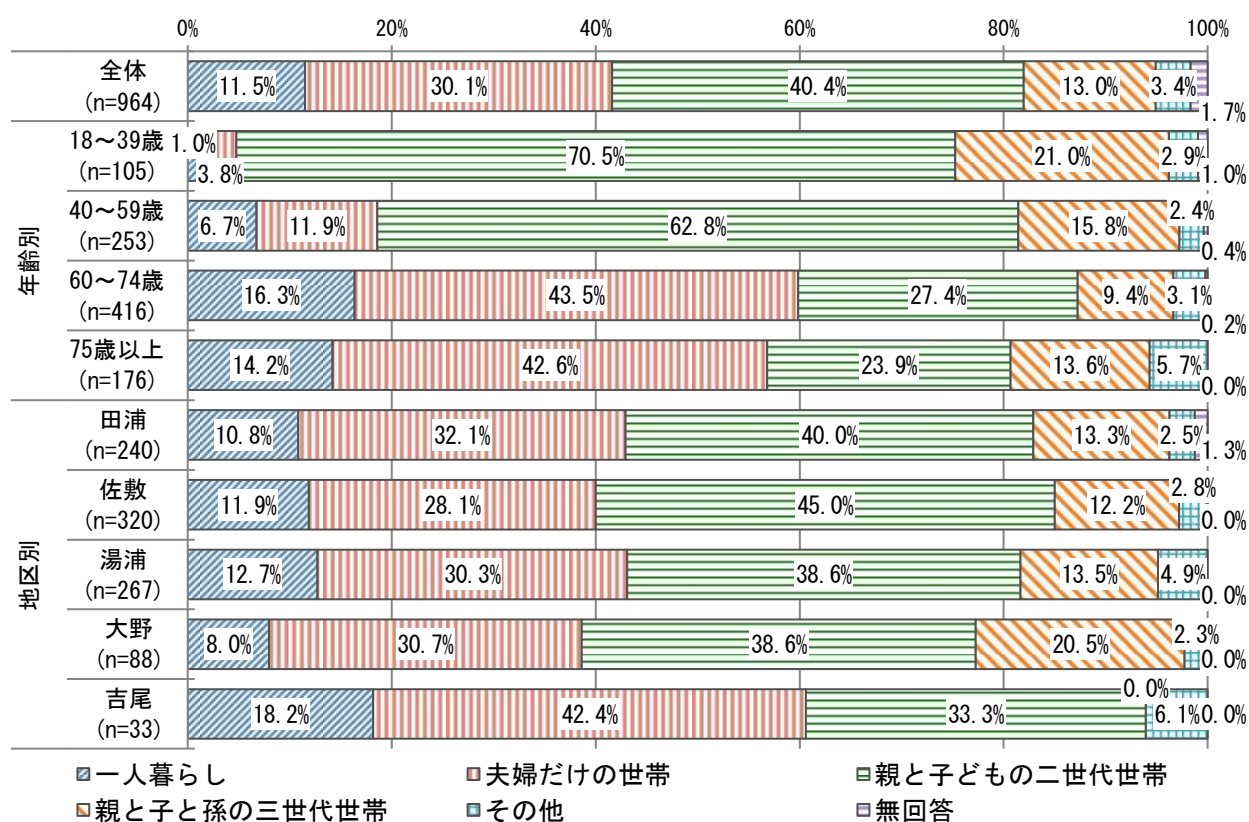
(2) 町民向けアンケート調査結果総括

①回答者の世帯区分

「一人暮らし」が 11.5%、「夫婦だけの世帯」が 30.1%、「親と子どもの二世帯世帯」が 40.4%、「親と子と孫の三世帯世帯」が 13.0%、「その他」が 3.4%となっています。

年齢別でみると、60～74歳と75歳以上の層では、半数以上が「一人暮らし」か「夫婦だけの世帯」となっています。

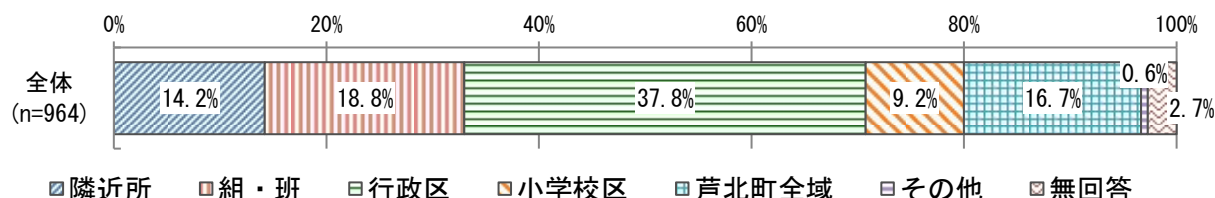
地区別でみると、吉尾地区では、「一人暮らし」が 18.2%、「夫婦だけの世帯」が 42.4%と他の地区と比較して高くなっています。



②近所や地域のつきあいについて

ア 回答者の考える『地域』の範囲

回答者にとっての『地域』の範囲は、「隣近所」が14.2%、「組・班」が18.8%、「行政区」が37.8%、「小学校区」が9.2%、「芦北町全域」が16.7%、「その他」が0.6%となっており、「行政区」が最も高くなっています。

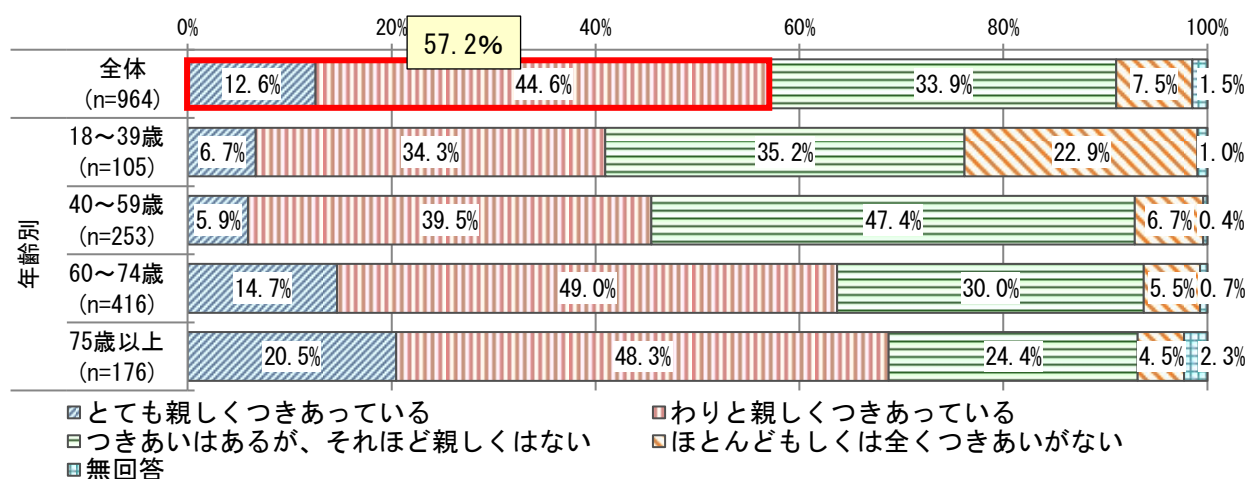


イ 近所の人とのつきあいの程度

近所の人とのつきあいについては、「とても親しくつきあっている」が12.6%、「わりと親しくつきあっている」が44.6%、「つきあいはあるが、それほど親しくはない」が33.9%、「ほとんどもしくは全くつきあいがない」が7.5%となっており、『親しくつきあっている』（「とても親しくつきあっている」と「わりと親しくつきあっている」の合計）は、57.2%となっています。

年齢別では、年齢層が高いほど『親しくつきあっている』の割合が高くなっています。

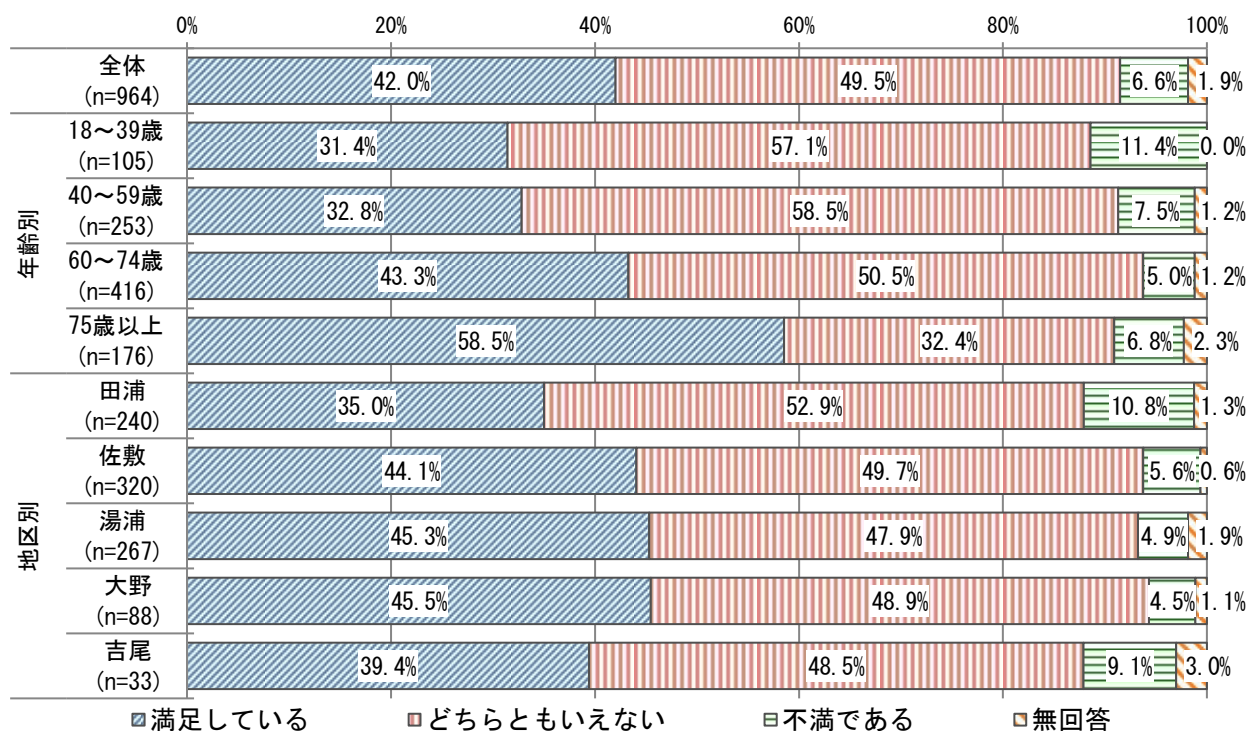
また、18～39歳の層では、「ほとんどもしくは全くつきあいがない」が22.9%と他の年齢層と比較して高くなっています。



ウ 地域の満足度

住んでいる地域の満足度について年齢別でみると、年齢層が高いほど「満足している」の割合が高くなっています。

また、地区別でみると、田浦地区と吉尾地区では、他の地区と比較して「満足している」の割合が低く「不満である」の割合が高くなっています。

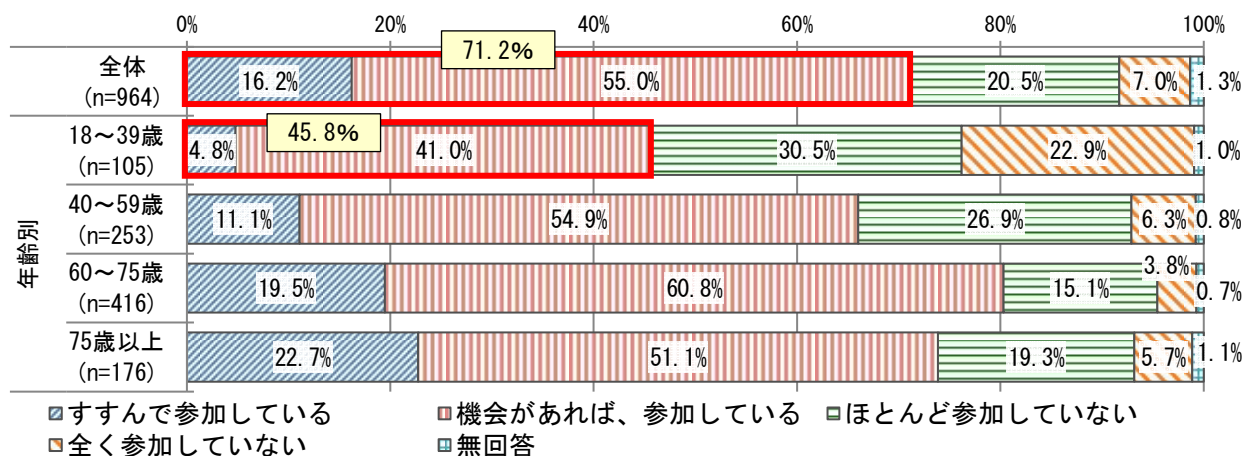


エ 地域の活動への参加

町の行事や地域の活動への参加の状況については、全体の71.2%が『参加している』（「進んで参加している」と「機会があれば、参加している」の合計）と回答しています。

年齢別でみると、18～39歳の層は、『参加している』が45.8%と他の年齢層と比較して低く、「全く参加していない」が22.9%と高くなっています。

その他の年齢層は『参加している』が6割～8割となっています。



③ 支え合いについて

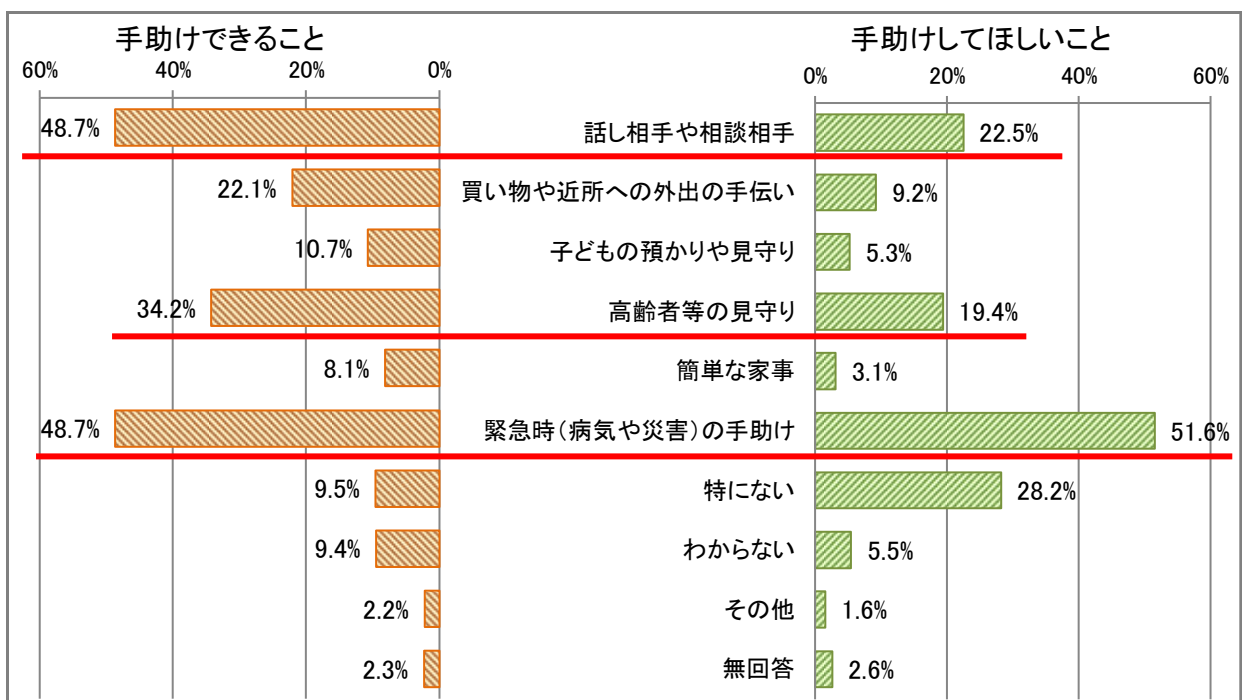
ア 近所づきあいの中で手助けできること・手助けしてほしいこと

◆ 手助けできること・手助けしてほしいこと

近所づきあいの中で手助けできることについては、「話し相手や相談相手」と「緊急時（病気や災害）の手助け」が48.7%と最も高く、次いで、「高齢者等の見守り」が34.2%となっています。

手助けしてほしいことについては、「緊急時（病気や災害）の手助け」が51.6%と最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が22.5%、「高齢者等の見守り」が19.4%となっています。また、「特にない」が28.2%となっています。

手助けできることと手助けしてほしいことのそれぞれの内容を比較すると、話し相手や相談相手、高齢者の見守り、緊急時の手助けといった分野について、手助けしてほしい人の割合と、手助けできると考える人の割合の両方が高いことから、両者を結びつけることで地域での助け合いが進むと考えられます。



◆手助けしてほしいこと・手助けできることの年齢別での比較

手助けできることについて、年齢別で比較すると、40～59歳の層で「緊急時（病気や災害）の手助け」が68.0%と、他の年齢層と比較して高くなっています。

また、18～39歳の層では、「わからない」が20.0%と、何ができるのかわからないと考える回答者の割合が他の年齢層と比較して高くなっています。

手助けしてほしいことについては、すべての年齢層で「緊急時（病気や災害）の手助け」が最も高くなっています。また、年齢層が低いほど「特にない」の割合が高くなっています。

■手助けできることの年齢別上位3位

区分	1位	2位	3位	特にない・わからない
18～39歳 (n=105)	緊急時（病気や災害）の手助け 41.0%	話し相手や相談相手 38.1%	高齢者等の見守り 34.2%	特にない：14.3% わからない：20.0%
40～59歳 (n=253)	緊急時（病気や災害）の手助け 68.0%	話し相手や相談相手 43.5%	高齢者等の見守り 38.3%	特にない：5.1% わからない：10.3%
60～74歳 (n=416)	話し相手や相談相手 52.6%	緊急時（病気や災害）の手助け 49.5%	高齢者等の見守り 38.2%	特にない：8.9% わからない：6.7%
75歳以上 (n=176)	話し相手や相談相手 52.3%	緊急時（病気や災害）の手助け 25.0%	高齢者等の見守り 23.3%	特にない：15.3% わからない：8.5%

※全体の1位にあたる項目を赤で、2位の項目を青で、3位の項目を緑で、それぞれ該当する項目を塗りつぶしている。（以下の項目も同様である。）

■手助けしてほしいことの年齢別上位3位

区分	1位	2位	3位	特にない・わからない
18～39歳 (n=105)	緊急時（病気や災害）の手助け 37.1%	子どもの預かりや見守り 12.4%	高齢者等の見守り 8.6%	特にない：40.0% わからない：10.5%
40～59歳 (n=253)	緊急時（病気や災害）の手助け 54.9%	高齢者等の見守り 18.6%	話し相手や相談相手 17.0%	特にない：30.8% わからない：7.1%
60～74歳 (n=416)	緊急時（病気や災害）の手助け 53.6%	高齢者等の見守り 24.5%	話し相手や相談相手 19.7%	特にない：28.1% わからない：3.1%
75歳以上 (n=176)	緊急時（病気や災害）の手助け 51.1%	話し相手や相談相手 34.1%	高齢者等の見守り 26.7%	特にない：18.8% わからない：5.7%

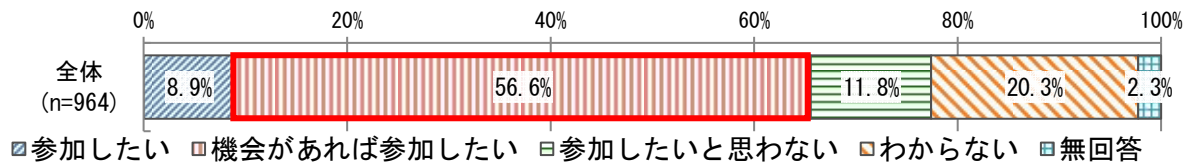
イ ボランティア活動について

今後のボランティア活動への参加の意向については、「参加したい」が8.9%、「機会があれば参加したい」が56.6%、「参加したいと思わない」が11.8%、「わからない」が20.3%となっています。

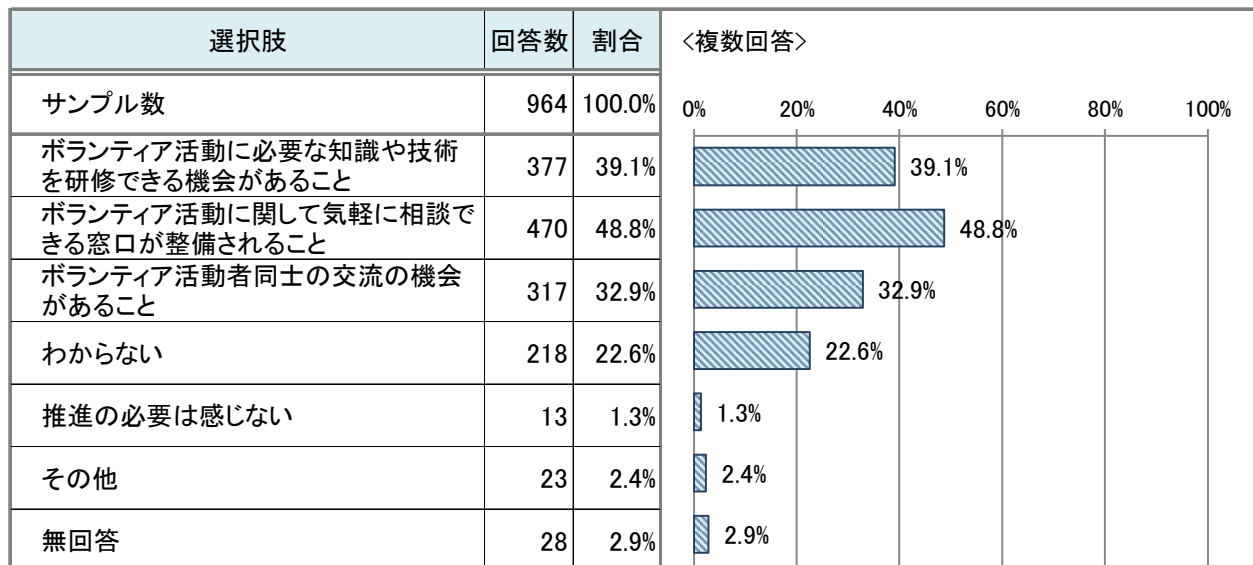
ボランティア活動を推進する上で力を入れるべきこととしては、「ボランティア活動に関して気軽に相談できる窓口が整備されること」が48.8%と最も高くなっています。

「機会があれば参加したい」という意見が5割台となっていることと、ボランティア活動に関する相談窓口が求められていることから、ボランティア活動を推進するためにはボランティア活動やその相談窓口の周知と、参加するきっかけ作りが重要であると考えられます。

■ ボランティア活動への参加意向



■ ボランティア活動を推進する上で力を入れるべきこと



④悩みや相談相手について

ア 悩みについて

現在の悩みや不安については、「老後について」が42.3%と最も高く、次いで「身体（病気・障がい）について」が30.9%、「生活費について」が17.2%となっています。また、「特に困っていること・不安に思うことはない」が19.2%となっています。

上位以外の項目では、「豪雨災害により被災して困っている」が7.0%となっており、特に自営業の方は17.2%と、他の職業と比較して高くなっています。また、「その他」は4.4%となっておりその内容としては、「雨の多い時期や災害について」や「子どもの将来について」が多く見られます。

地区別でみると、吉尾地区では、「住宅・生活場所について」が33.3%と他と比較して高くなっています。

■現在の悩みや不安

区分	1 位	2 位	3 位
全体 (n=964)	老後について 42.3%	身体（病気・障がい） について 30.9%	生活費について 17.2%
田浦地区 (n=240)	老後について 37.9%	身体（病気・障がい） について 29.6%	親の老後や、親がいなくな った後のこと 17.5%
佐敷地区 (n=320)	老後について 43.4%	身体（病気・障がい） について 28.4%	生活費について 19.4%
湯浦地区 (n=267)	老後について 41.6%	身体（病気・障がい） について 34.1%	親の老後や、親がいなくな った後のこと 16.5%
大野地区 (n=88)	老後について 48.9%	身体（病気・障がい） について 28.4%	住宅・生活場所について 21.6%
吉尾地区 (n=33)	老後について 51.5%	身体（病気・障がい） について 36.4%	住宅・生活場所について 33.3%

イ 悩みの相談相手について

悩みや不安の相談相手としては、「家族・親せき」が76.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が44.4%、「近所の人」が11.8%、「医療機関（医師・看護師等）や薬局」が8.7%となっており、その他の相談窓口は5%未満となっています。

また、ほとんどの人が相談相手がいる一方で、「相談できる人や場所がない」が3.2%、「どこに相談してよいかわからない」が3.3%と、少数ながら相談相手がいらない・わからない人がいる状況がうかがえます。

公的な相談窓口である「社会福祉協議会の窓口」が1.9%、「町や県の相談窓口」が1.9%、「民生委員・児童委員」が2.3%と、相談する人の割合が低いことから、困ったときの相談窓口としての町や社会福祉協議会の存在の周知が重要となります。

■ 困ったときの相談相手

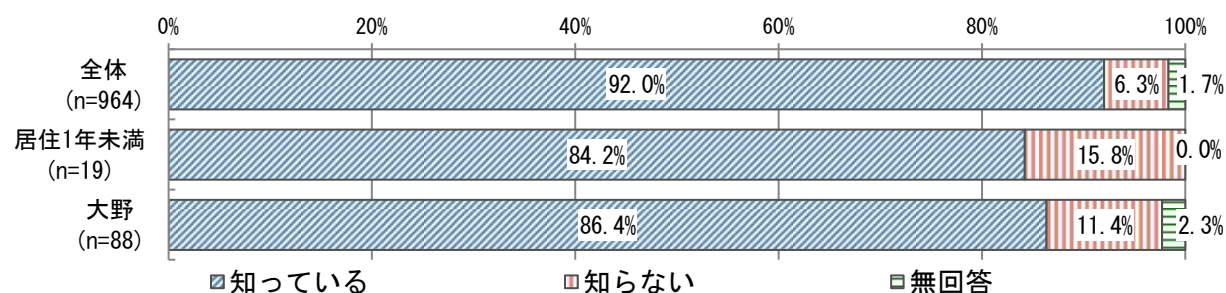
選択肢	回答数	割合	<複数回答>						
サンプル数	964	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%						
家族・親せき	737	76.5%	76.5%						
友人・知人	428	44.4%	44.4%						
近所の人	114	11.8%	11.8%						
社会福祉協議会の窓口	18	1.9%	1.9%						
地域包括支援センター	22	2.3%	2.3%						
町や県の相談窓口	18	1.9%	1.9%						
民生委員・児童委員	22	2.3%	2.3%						
保育所等や子育て支援センター	6	0.6%	0.6%						
障がい者に関する相談支援事業所	15	1.6%	1.6%						
福祉サービスの事業所	21	2.2%	2.2%						
医療機関（医師・看護師等）や薬局	84	8.7%	8.7%						
相談できる人や場所がない	31	3.2%	3.2%						
どこに相談してよいかわからない	32	3.3%	3.3%						
その他	28	2.9%	2.9%						
無回答	40	4.1%	4.1%						

⑤防災対策について

ア 避難場所の認知度について

災害時の避難場所については、「知っている」が92.0%、「知らない」が6.3%となっています。また、「知らない」について、芦北町に住んで1年未満の層が15.8%、大野地区が11.4%と全体と比較してやや高くなっています。

■災害時の避難所の認知度



イ 自力での避難の可否について

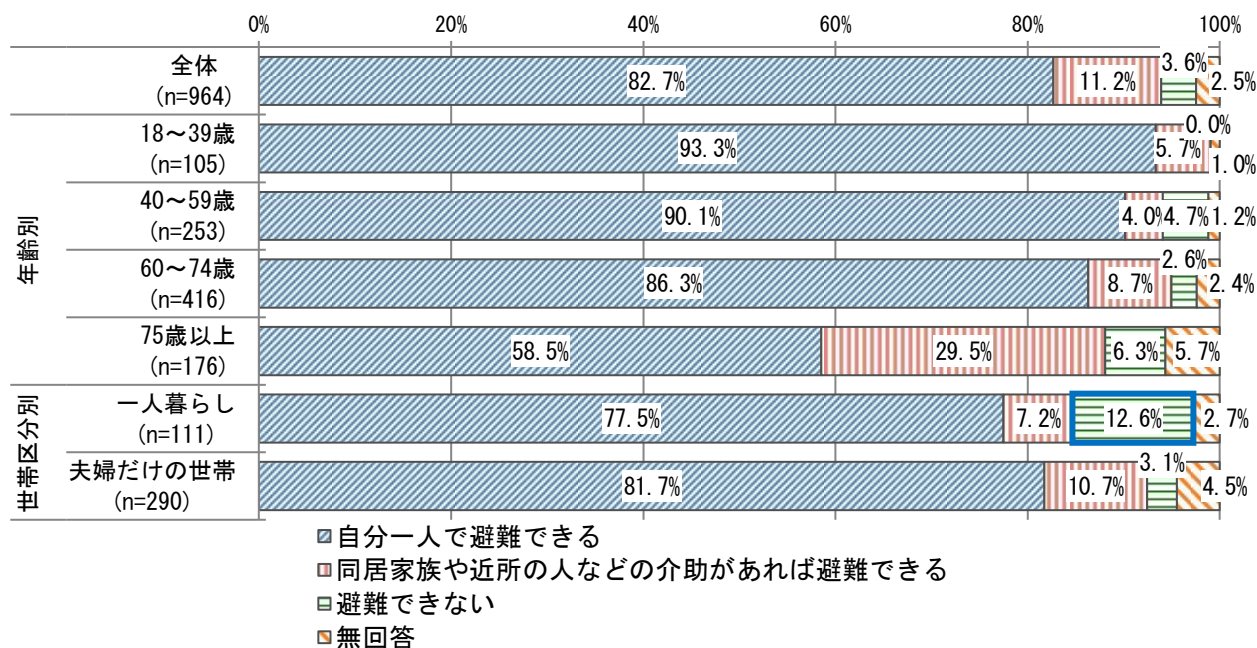
災害時の避難の可否については、「自分一人で避難できる」が82.7%、「同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる」が11.2%、「避難できない」が3.6%となっています。

年齢別でみると、年齢層が高くなるにつれ、自分一人で避難できる割合が低くなり、75歳以上の層では58.5%となっています。

世帯区分別でみると、一人暮らしの世帯で「避難できない」が12.6%と高くなっています。

避難できない理由としては、「車などの移動手段がない」、「家族に高齢者、小さな子ども、車いす利用者がいるため避難所を利用しにくい」が多くなっています。

■災害時に自力で避難できるか



【自力で避難できない理由（主なもの）】

◇車に乗れないから

◇移動手段がないから・足が悪く移動が困難であるから

◇家族に高齢者・子ども・車いす生活者がおり、避難所での生活が困難であったり、ストレスになる

ウ 自分や家族を災害から守るための取組

自分や家族を災害から守るために取り組んでいることについては、「水・食料等の備蓄」が53.8%と最も高く、次いで「家族との連絡方法の確認」が43.3%、「非常用持ち出し品の準備」が39.4%となっています。

年齢別で見ると、18～39歳と40歳～59歳の層では「町・県の防災情報の登録（LINE、メール）」が全体と比較して10ポイント以上高くなっています。

「防災訓練への参加」については、すべての年齢層・地区で2割未満と低くなっています。

地区別でみると、田浦地区では「防災訓練への参加」が、大野地区では「非常用持ち出し品の準備」と「地域の危険箇所やハザードマップの確認」が、吉尾地区では「町・県の防災情報の登録（LINE、メール）」が、それぞれ他の地区と比較して低くなっています。また、吉尾地区では、「特に何もしていない」が他の地区と比較して高くなっています。

■自分や家族を災害から守るために取り組んでいること

	単純集計	年 齢 別				地 区 別				
	全体	18～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	田浦	佐敷	湯浦	大野	吉尾
サンプル数	964	105	253	416	176	240	320	267	88	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水・食料等の備蓄	519	54	161	217	78	140	164	149	41	16
	53.8%	51.4%	63.6%	52.2%	44.3%	58.3%	51.3%	55.8%	46.6%	48.5%
家族との連絡方法の確認	417	43	98	194	76	107	129	115	44	15
	43.3%	41.0%	38.7%	46.6%	43.2%	44.6%	40.3%	43.1%	50.0%	45.5%
非常用持ち出し品の準備	380	37	88	180	70	102	119	112	28	14
	39.4%	35.2%	34.8%	43.3%	39.8%	42.5%	37.2%	41.9%	31.8%	42.4%
地域の危険箇所やハザードマップの確認	313	23	93	149	43	77	115	88	18	8
	32.5%	21.9%	36.8%	35.8%	24.4%	32.1%	35.9%	33.0%	20.5%	24.2%
防災訓練への参加	124	5	29	61	28	15	54	30	17	7
	12.9%	4.8%	11.5%	14.7%	15.9%	6.3%	16.9%	11.2%	19.3%	21.2%
町・県の防災情報の登録 (LINE、メール)	250	39	107	90	11	49	102	72	22	1
	25.9%	37.1%	42.3%	21.6%	6.3%	20.4%	31.9%	27.0%	25.0%	3.0%
早めの自主避難(予防的避難)	191	19	36	90	46	45	69	55	15	7
	19.8%	18.1%	14.2%	21.6%	26.1%	18.8%	21.6%	20.6%	17.0%	21.2%
特に何もしていない	142	21	29	56	32	32	40	42	16	7
	14.7%	20.0%	11.5%	13.5%	18.2%	13.3%	12.5%	15.7%	18.2%	21.2%
その他	11	2	4	5	0	0	6	4	1	0
	1.1%	1.9%	1.6%	1.2%	0.0%	0.0%	1.9%	1.5%	1.1%	0.0%
無回答	22	0	3	11	8	5	9	4	3	1
	2.3%	0.0%	1.2%	2.6%	4.5%	2.1%	2.8%	1.5%	3.4%	3.0%

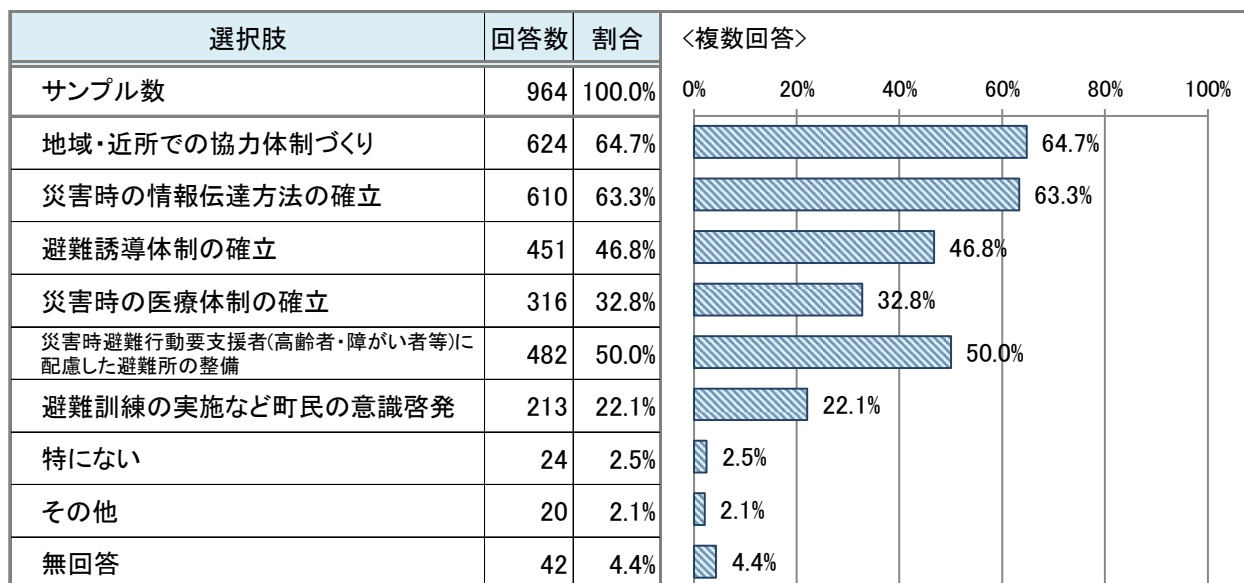
エ 災害に備えて地域や行政が取り組むべきこと

災害発生に備えて地域や行政が取り組むべきことについては、「地域・近所での協力体制づくり」が64.7%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」が63.3%、「災害時避難行動要支援者（高齢者・障がい者等）に配慮した避難所の整備」が50.0%となっています。

地区別でみると、すべての地区で「災害時の情報伝達方法の確立」と「地域・近所での協力体制づくり」が1位、2位となっています。

大野地区では「避難誘導体制の確立」について、吉尾地区では「災害時の医療体制の確立」についても他の地区と比較して上位になっています。

■災害発生に備えて地域や行政が取り組むべきこと



■災害発生に備えて地域や行政が取り組むべきことの地区別上位3位

区分	1位	2位	3位
田浦地区 (n=240)	災害時の情報伝達方法の 確立 61.7%	地域・近所での協力体制 づくり 60.8%	災害時避難行動要支援者 に配慮した避難所の整備 49.6%
佐敷地区 (n=320)	災害時の情報伝達方法の 確立 66.3%	地域・近所での協力体制 づくり 64.7%	災害時避難行動要支援者 に配慮した避難所の整備 54.7%
湯浦地区 (n=267)	地域・近所での協力体制 づくり 67.8%	災害時の情報伝達方法の 確立 66.3%	災害時避難行動要支援者 に配慮した避難所の整備 49.4%
大野地区 (n=88)	地域・近所での協力体制 づくり 68.2%	災害時の情報伝達方法の 確立 60.2%	避難誘導体制の確立 48.9%
吉尾地区 (n=33)	地域・近所での協力体制 づくり 60.6%	災害時の情報伝達方法の 確立 45.5%	災害時避難行動要支援者 に配慮した避難所の整備 30.3%（同順） 災害時の医療体制の確立

⑥成年後見制度について

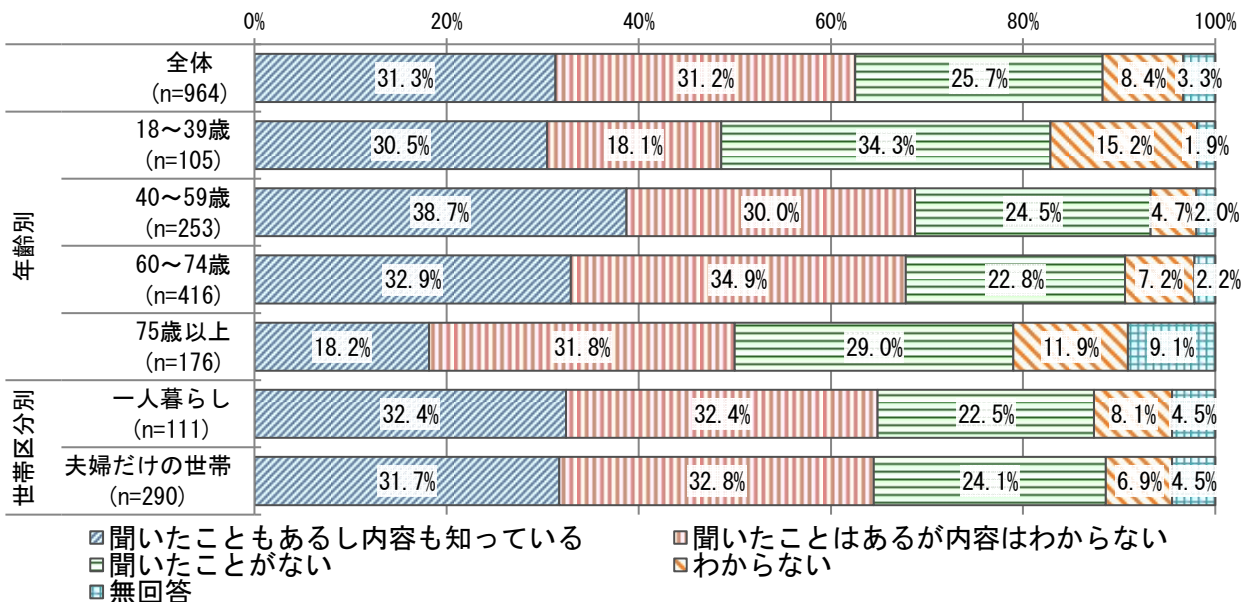
成年後見制度については、「聞いたこともあるし内容も知っている」が 31.3%、「聞いたことはあるが内容はわからない」が 31.2%、「聞いたことがない」が 25.7%、「わからない」が 8.4%となっています。

年齢別で見ると、年齢層が高くなるにつれて「聞いたこともあるし内容も知っている」の割合がおおむね低くなっています。

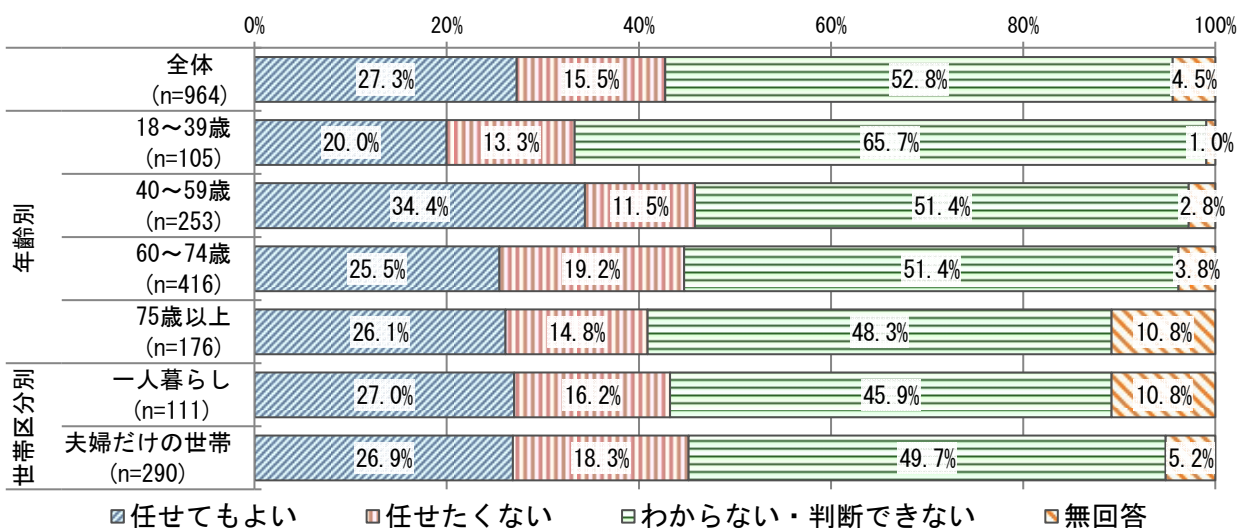
成年後見制度の利用意向については、「任せてもよい」が 27.3%、「任せたくない」が 15.5%、「わからない・判断できない」が 52.8%となっています。

「わからない・判断できない」が約5割となっていることと、成年後見制度の認知度について「聞いたこともあるし内容も知っている」が約3割にとどまっていることから、判断できない理由として成年後見制度に関する情報が不足していると考えられます。

■成年後見制度の認知度



■成年後見制度の利用意向



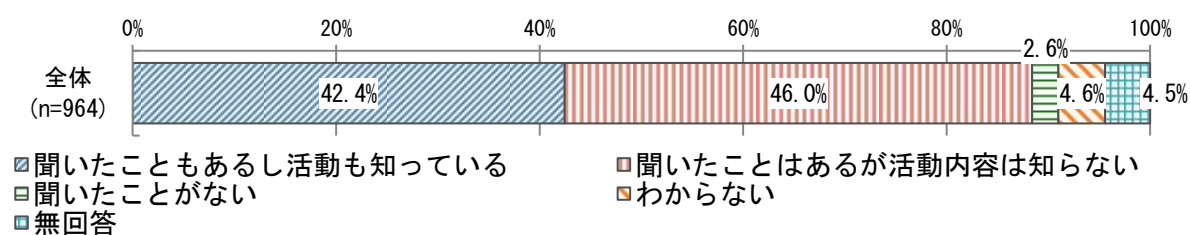
⑦地域福祉について

ア 民生委員・児童委員について

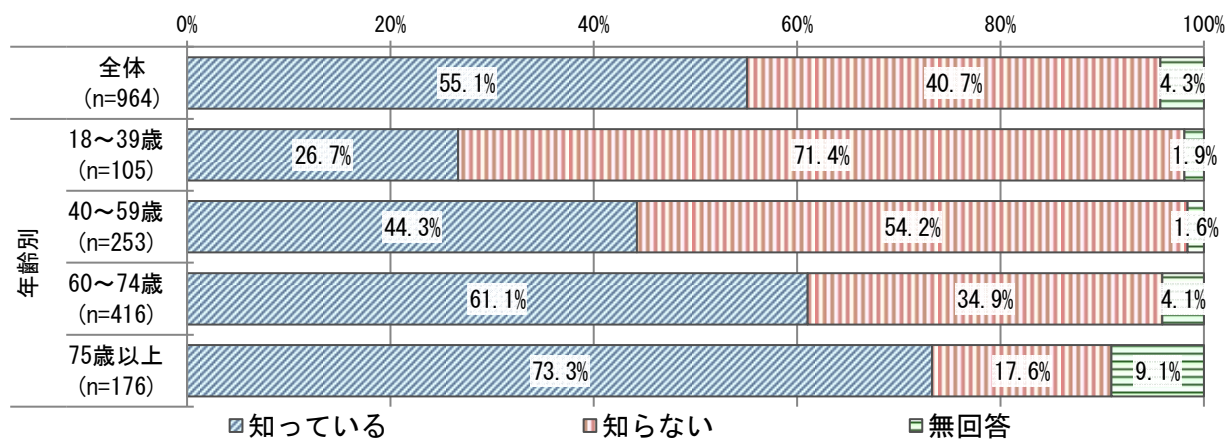
民生委員・児童委員の活動については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が42.4%、「聞いたことはあるが活動内容は知らない」が46.0%、「聞いたことがない」が2.6%、「わからない」が4.6%となっています。

住んでいる地区の担当民生委員・児童委員を知っているかについては、「知っている」が55.1%、「知らない」が40.7%となっています。

■ 民生委員の活動の認知度



■ 住んでいる地区の担当民生委員の認知度

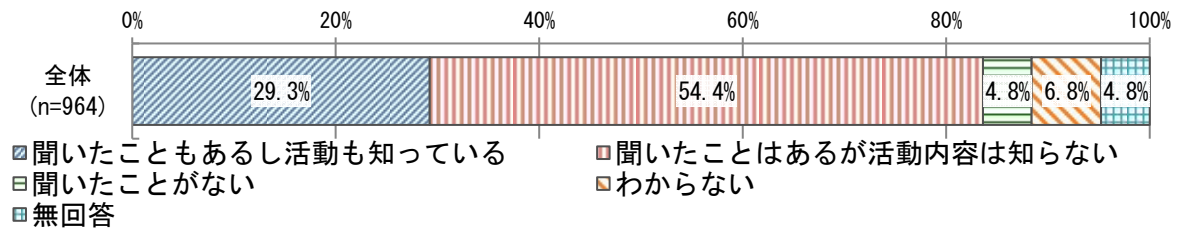


イ 芦北町社会福祉協議会について

社会福祉協議会の活動の認知度については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が29.3%、「聞いたことはあるが活動内容は知らない」が54.4%、「聞いたことがない」が4.8%、「わからない」が6.8%となっています。

社会福祉協議会が取り組むべきことについては、「高齢者への福祉サービス」が56.0%と最も高くなっています。

■ 社会福祉協議会の認知度



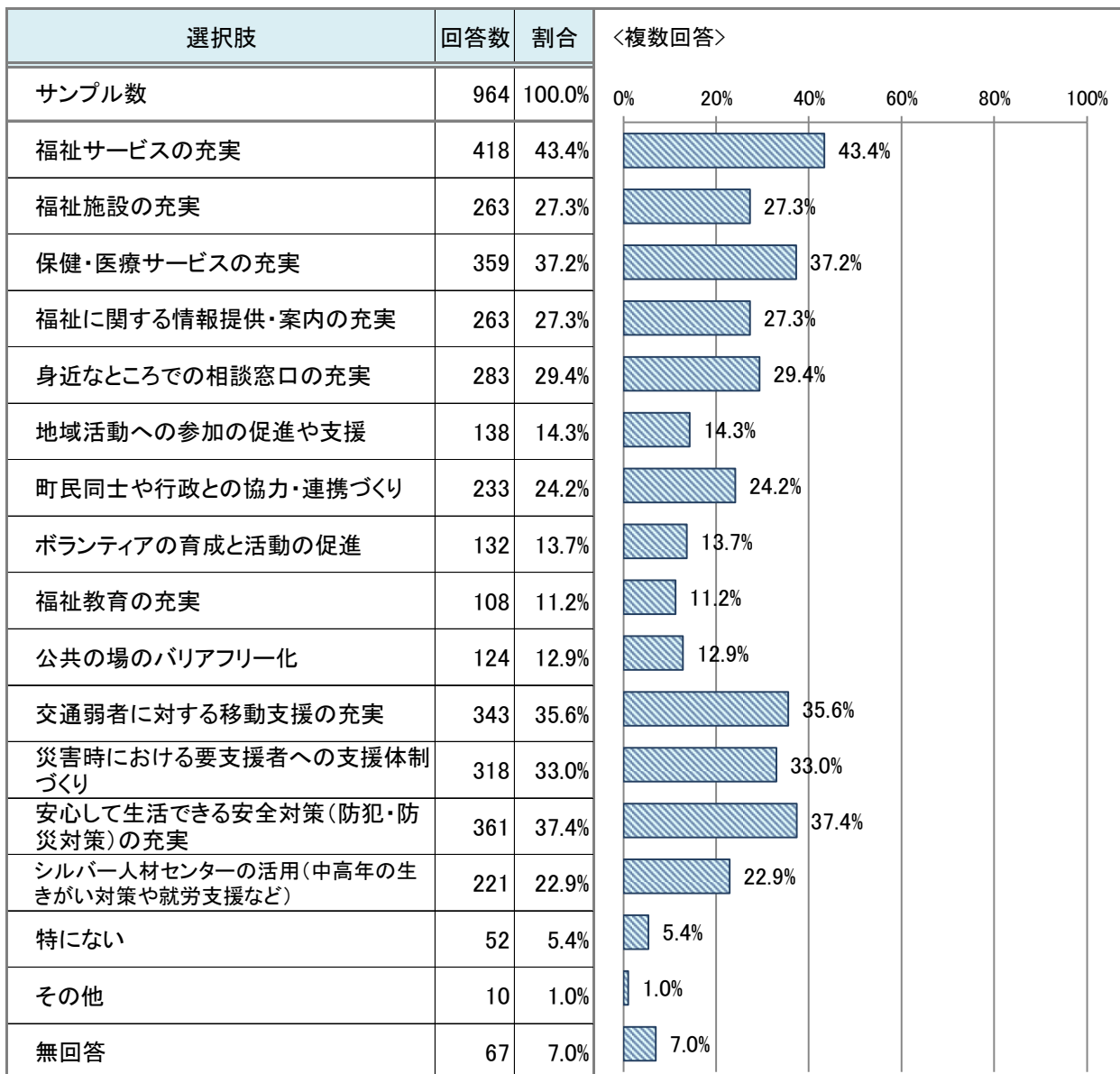
■ 社会福祉協議会が取り組むべきこと

区分	1 位	2 位	3 位
全体 (n=964)	高齢者への福祉サービス 56.0%	災害時の対応 43.2%	障がい者（児）への福祉サービス 32.9%
18～39 歳 (n=105)	災害時の対応 45.7%	児童への福祉サービス 子育てに関する支援 43.8%（同順）	
40～59 歳 (n=253)	高齢者への福祉サービス 57.7%	災害時の対応 42.3%	児童への福祉サービス 36.8%
60～74 歳 (n=416)	高齢者への福祉サービス 57.7%	災害時の対応 46.6%	近隣同士の助け合いの 仕組みづくりとその充実 38.7%
75 歳以上 (n=176)	高齢者への福祉サービス 58.5%	近隣同士の助け合いの 仕組みづくりとその充実 36.4%	災害時の対応 35.2%
田浦 (n=240)	高齢者への福祉サービス 62.5%	災害時の対応 43.3%	障がい者（児）への福祉サービス 34.6%
佐敷 (n=320)	高齢者への福祉サービス 53.1%	災害時の対応 47.8%	福祉に関する相談や 苦情の受付 35.9%
湯浦 (n=367)	高齢者への福祉サービス 54.3%	災害時の対応 40.1%	障がい者（児）への福祉サービス 34.1%
大野 (n=88)	高齢者への福祉サービス 53.4%	災害時の対応 40.9%	障がい者（児）への福祉サービス 福祉に関する相談や 苦情の受付 近隣同士の助け合いの 仕組みづくりとその充実 31.8%（同順）
吉尾 (n=33)	高齢者への福祉サービス 60.6%	近隣同士の助け合いの 仕組みづくりとその充実 33.3%	災害時の対応 30.3%

ウ 芦北町が特に力を入れるべき施策

芦北町が特に力を入れるべき施策については、「福祉サービスの充実」が43.4%と最も高く、次いで「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」が37.4%、「保健・医療サービスの充実」が37.2%となっています。

■ 芦北町が特に力を入れるべき施策



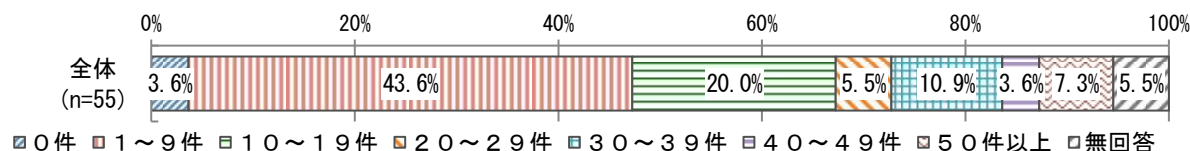
(3) 民生委員・児童委員アンケート調査結果概要

①活動の状況について

ア 見守りの必要な件数

見守りが必要な世帯の件数は、「1～9件」が43.6%と最も高く、次いで「10～19件」が20.0%、「30～39件」が10.9%となっています。

■見守りの必要な件数

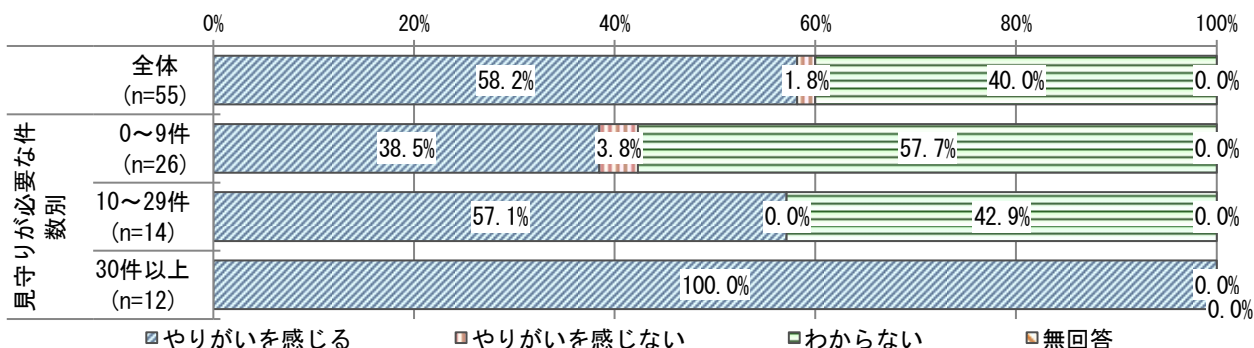


イ やりがいや負担感について

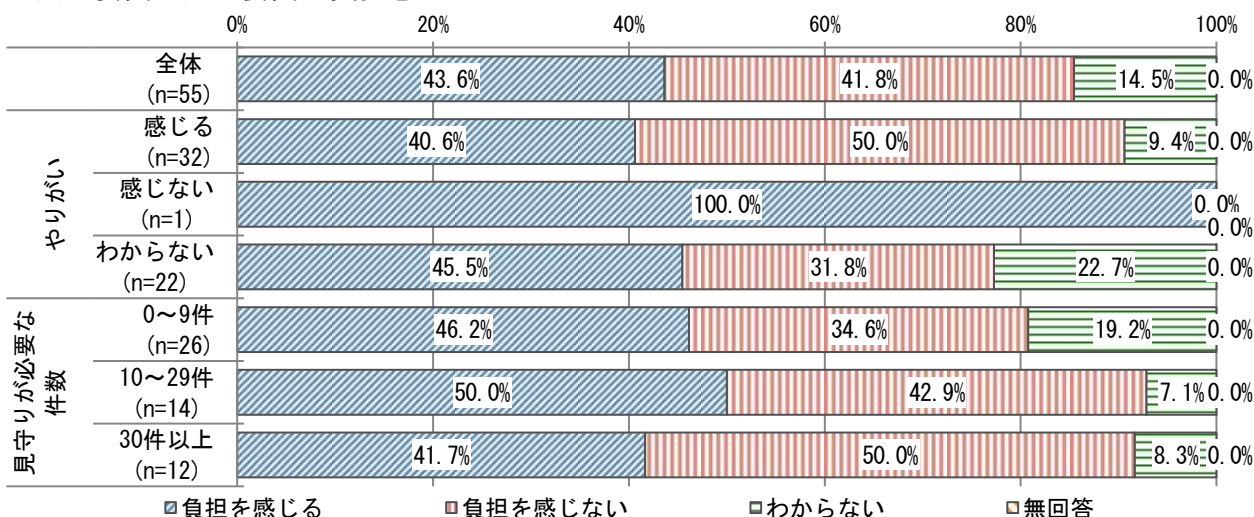
民生委員・児童委員の活動のやりがいについては、「やりがいを感じる」が58.2%、「やりがいを感じない」が1.8%、「わからない」が40.0%となっています。

活動の負担感については、「負担を感じる」が43.6%、「負担を感じない」が41.8%、「わからない」が14.5%となっています。

■民生委員・児童委員のやりがい（見守りの必要な件数別）



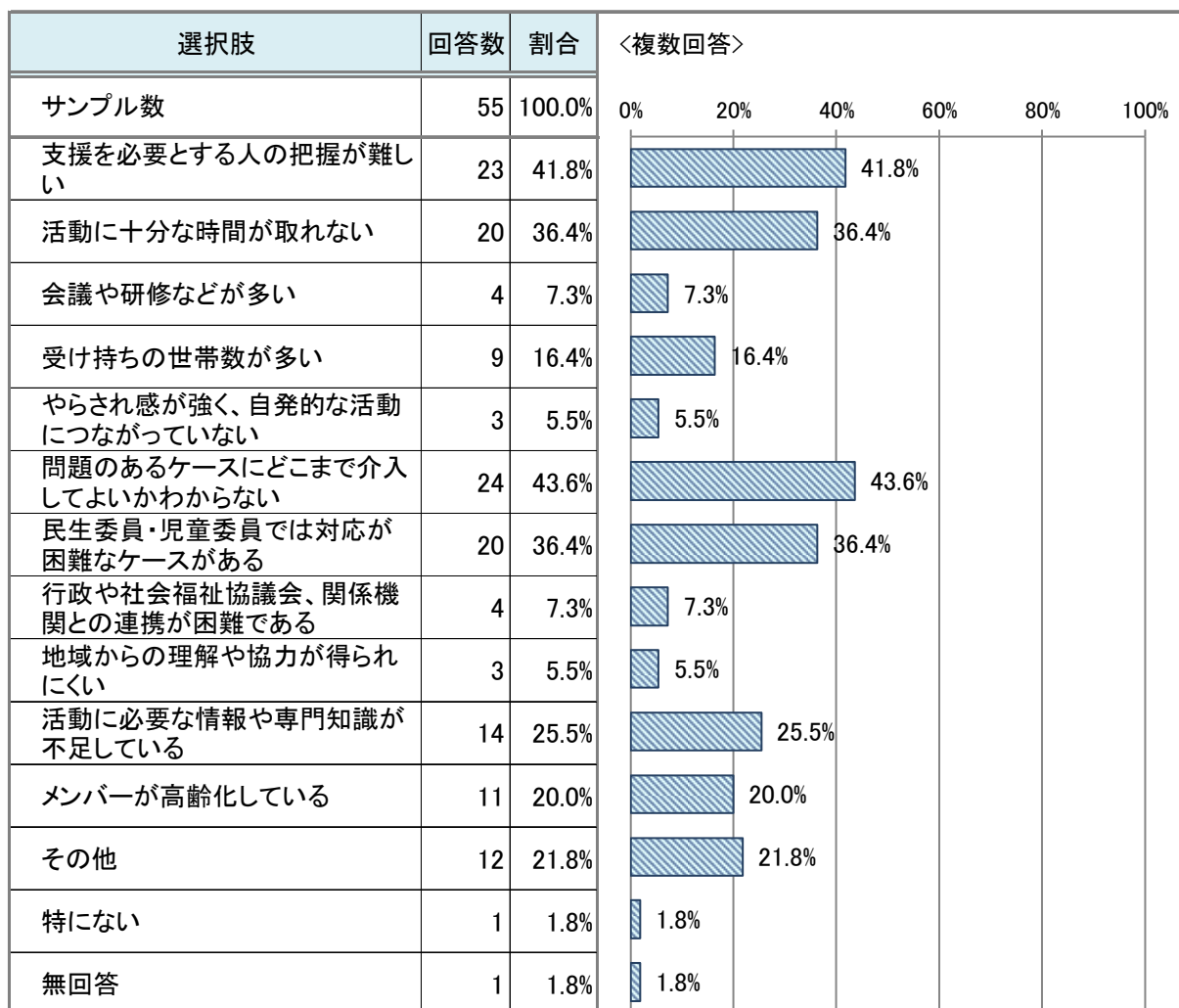
■民生委員・児童委員の負担感



ウ 民生委員の活動を行う上で困っていること

民生委員の活動を行う上で困っていることについては、「問題のあるケースにどこまで介入してよいかわからない」が43.6%と最も高く、次いで「支援を必要とする人の把握が難しい」が41.8%、「活動に十分な時間が取れない」と「民生委員・児童委員では対応が困難なケースがある」が36.4%となっています。

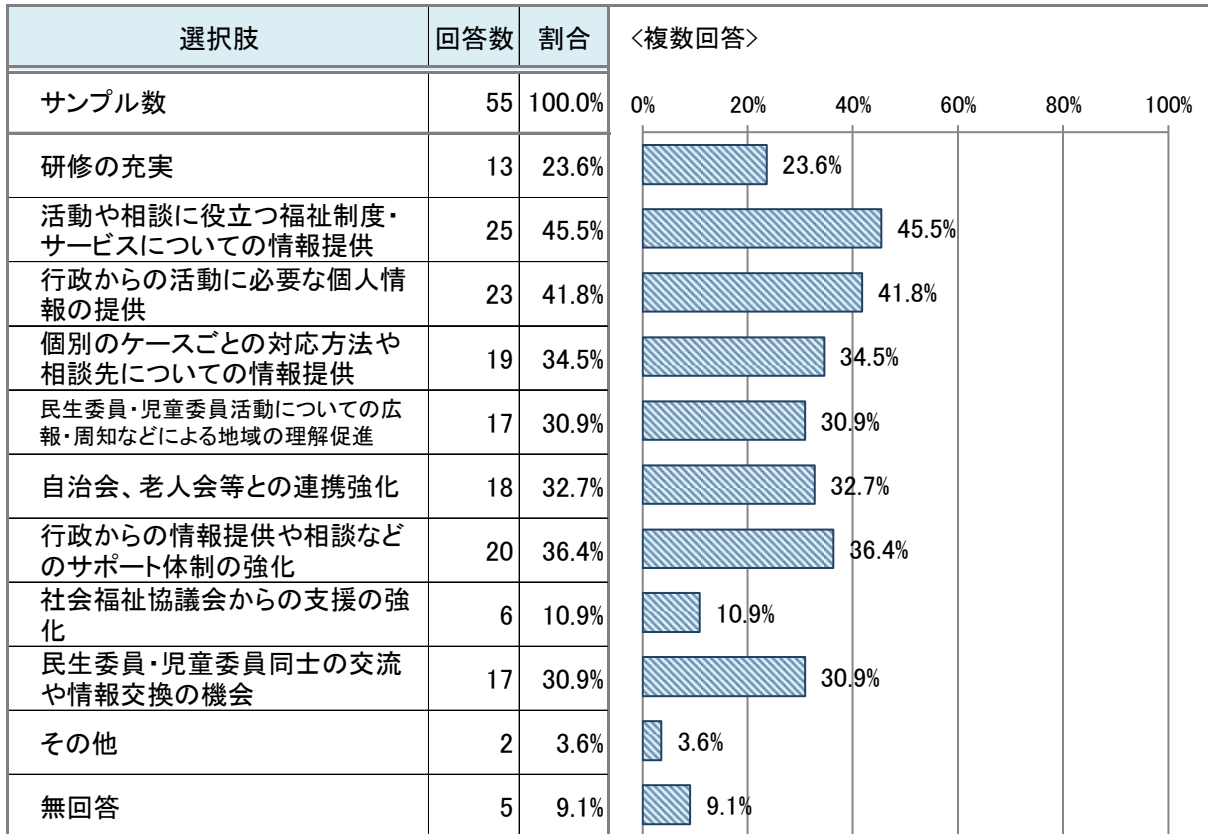
■ 民生委員の活動を行う上で困っていること



エ 民生委員の活動を行う上で支援してほしいこと

「活動や相談に役立つ福祉制度・サービスについての情報提供」が 45.5%と最も高く、次いで「行政からの活動に必要な個人情報の提供」が 41.8%、「行政からの情報提供や相談などのサポート体制の強化」が 36.4%となっています。

■ 民生委員の活動を行う上で支援してほしいこと

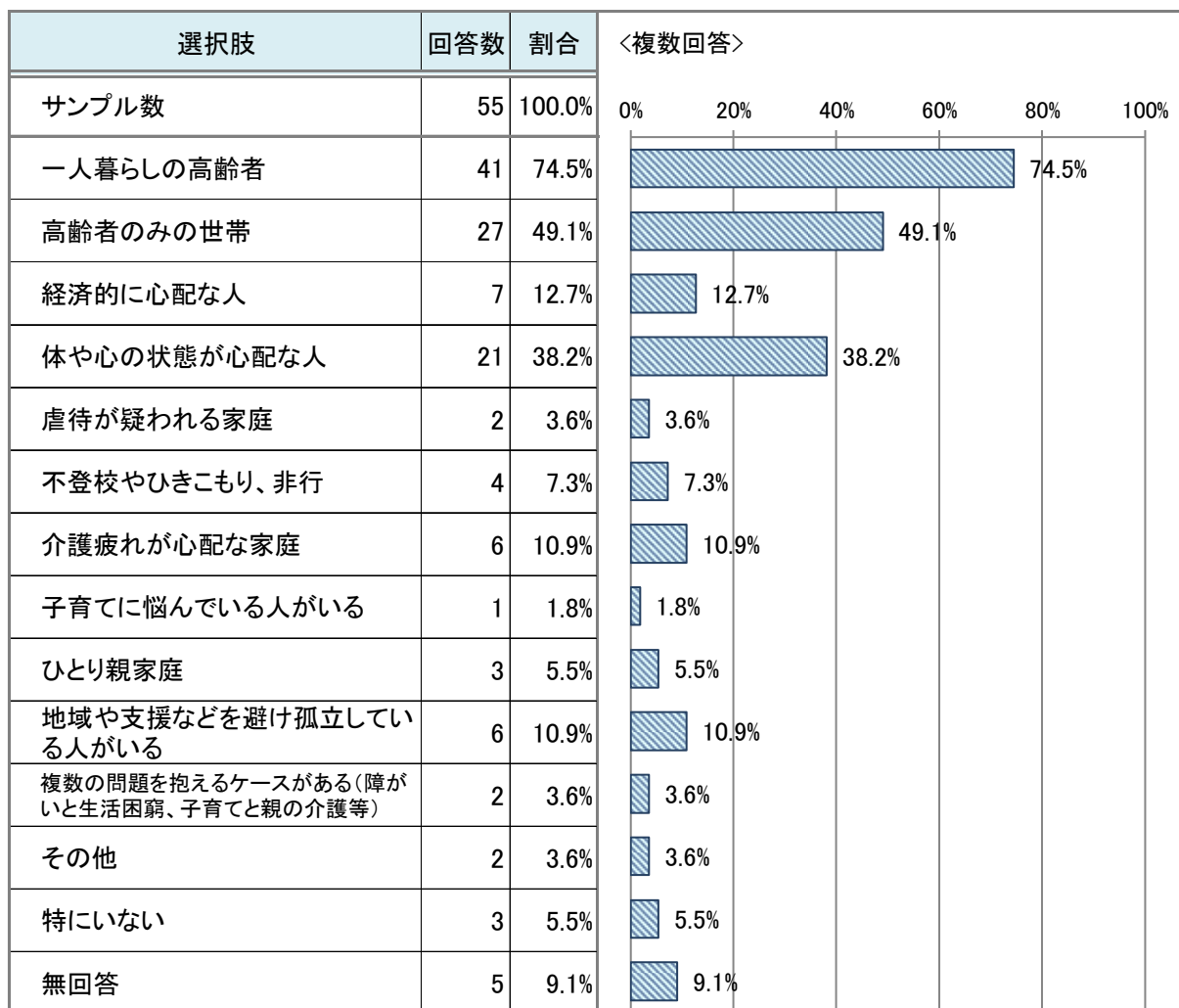


②担当の地域について

ア 気になる人や特に見守りが必要な人

「一人暮らしの高齢者」が74.5%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が49.1%、「体や心の状態が心配な人」が38.2%となっています。

■気になる人や特に見守りが必要な人



【具体的な内容（抜粋）】

◇見守りをしている高齢者の中に認知症の疑いがある方がいる（同回答複数）

【認知症の方の例】夫婦ともに認知症のケース、入所申し込みをしても順番待ちの方

◇自力で避難できない人や避難を拒否する人がいる。（同回答複数）

【自力で避難できない人の対応】ショートステイの利用、民生委員の協力で避難する

◇精神疾患の方の災害後の対応が大変であった。民生委員にも精神疾患のある方の名簿等の情報を提供してほしい

◇自分自身が働いているため、気になる家庭に対し訪問する時間帯が合わないことがある

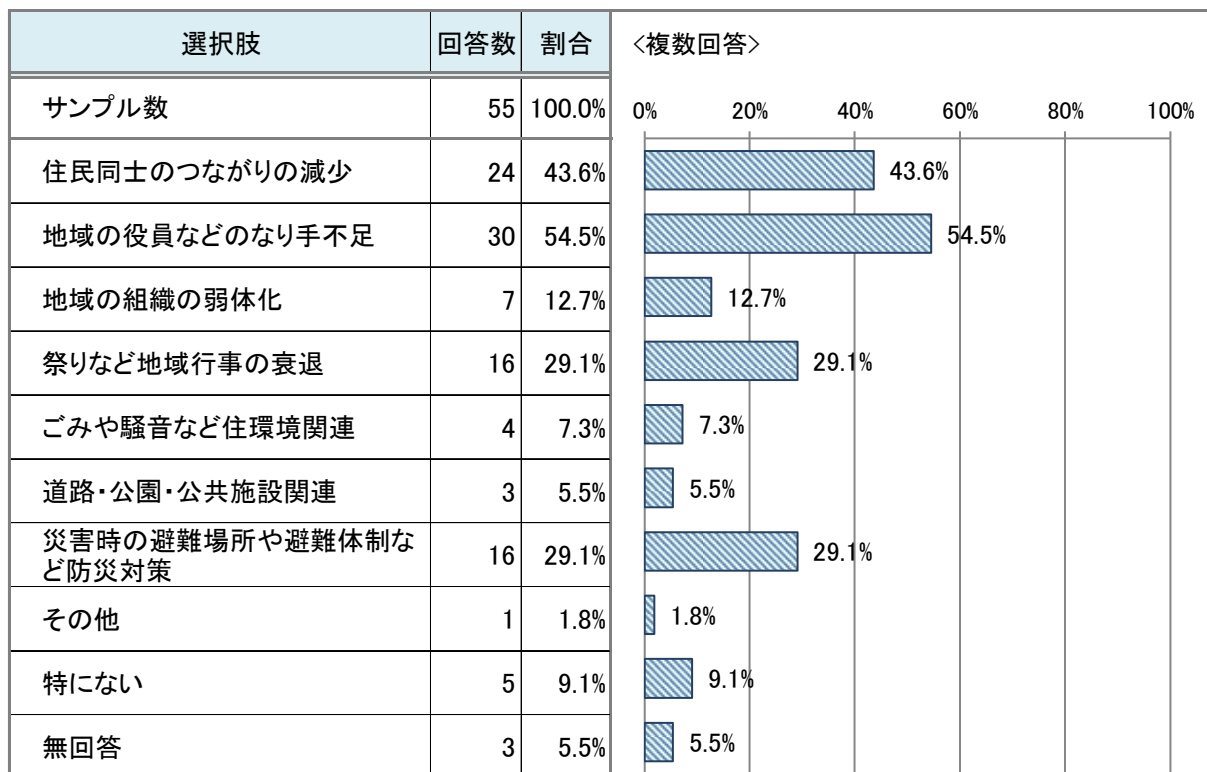
◇一人暮らしの高齢者は近隣住民も訪問しにくく孤立しやすい

◇家庭内で罵倒等の虐待を受けているケースがある

イ 地域で気になること・問題だと感じること

「地域の役員などのなり手不足」が 54.5%と最も高く、次いで「住民同士のつながりの減少」が 43.6%、「祭りなど地域行事の衰退」と「災害時の避難場所や避難体制など防災対策」が 29.1%となっています。

■地域で気になること・問題だと感じること



【具体的な内容（抜粋）】

■住民同士のつながりの減少

- ◇高齢化に伴い、横の連携が薄れてきている
- ◇幼稚園がなくなったことで、行事への参加など会う機会が減少し、つながりが減少
- ◇コロナ禍で行事が減少。コロナ禍が終わった後に行事を再開できるか不安がある

■地域の役員などのなり手不足・地域の組織の弱体化

- ◇雇用の延長等もあり役員のなり手が不足
- ◇地域の役員は、できる人には多くの役職を与えられて大変である

■災害時の避難場所や避難体制など防災対策

- ◇早めの避難を呼びかけているが、避難しながらいない人や移動手段がない人がいる
- ◇災害時の避難経路について、河川脇の道路や橋など危険な箇所がある
- ◇避難所でトラブルがある

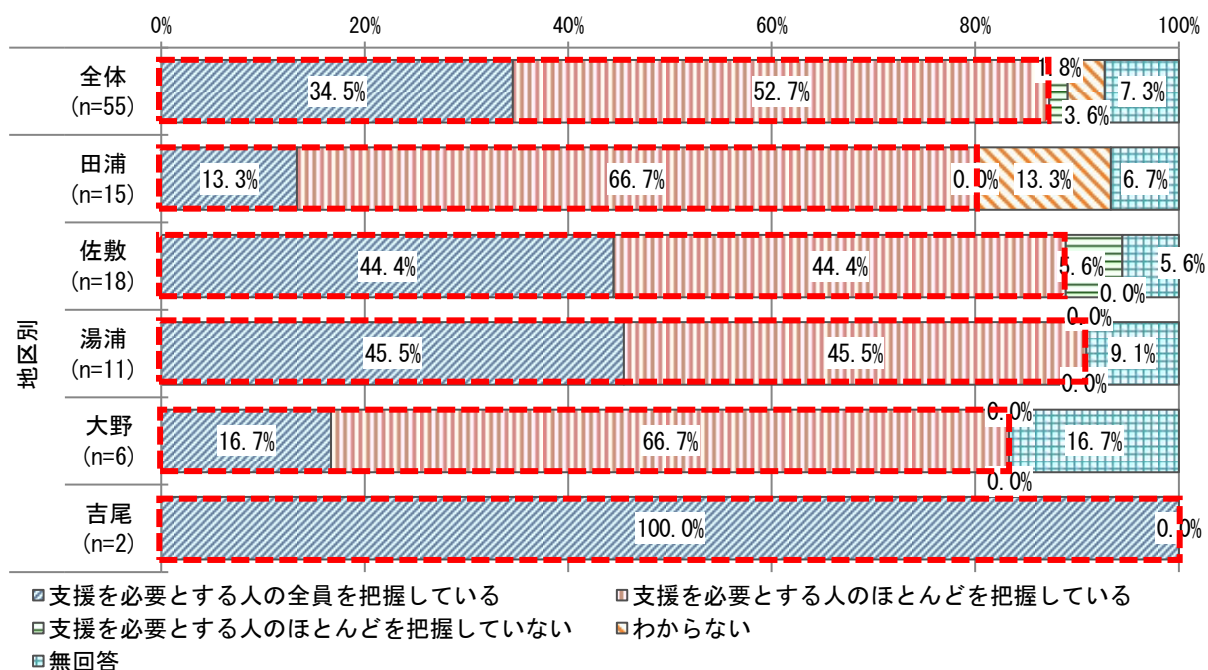
③支援について

ア 災害時の支援について

「支援を必要とする人の全員を把握している」が 34.5%、「支援を必要とする人のほとんどを把握している」が 52.7%、「支援を必要とする人のほとんどを把握していない」が 1.8%、「わからない」が 3.6%となっています。

地区別で見ると、すべての地区で、「支援を必要とする人の全員を把握している」と「支援を必要とする人のほとんどを把握している」の合計が8割を超えています。

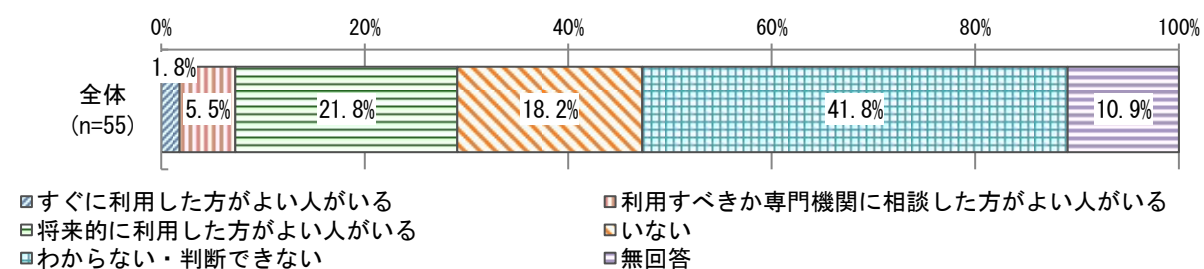
■災害時に支援が必要な人の把握



イ 成年後見制度の利用について

「すぐに利用した方がよい人がある」が 1.8%、「利用すべきか専門機関に相談した方がよい人がある」が 5.5%、「将来的に利用した方がよい人がある」が 21.8%、「いない」が 18.2%、「わからない・判断できない」が 41.8%となっています。

■成年後見制度を利用した方がよい人の有無



④地域福祉について（一部抜粋、要約）

【地域について】

- ◇常任委員会、各部長会等に向けた研修も必要だと思われる
- ◇側溝の点検・清掃など家の周りの清掃であっても行政の協力がなければ困難なものがある
- ◇コロナ、水害等災害が相次いているが、コロナ後の町の発展に向けて、人々が通い話し合えるカフェなどがあったら、もっと人との交わり、楽しみも増すのではないか
- ◇サロンやたっしゃか会などの活動は、参加する方が少なくもったいない。活性化することで地域のつながりもできるのではないか。民生委員として出来ることを教えて欲しい

【民生委員の活動への支援等】

- ◇地区の個人情報の把握が困難。また、家庭にどこまで踏み込んで支援したらいいのか難しい
（同意見複数）
- ◇担当地区により訪問件数に大きな差がある。高齢者の人数にも差があるため、地域の人数や件数により、人員配置など検討してほしい （同意見複数）
- ◇後継者の確保を考えていく必要性を感じている
- ◇成年後見制度など福祉課と社協と民生委員を含めて研修が必要
- ◇行政サイドからコロナ対策を講じた活動方法について情報提供や指示を頂きたい
- ◇個人情報等守るべき問題はあるが、民生委員・児童委員の活動が行政と住民の接点となり支援が広がる地域づくりが望ましいと考える

【高齢者】

- ◇広報や郵便物が届いても内容が分からない方、防災無線が聞きとりにくい方がいる
- ◇高齢の一人暮らしの世帯が多く、現在自立して生活していても、何年か先は難しい方も出てくるとされる。家族の見守り（定期的な訪問や電話）、近所の見守り、行政区長、民生委員、新聞配達や郵便配達、町社協、地域包括支援センター、行政等、チームになっての支援が必要だと考える

【災害対策等】

- ◇避難経路に危険な箇所がある
- ◇豪雨災害後の被災された方の心のケアが必要
- ◇避難行動要支援者名簿を整備更新する必要がある。各地域で支援を必要とする人が多数いる

【空地・空き家関連】

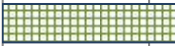
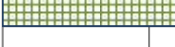
- ◇空地・空き家の増加
- ◇名簿に載っていても本人所在不明の場合があり対応が困難
- ◇空地、空き家は手入れがされていないため雑草等が茂り害虫が発生している

(4) 関係団体等調査結果概要

①活動の状況について

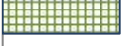
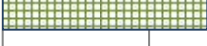
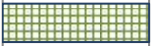
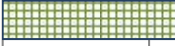
ア 活動にあたり困っていること

「新しいメンバーが入らない・参加者が少ない」と「他の団体等との交流機会が少ない」が6件と最も高く、次いで「リーダー（後継者）や中心となるメンバーが育たない」が5件となっています。

選択肢	回答数	＜複数回答＞
サンプル数	18	0 5 10 15 20
活動のマンネリ化	2	 2件
新しいメンバーが入らない・参加者が少ない	6	 6件
リーダー（後継者）や中心となるメンバーが育たない	5	 5件
活動に関する情報発信の手段や機会が乏しい	1	 1件
地域のニーズが把握できていない	4	 4件
行政や社会福祉協議会との連携が不足している	4	 4件
他の団体等との交流機会が少ない	6	 6件
活動場所の確保が困難である	1	 1件
活動資金の確保が困難である	4	 4件
多忙で、新たな活動や他団体との連携などに手が回らない	2	 2件
その他	4	 4件
特にない	2	 2件
無回答	0	0件

イ 活動にあたり支援してほしいこと

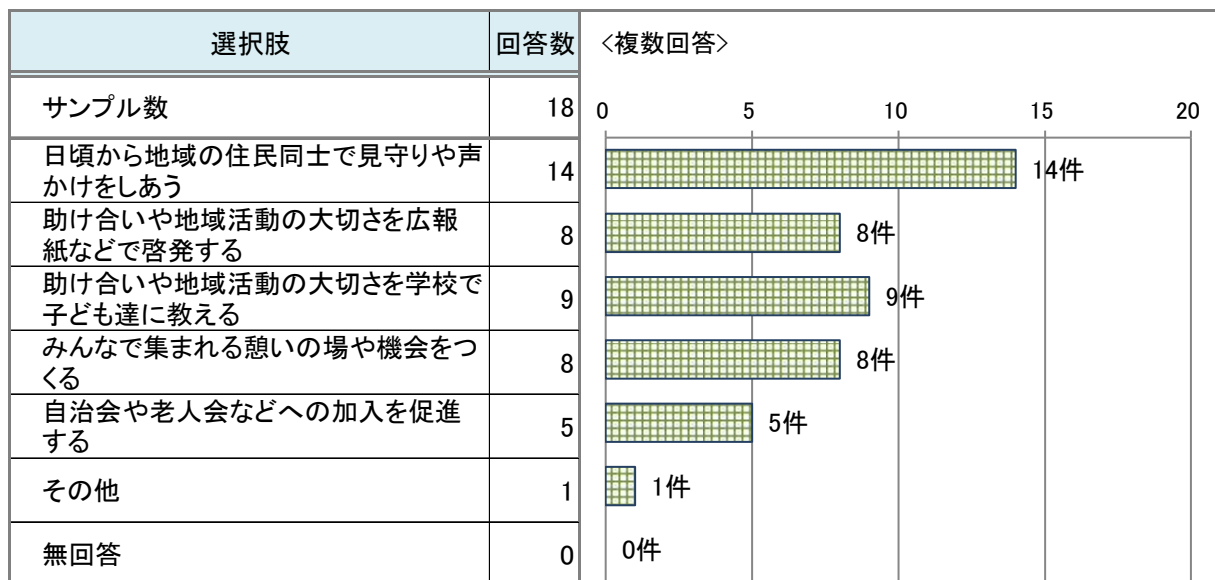
「活動に関する地域や住民の理解の促進」が7件と最も多く、次いで「研修の実施など人材育成の支援」が6件となっています。

選択肢	回答数	＜複数回答＞
サンプル数	18	0 5 10 15 20
団体や活動についてのPR	5	 5件
活動に必要な情報の提供	5	 5件
団体と町・社会福祉協議会の連携の強化	5	 5件
他団体との交流や連携の仲立ち	4	 4件
活動に関する地域や住民の理解の促進	7	 7件
活動の対象となる人との仲立ちや活動機会の提供	1	 1件
活動場所の提供	0	0件
経済的な支援	5	 5件
研修の実施など人材育成の支援	6	 6件
その他	3	 3件
特にない	0	0件
無回答	1	 1件

②活動している地域について

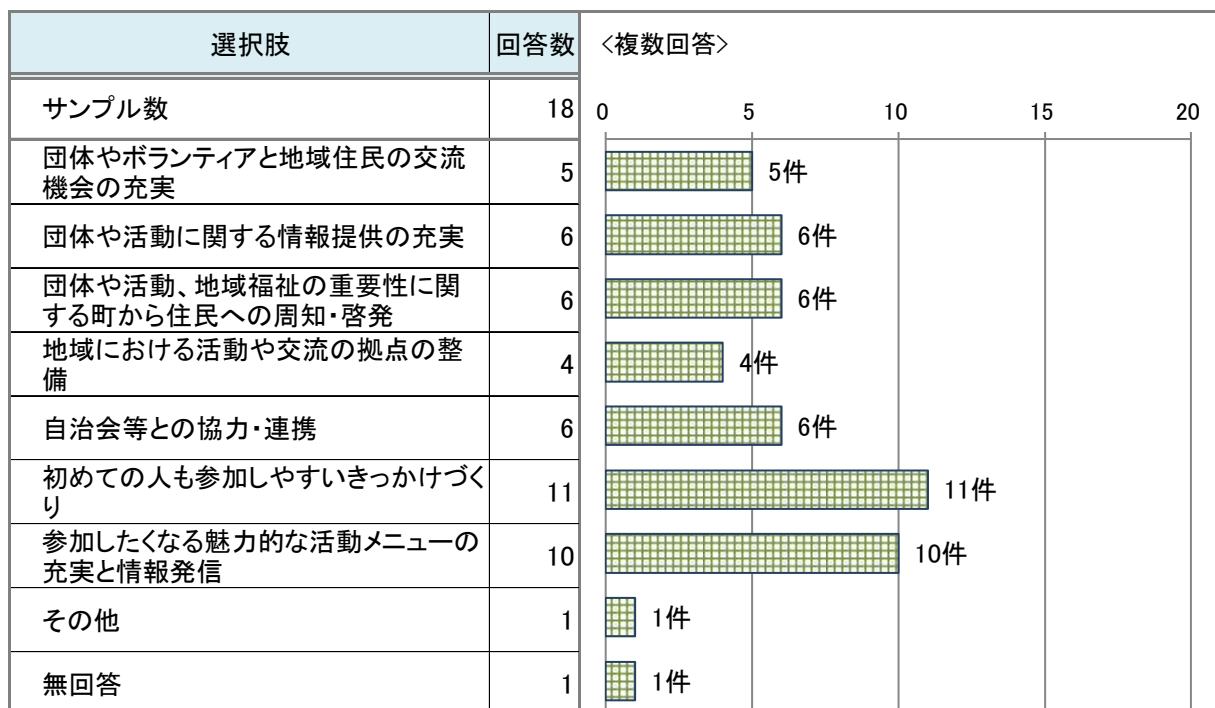
ア 活動地域の助け合いを活発にするために必要なこと

「日頃から地域の住民同士で見守りや声かけをしあう」が14件と最も高くなっています。



イ 活動に対し住民の理解や協力、参加を得るために必要なこと

「初めての人も参加しやすいきっかけづくり」が11件と最も高くなっています。



ウ 地域課題の解決のために取り組めること・取り組んでほしいこと（抜粋）

①回答者が取り組めること

- ◇ボランティア活動や地域の行事に積極的な参加や団体の活動の活発化
- ◇地域に向けた活動の活発化（見守り、活動内容の参観、福祉サービスへの連携など）
- ◇地域貢献に向け、地域の方々に活動内容を知ってもらい、一緒に参加して頂けるよう取り組んでいく

②地域に取り組んでほしいこと

- ◇日ごろからの防災と、発災時にどのように対応するかの検討
- ◇民生委員等に協力してもらって、地域での課題を発掘
- ◇自治公民館の他の団体との連携の強化や地域福祉活動への理解の促進
- ◇地域による児童・生徒の見守り。また、子どもたちや親世代が地域住民へ声かけ・見守りも行い、つながることが大事

③町・社会福祉協議会に取り組んでほしいこと

- ◇最初のきっかけ（動機づけ）づくりを行政や社協等で実施し、その後団体が継続する
- ◇コロナ禍終息後のイベント開催時の協力体制を整えてほしい
- ◇福祉の担い手育成・リーダー育成、地域福祉活動推進員への状況・情報の提供、育成

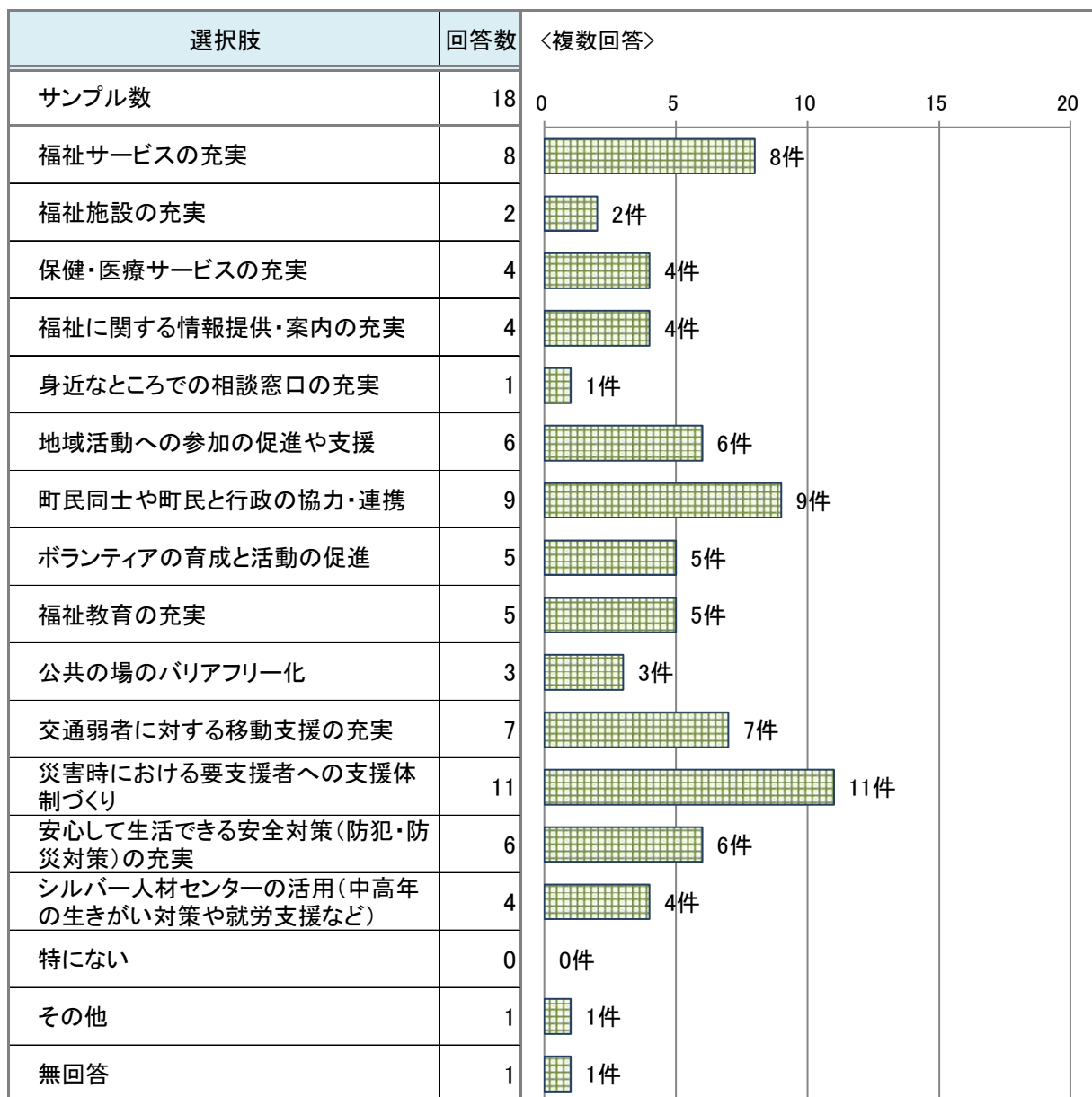
エ 成年後見制度を利用した方がよい人の有無

「すぐに利用した方がよい人がある」が2件、「利用すべきか専門機関に相談した方がよい人がある」が1件、「将来的に利用した方がよい人がある」が4件、「いない」が3件、「わからない・判断できない」が7件となっています。

選択肢	回答数	＜単数回答＞
サンプル数	18	0 5 10 15 20
すぐに利用した方がよい人がある	2	 2件
利用すべきか専門機関に相談した方がよい人がある	1	 1件
将来的に利用した方がよい人がある	4	 4件
いない	3	 3件
わからない・判断できない	7	 7件
無回答	1	 1件

③芦北町の地域福祉施策への要望

「災害時における要支援者への支援体制づくり」が11件と最も高く、次いで「町民同士や町民と行政の協力・連携」が9件となっています。



④地域福祉活性化に向けてのアイデア

◇年齢を問わず多くの住民や地域の方々が、積極的に取り組めるような活動や行事の実施。
イベントを通して地域のつながりを築く

◇1. 芦北町内ボランティアや福祉団体と交流、活動発表会、研修の機会を。2. 身近な団体、地域の連携が少なく、活動内容が理解されてない。3. 福祉の担い手、住民行政区のリーダー育成を急いで欲しい。4. 地域公民館活動を活性化すれば福祉は推進すると思う

4. 第3次計画期間の施策の評価

基本目標（１）町民の支え合いによるまちづくり

基本目標の評価と課題		評価
令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため、多くの事業や地域活動が困難となりました。行事や地域のあつまりの再開やつながりの再構築が必要となります。 高齢化に伴い、見守りが必要な住民が増加するとともに、公民館活動の参加者が減少しています。地域活動への、幅広い世代の参加を促す必要があります。 民生委員の高齢化やなり手不足、負担の増加に対し、民生委員の改選に向けた定数確保の取組、担当区割の再編成の検討などによる活動しやすい環境づくりが求められます。 まちづくり支援事業については、令和3年度に復旧・復興に資する事業の支援内容を追加し、コミュニティの維持・活性化に加え豪雨災害からの復興を図りました。今後も、職員地区担当制を継続し、行政区の課題解決や資源の磨き上げ等を行っていく必要があります。		3.4
基本施策ごとの実績		5段階評価
地区ワークショップの継続的開催		3
○H29：実施なし、H30：2回1地区50名参加、R1：4回5地区40名参加、R2：3回4地区51名参加		
地区単位地域福祉ネットワークの構築		4
○民生委員・児童委員と連携し、高齢者実態把握調査や相談の窓口として協力してもらっている		
地域交流の場づくり等の推進		3
○地域間世代間交流事業として子どもふれあい教室を実施 H29：1回35名参加、R30：1回33名参加、R1：1回46名参加、R2：未実施		
地域による子育ての推進		3
○民生委員・児童委員が各小中学校のあいさつ運動への参加や登下校時の見守りを実施		
見守りネットワークの構築		3
○水俣・芦北地域見守り活動等支援事業を芦北町社会福祉協議会へ事業委託して実施 ○「熊本見守り応援隊」に町内事業所が加入し、年1回ネットワーク会議を開催		
地域のつながりの強化		4
○民生委員活動のPRや地域交流活動、学校との交流活動等を通し、民生委員への理解と信頼が増した ○地域福祉活動支援事業として、各行政区への助成及び公民館活動、防犯グッズ等助成を実施している ○まちづくり支援事業には、毎年度60～70行政区が申請・実施し、地域コミュニティの活性化に寄与 ○各公民館同士の情報交換や研修など、公民館活動の促進に努めた。また、高齢化が進む中、時代に応じた公民館活動の拠点整備費などに対し補助金を交付し、公民館活動の活性化を図った		
ボランティアセンターの機能充実		4
○ボランティアセンター事業の主な事業として福祉出前講座、福祉体験学習などを実施 H29年度：登録者4名16団体派遣149名 H30年度：登録者9名22団体派遣52名 R1年度：登録者4名9団体派遣90名 R2年度：登録者1名9団体派遣なし		

※基本目標の評価と課題の評価は、基本施策ごとの評価の平均値

基本施策の5段階評価： 1（達成度20%未満） 2（20～50%未満） 3（50～80%未満）
4（80～100%未満） 5（100%以上）

基本目標（２）地域福祉の担い手づくり

基本目標の評価と課題		評価
福祉に対する理解の促進のためには、継続的に取り組む必要があります。新型コロナウイルス感染症流行下で、理解促進のためのイベントをはじめとする事業をいかにして展開するか、活動方法の検討が必要となります。 引き続き、生きがいづくりや生涯学習を推進するとともに、時代や町民ニーズに合わせて講座の見直しを図る必要があります。 地域学校協働本部事業など、学校、家庭、地域が一体となった取組の全町的な推進が求められます。 生き生き大学、町民講座は、受講者の偏りが見られることから、新たな受講者の掘り起こしにつながる取組の検討が求められます。		3.7
基本施策ごとの実績		5段階評価
地域に眠る人材の発掘、リーダーの育成		3
○福祉に関する講話や介助技術、高齢者体験などの事業を実施 H29年度：2校65名、H30年度：2校44名、R1年度：2校58名、R2年度：1校25名		
福祉教育の推進		4
○「障がい者週間」の周知 ○「広報あしきた」や町ホームページ等による障がいに対する正しい理解と知識の普及啓発 ○障がい福祉に関する講習会・研修会を実施し、地域・職場等での障がいに対する理解を促進 ○福祉教育として、福祉施設との交流を通して、思いやりの心を育み、支え合うことの大切さや共存することのすばらしさについて実感を伴って学ぶことができた バリアフリーディスクゴルフ大会 H30、R2 実施（H31 雨天中止） ふれ愛体験教室 いきなり団子づくり H30、R1 実施、R2 はコロナウイルス感染症防止のため中止		
生涯学習の推進		4
○生涯学習の場として、町が主体となり、住民のニーズに沿った各種の生き生き大学、町民講座を実施 ○地域学校協働本部事業、放課後子ども教室など、学校と家庭、地域が連携し地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の推進が図れた 消費者行政出前講座 H29：2地区と1団体で実施		

基本目標（３）生活に根ざした福祉の推進

基本目標の評価と課題		評価
認知症関連や虐待に関する相談が増加しています。今後、高齢化の進行とともにさらに増加すると見込まれます。 機関間、部門間で相談窓口が異なることから、関係機関が連携し総合的・包括的な相談窓口の整備を進める必要があります。また、相談窓口から情報を共有し、必要に応じて専門機関につなげる体制づくりが求められます。 相談支援の重要性が増してきており、寄り添う支援として手厚い相談の実施や、相談を行う職員のスキルアップ等が求められます。 基幹型相談支援事業所の設置、児童等に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に関する検討が求められます。 課題が複雑化・多様化していることから、関連機関との連携をさらに強化し、取りこぼしのない支援に努める必要があります。 ふれあいいきいきサロンについては、コロナウイルス感染症流行により、積極的な活動ができない状況であり、今後の事業の実施方法等について検討が必要となります。 成年後見制度利用促進のために、中核機関の設置や権利擁護ネットワークの構築、制度の周知等が必要です。また、制度の利用増に備えて法人後見の確保等新たな取組の検討が求められます。		3.6
基本施策ごとの実績		5段階評価
総合的な相談体制の充実		4
○生活困窮者自立相談支援事業（県社協受託事業）を実施し各関係機関へのつながを行った H29年度：11名 H30年度：20名 R1年度は34名 R2年度：54名 ○福祉課相談窓口（高齢者福祉、消費者生活、生活保護、虐待、DV等）を設置し効果的な支援を実施		
福祉サービスの充実		3（社協） 4（福祉課）
○権利擁護分野について地域福祉権利擁護事業の実施、水俣市権利擁護センターによる出張相談会、芦北町地域包括支援センターによる相談事業を実施 消費者生活相談会（毎月第4水曜日） 相談件数 H29：11件 H30：7件 R1:6件 R2：2件 弁護士相談会 相談件数 H29：21件 H30：61件 R1:56件 R2：21件 ○生活困窮や生活保護相談等を各機関と連携して行い、緊急事案などにも適切に対応、早期支援に繋がった		
福祉サービス情報の提供		4
○年4回「広報きずな」を発行し全世帯へ配布、社協の事業案内等ホームページで広報 ○広報あしきた、町ホームページへ各福祉分野のサービスに関する情報を掲載し広報 ○障がい福祉関係機関及び社会福祉関係機関等との連携の強化、関係機関への制度の周知 ○介護保険冊子の配付		
地域福祉活動の拠点の整備		3
○地域住民の交流や地域の結びつきを深める拠点づくりとして「ふれあいいきいきサロン」を町内10か所に設置し、ふれあいいきいきサロンに関する広報誌の発行や活動支援を実施		

基本目標（４）安心して暮らせるまちづくり

基本目標の評価と課題		評価
まだ自主防災組織がない地域での組織の立ち上げの促進と、自主防災組織に対する防災教育、自主防災組織主導の防災訓練等、地域の防災力の向上が必要です。 今後も定期的に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新を行い、災害時の要支援者の避難体制の整備に努める必要があります。 地区防災計画やマイタイムラインの普及促進が求められます。 福祉避難所については、実際の活用に至っておらず、課題が多いため、実効性のある福祉避難所設定に向けた取組が重要となります。 身体機能や認知機能の低下等による高齢者の運転免許返納の傾向もあり、地域公共交通の役割は一層高まっています。町民の移動ニーズを踏まえ、将来的に持続可能な移動手段の確保が求められます。 子育て支援センターが、1か所での実施に留まっているため、設置の検討が必要です。 公営住宅整備に係るユニバーサルデザイン化の推進が求められます。		3.5
基本施策ごとの実績		5段階評価
地区防災体制の充実		3
○自主防災組織 H29:41→42 組織 H30:46 組織 R1:49 組織 R2:49 組織 (84 行政区中 75 行政区) ○自主防災組織連絡会主催防災訓練（避難所運営訓練など）、町主催防災訓練（自主防災組織においては、情報伝達訓練実施）、自主防災組織に対する防災学習会を実施 ○防災行政無線や芦北町公式ラインによる情報発信、出水期における「逃げ遅れゼロ」啓発チラシの配布など防災情報の発信の取組を実施		
災害時避難行動要支援者への支援の充実		3
○避難行動要支援者の把握は年に1～2回行い、名簿作成及び個別計画を更新 登録者数 H29:279→321 名 H30:292 名 R1:302 名 R2:285 名 ※施設入所や死亡等で減		
地域の子育て支援		4
○学童保育の増加（3事業所→4事業所）、認可保育施設の増加（認定こども園すくすく）、副食費の無償化等、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長を支える環境の充実に努めた 【令和2年度の状況】 学童保育事業：4箇所 子育て支援センター（育児相談）：1箇所 一時預かり事業：8箇所 延長保育事業 8箇所		
誰もが快適な環境づくり		4
○インフォーマルサービスとしての福祉タクシーの活用、ふれあいツクールバス・乗合タクシーの運行等の見直しを行い、利用者の利便性を高めている ・ふれあいツクールバス運行 H29～H30：7路線 H31：7→15路線 有償化(R2年3月9日～) R2：15路線 ・予約型乗り合いタクシー H29～H30：7路線 H31：7→2路線(R2年3月9日～) R2：2路線		

5. 課題のまとめ

(1) 地域のつながりに関する課題

- ◇国勢調査から、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加（P 15 参照）しており、地域での見守りの重要性が増しています。
- ◇施策評価等から、コロナウイルス感染症の影響で行事や人と接する機会が減少（P 49 他参照）しています。今後はアフターコロナに向けて地域コミュニティ活性化の方策についての検討が求められます。
- ◇町民アンケート調査結果から、若年層が近所づきあいが無い、地域の活動に参加していない（P 23～24 参照）など、若い世代が地域とのつながりに乏しい状況がうかがえます。また、民生委員・児童委員調査結果からは、地域の役員などのなり手不足や、地域のつながりの減少（P 41 参照）が課題として挙げられており、つながりの構築が再構築となります。
- ◇町民アンケート調査結果から、若年層で地域の行事にまったく参加していない人が約2割いる（P 24 参照）ことや、施策評価より、まちづくり支援事業で災害からの復旧・復興に資する事業への支援が加わったことから、これらの活用による地域の行事や活動の活性化が課題となります。
- ◇悩みの相談相手について、「家族・親戚」、「友人・知人」に相談する人が多い一方で、芦北町社会福祉協議会や町・県などの公的な窓口への相談は少数（P 29 参照）となっています。
- ◇老後、身体、生活費、親亡き後、住居について悩んでいる（P 28 参照）人の割合が高くなっています。悩みによっては、公的な相談や支援が必要な場合もあることから、必要に応じて公的な相談窓口や支援が利用できる体制づくりが重要となります。
- ◇話し相手や相談相手、高齢者等の見守りについて、手助けできる人・手助けを求める人がともに多く（P 25 参照）、両者を結びつける取組が求められます。

(2) 地域福祉の担い手や地域活動の活性化に関する課題

- ◇施策評価から、コロナウイルス感染症の流行により、ボランティアセンター事業等や、各種講習会による福祉教育の推進が困難な状況であり活動方法の検討が求められます（P 49～50 参照）。
- ◇町民向けアンケート調査結果では、ボランティア活動に対して「機会があれば参加したい」という意見が5割台（P 27 参照）となっており、活動を推進する上で気軽に相談できる窓口や必要な知識・技術の研修の機会が求められています。
- ◇ボランティア団体等調査結果から、団体等の課題として新たな参加者や中心メンバーの不足や他団体との交流機会の不足が挙げられ（P 44 参照）、また、活動への地域の理解促進や、新たに参加してもらうためのきっかけ作りや情報発信、地域交流（P 45～46 参照）が求められています。
- ◇町民向けアンケート調査結果では、民生委員・児童委員の活動の認知度は4割、担当民生委員の認知度は5割台（P 34 参照）となっています。民生委員・児童委員は地域の見守りににおいて重要な役割を果たしていることから、住民への活動の周知と地域の協力の促進が重要です。
- ◇民生委員・児童委員調査結果では、支援が必要な人に関する情報の不足や問題のあるケースにどこまで介入していいかわからないなど、活動に際しての情報・ノウハウが不足している（P 38 参照）ことから、情報提供体制や連携を強化する必要があります。
- ◇施策評価から、民生委員・児童委員の訪問件数や担当区域の広さ、なり手不足などの負担の原因に対し、民生委員の改選の際に、担当区割の再編成などを検討する必要があります（P 49 参照）。

（３）様々な課題に対応できる仕組みづくりについて

- ◇国勢調査から、高齢化が進行しており（P 12 参照）、複合的な課題を抱えた世帯が増加すると予測されます。複合化した課題や制度のはざまなど、既存のサービスを利用しにくい困りごとを抱える世帯を、行政・地域・関係団体といった町全体で支え合う必要があります。世帯の抱える課題を「丸ごと」受け止め、その人や世帯の抱える課題を把握・解決し、自立に導いていくことができる包括的な支援体制を作る必要があります。
- ◇包括的な支援体制の構築のために、関係機関間の連携の強化や、分野を問わず対応できる総合的な相談体制の整備が求められます。また、深刻な相談を扱うケースが多いことから、支援につなげる体制の強化とあわせて、相談者自身のスキルアップが重要となります。
- ◇子育て環境の整備を推進していますが、町民アンケート調査結果から、若い世代はさらなる児童福祉サービスや子育て支援の充実が求めている（P 26、P 35 参照）ことから、今後もさらなる支援体制の整備を検討する必要があります。
- ◇各分野の個別計画に基づき、福祉サービスの提供と拡充を計画的に進める必要があります。また、当事者や、家族や民生委員・児童委員等の支援者に対して制度に関する周知を行うとともに、施設に対しても情報提供を行い、制度や福祉サービスの適切な選択・利用の促進が重要となります。

（４）地域の防災体制に関する課題

- ◇令和2年7月豪雨など、災害が相次ぎ、安心して暮らせる地域づくりのために、地域の防災力強化は重要な課題となります。各アンケート調査でも、防災対策の充実が強く求められています（P 48 他参照）。
- ◇町民アンケート調査結果から、災害に備えて地域、行政が取り組むべきこととして、地域での協力体制づくり、災害時の情報伝達が強く求められており（P 32 参照）、地区によっては避難誘導体制の確立も求められていることから、災害時の体制づくりと動きの明確化が求められます。
- ◇災害時に自力で避難できるかについては、自力で避難できる人が全体では約8割となっていますが、75才以上の層では58.5%と低くなっています（P 30 参照）。また、一人暮らしの方も自力で避難できない人の割合が他の層と比較して高くなっています。
- ◇避難できない理由として、「車などの移動手段がない」、「家族に高齢者、子ども、車いす利用者がいるため避難所を利用しにくい」が多くあげられている（P 31 参照）ことから、避難時要支援者の把握と個別避難計画の策定・実施、自力で避難できない人の移動の支援や、避難への忌避感を緩和するために、過ごしやすい避難所の整備が重要となります。
- ◇施策評価より、高齢者や障がい者、妊婦でも避難しやすい福祉避難所の重要性が増す中、福祉避難所の活用に至っていないことから、利用しやすい福祉避難所の設定が求められます（P 52 参照）。
- ◇まだ自主防災組織がない地域での組織の立ち上げと、各自主防災組織に対する防災教育の充実、自主防災組織を中心とした訓練実施等、地域の避難体制の整備が求められます（P 52 参照）。
- ◇民生委員・児童委員調査結果から、避難時に河川の付近などが危険であるという意見が複数ある（P 41 他参照）ことや、今後高齢化に伴い自主防災組織への負担が増加する懸念があることから、地域の危険個所の把握や、早めの自主避難が重要となります。

◇災害対策とあわせて、復興支援についても重要な課題となります。熊本県は現在策定中の第四期熊本県地域福祉支援計画の中で、大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進を大きな施策の一つとして掲げ、被災地における地域の支え合いの強化策を検討しています。本町においても、住民の生活の再建とあわせて、コミュニティの再生と災害に強い支え合いの構築が重要な課題となります。また、仮設住宅での生活が長期化する中、見守りやサービス等の支援体制の充実や仮設住宅でのコミュニティの形成等も重要な課題となります。

（５）安心して暮らせる住環境に関する課題

- ◇町民アンケート調査結果では、福祉サービスの充実とあわせて、防犯・防災対策の充実や、交通弱者に対する移動支援の充実が求められています（P36 参照）。民生委員・児童委員調査結果では、委員が地域の高齢者の移動を支援しているケースが報告されており、町としての移動支援のあり方の検討が求められます。
- ◇施策評価から、地域によって交通機関の利用状況に差がある（P52 参照）ことから、町の状況にあわせて、路線や手段の見直しが求められます。
- ◇町民アンケート踏査結果から、大野地区、吉尾地区では、住宅や生活場所について悩んでいる人の割合が他の地区と比較して高くなっています（P28 参照）。
- ◇高齢者の増加や世界的な潮流を背景として、高齢者や障がい者でも使いやすいユニバーサルデザインに基づく住宅や公共施設の整備、情報提供時の配慮等誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。

（６）権利擁護等に関する課題

- ◇成年後見制度の対象となりうる方のうち、要介護（要支援）認定における認知症者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります（P18～20 参照）。今後高齢化がさらに進行すると、本人や家族の高齢化による親亡き後の問題などが増加し、成年後見制度の利用ニーズが高まると考えられます。
- ◇町民アンケート調査結果では、成年後見制度の認知度については、「聞いたこともあるし内容も知っている」層が約3割にとどまっており（P33 参照）、特に75歳以上の高齢者では18.2%と低くなっています。また、将来、成年後見人に任せてもよいか「わからない・判断できない」層が5割台となっています（P33 参照）。成年後見制度に関する知識が不足して利用について判断できない人の割合が高いと考えられることから、成年後見制度の詳しい内容についての周知啓発が必要です。
- ◇民生委員・児童委員調査及び関係団体等調査では、成年後見制度を利用した方がいい人がいるという回答が約3割（P42、P47 参照）と、活動の中で判断力が心配される方に接するケースがみられることから、民生委員・児童委員、行政区と行政・社会福祉協議会間など、地域と共助・公助の連携体制を構築し、対象者の状況の把握に努める必要があります。
- ◇成年後見制度利用法などの国の方針（P5 参照）に基づき、成年後見制度利用の促進のために、権利擁護支援が必要な人の発見・支援につなげる体制づくり等に関する計画策定が求められます。
- ◇成年後見制度の利用促進に向けて、法人後見の確保等の施策の検討が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念

**『共助の心で みんなで取り組む
やさしいまち あしきた』**

芦北町では、町の最上位計画である「芦北町総合計画（第二次）」に基づき、住民と行政がともに連携し、住みよいまちづくりや地域で活躍する人材育成などの各施策を推進しています。福祉分野については、総合計画の五つの基本目標の一つである『地域で守り育てるまちづくり』のもとに、生涯健やかで心豊かな暮らしづくり、思いやりと生きがいのあるまちづくり、地域で支える子育て環境づくりに関する施策を推進しています。

一方で、高齢化のさらなる進行や、相次ぐ災害、コロナウイルス感染症の流行などを背景に、地域のつながりの希薄化や、複合的な困難をかかえる世帯への対応、防災対策など、安心して暮らせる地域づくりのために解決しなければならない課題が発生しています。

国においては、一億総活躍プランに基づき、「高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」こととし、地域福祉については、その目的である「地域住民や関係団体が協力し合い、福祉サービスを必要とする人が地域の一員として日常生活を営み様々な活動に参加できる地域を目指す」という考えが、地域共生社会と共通する部分があることから、市町村に対して、地域福祉の推進を求めています。

以上のことから、地域のつながりを大事にして、誰もが役割を持ち、相互に支え合いながら活動するまちづくりを推進することが重要となります。そのためには、福祉の充実により誰もが活躍できる環境づくりと、支え手と受け手に分かれるのではなく、みんなで支え合う意識と体制の構築が求められます。

この度、第4次芦北町地域福祉計画を策定するにあたり、第3次計画の基本理念を継承し、すべての住民が地域福祉の担い手であるという「共助の心」を育て、ともに生きる地域を目指すこととして、『共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた』を基本理念としました。

2. 基本目標

基本目標1 地域みんなでつながり、支え合う地域づくり

地域福祉の推進のためには、地域で支え合い、助け合おうとする地域のつながりを強化する必要があります。そのためには、住民同士の日ごろの交流の促進と、地域の行事や活動の活性化への支援が必要となります。

住民同士の交流を深めるよりどころである公民館等の地域の拠点の機能充実を図るとともに、各種行事への支援、地域見守りのネットワークの構築など、地域のつながりの強化を図ります。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の推進において、地域活動の担い手の確保・育成は重要な課題となります。芦北町社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の育成や活動支援、新たな担い手の確保を行い、地域活動の活性化を推進します。あわせて、担い手の負担軽減に向けた取組等を行います。

また、福祉教育を推進することで、地域福祉に対する理解を深めるとともに、福祉活動の実践に取り組む意識の醸成を図ります。

基本目標3 包括的な支援体制の仕組みづくり

高齢化率が上昇しており、今後は高齢者やその家族を中心に、様々な課題が発生すると予想されます。複雑化・多様化する課題に対し、その課題をまるごと受け止め、きめ細やかに対応できるように、身近な地域での相談支援体制の充実と、関係機関間の連携体制の強化、生活困窮者の自立支援や権利擁護など様々な課題に包括的に対応できる仕組みづくりを推進します。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

近年、大規模な災害が相次いでいることから、災害対策の強化は喫緊の課題となります。

災害は、住民ひとりひとりが当事者であり、町のみならず地域や住民自身の取組も重要となります。そのため、まだ自主防災組織が組織されていない地区での自主防災組織の立ち上げや住民に対する防災教育の充実など、地域と住民の防災力の向上に努めます。また、災害対策とあわせて、災害からの復興支援として、地域のつながりや支え合いの再生に向けた支援に努めます。

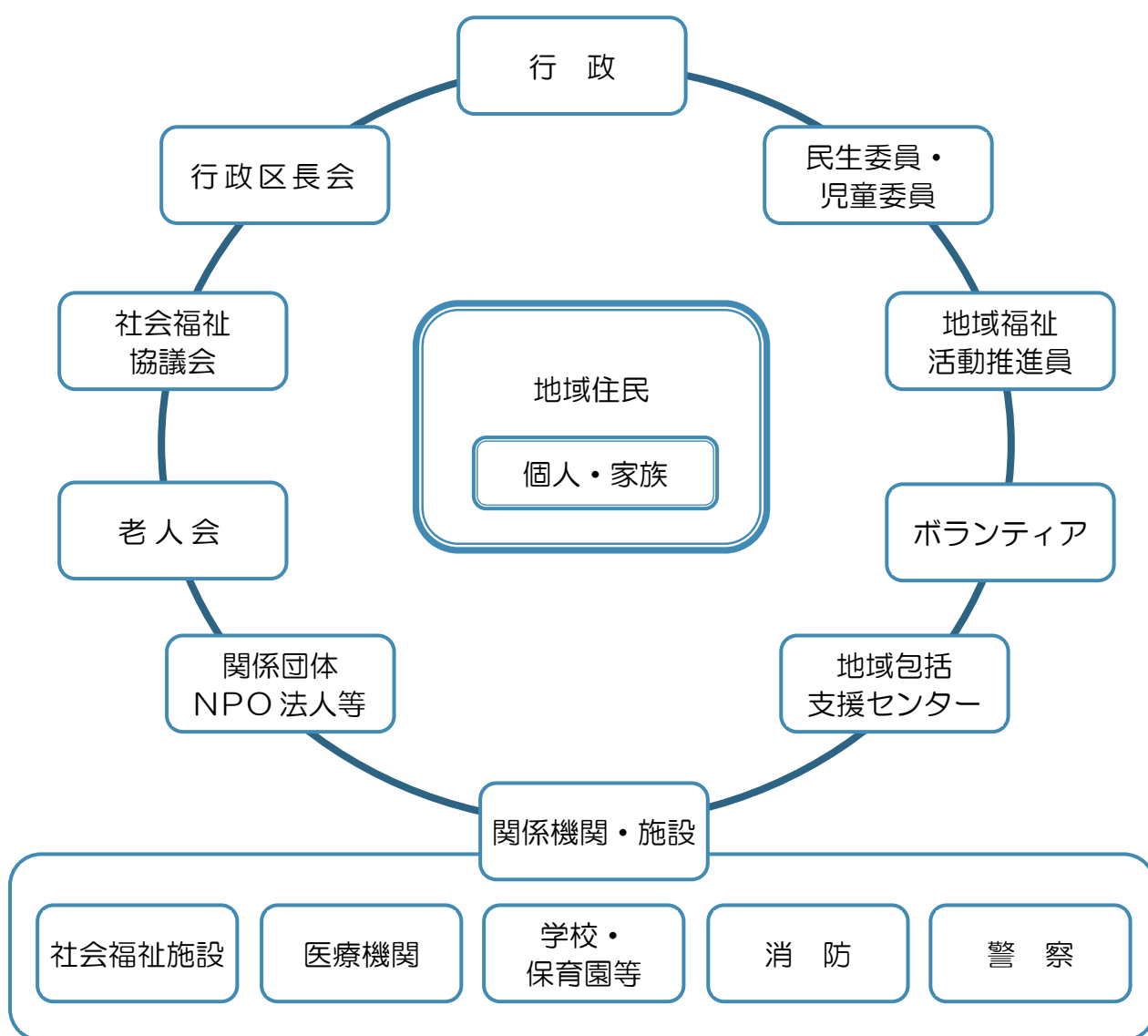
また、すべての人が安心して暮らせるまちを目指して、犯罪の防止、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進など、各種施策を推進します。

3. 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な関係者が、地域福祉の担い手として参加し、連携・協働することで地域の課題の発見や解決に努めます。

地域福祉ネットワークの基本構成

【問題発見・解決・支援・参加】



【参考】「重層的支援体制整備事業」に向けた事業の整理

「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制を整備する事業として、令和2年度の社会福祉法の改正に基づき創設されました。

当該事業の実施又は移行は市町村の任意となっていますが、今後、重層的支援体制整備事業に移行する可能性を踏まえ、重層的支援体制整備事業の移行条件となる事業について、現時点での芦北町の実施状況の整理を行います。

重層的支援体制整備事業の実施のためには、社会福祉法第106条の4第2項の1号から6号までで定められるすべての事業を実施することが必須要件となっています。

該当する事業の一覧と、芦北町での実施状況は以下のとおりです。

社会福祉法第106条の4第2項の各号				事業概要	実施状況
1号	包括的 相談支援事業	イ	介護	地域包括支援センター事業	実施
		ロ	障がい	障害者相談支援事業	実施
		ハ	子ども	利用者支援事業	未実施
		ニ	困窮	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	実施
2号	参加支援事業			地域生活課題を抱え、社会生活を営む上での困難を有する者に対し、関係機関と民間団体が連携した支援体制で社会参加のために必要な支援を行う事業	未実施
3号	地域づくり事業	柱書	困窮	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業 （例：生活困窮者自立相談支援事業等）	実施
		イ	介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（通いの場）	実施
		ロ	介護	生活支援体制整備事業	実施
		ハ	障がい	地域活動支援センター事業	実施
		ニ	子ども	地域子育て支援拠点事業	実施
4号	アウトリーチ等事業 （アウトリーチ等を通じた継続的支援）			アウトリーチの手法による相談・情報提供による対象者の支援を包括的かつ継続的に行う事業	未実施
5号	多機関協働事業			多機関の協働による包括的支援体制の構築事業	未実施
6号	支援プランの策定			上記の対象者に対し、支援計画を策定しそれに基づき支援を実施する事業	未実施

■各事業の概要及び実施状況

「1号 包括的相談支援事業」に関する事業の実施状況と方針

- 地域包括支援センターについては、第8期芦北町老人保健福祉計画・介護保険計画に基づき、計画について協議し、事業の運営を行っています。
- 地域生活支援事業として、相談支援事業を実施しています。相談支援事業のうち、障害者相談支援事業については3か所で実施しています。基幹相談支援センターについては、今後、設置について協議を進めていきます。住宅入居等支援事業（入居サポート事業）については、第6期芦北町障がい福祉計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）での実施予定はありません。
- 地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業については、現在芦北町では実施しておらず、福祉課窓口等での相談支援で対応しています。
- 生活困窮者自立支援事業については、芦北町社会福祉協議会が実施しています。

「2号 参加支援事業」の概要

- 参加支援事業とは、既存の各制度の社会参加支援の対象とならない、個別性の高いニーズを持つ引きこもり状態の方（高齢者、障がい者、児童等を対象とする事業の対象外の方）等に、社会参加支援（就労等を含む広義の社会参加を意味する）を行う事業です。
本人の社会参加のニーズ等を把握するための相談対応や、社会資源（地域の福祉サービス、企業等の受け入れ先）とのマッチング、定着に向けたその後のフォローアップといった一連の社会参加支援を、対象者ひとりひとりのニーズに合わせた形で実施します。

「3号 地域づくり事業」に関する事業の実施状況と方針

- 介護予防の通いの場については、行政区単位で運営している「いきいき100歳体操」の広がりを積極的に支援します。また、健康づくり教室を実施します。
- 生活支援体制整備事業については、芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき適切に実施しています。
- 地域活動支援センター事業については、芦北町内1か所と、水俣芦北圏域内で1か所の合計2箇所で開催しています。
- 地域子育て支援拠点事業については、現在田浦保育園1か所で実施しています。今後は実施を継続するとともに、他地区での実施についても検討します。

「4号 アウトリーチ等事業」の概要

- アウトリーチ等事業とは、複雑化・複合化した課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人（本人が事業の利用申し込みができない等）など必要な支援が届いていない人に、支援側が出向き支援を届ける（アウトリーチ）事業です。

「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの策定」の概要

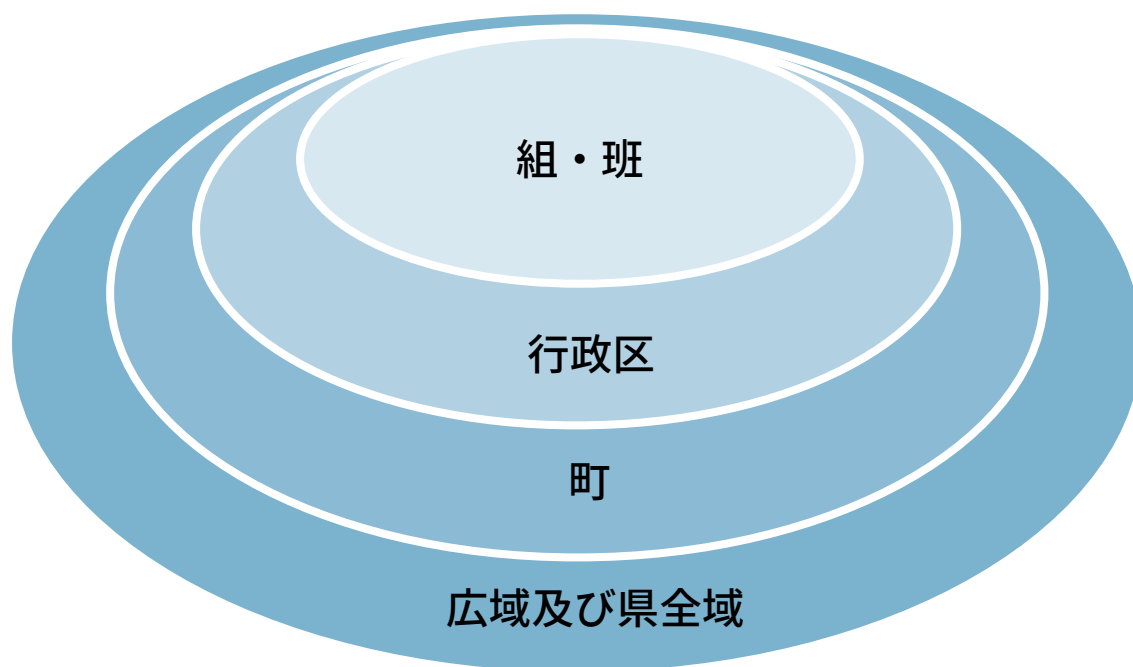
- 多機関協働事業とは、複合的な課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しく各関係機関の役割分担や方針の整理が必要な方に対して、課題の把握や役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たす事業です。本人や世帯の状態を把握・評価し、その結果を踏まえ、支援の方向性を整理したプランを策定し、プランに基づいて関係者がチームとなって支援を行います。

4. 圏域の設定

地域福祉の推進に当たり、活動範囲の目安となる範囲（圏域）を設定する必要があります。

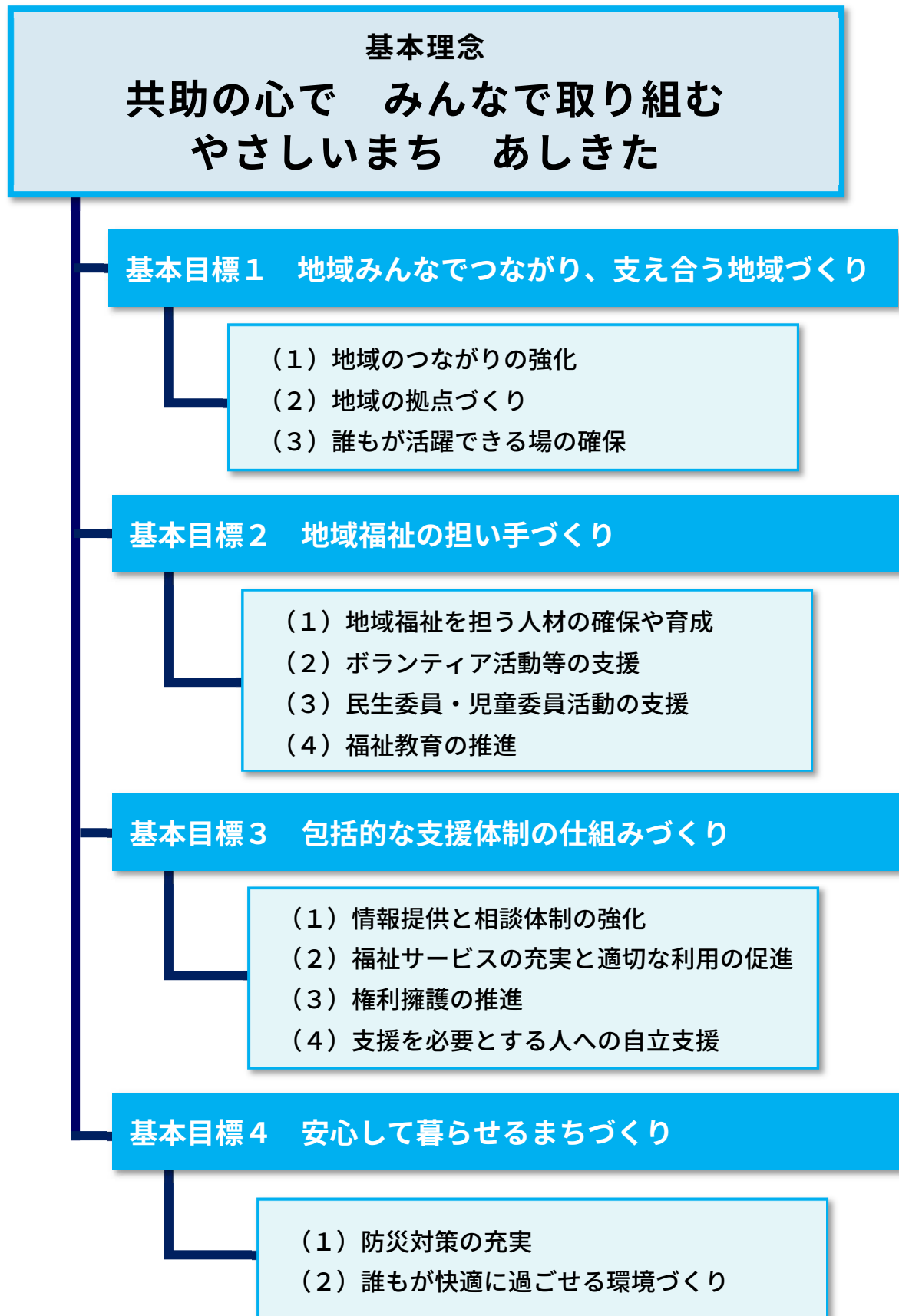
圏域の設定に当たっては、日常生活の範囲、地区や民生委員・児童委員の活動範囲、小中学校区、福祉サービスの提供範囲、町全体など様々な分け方が考えられ、地域活動や子育て等の分野ごとに適切な圏域が異なります。

そのため、圏域に求められる機能・役割ごとに規模の異なる圏域を複数設定します。また、地区で行っている日常生活での見守りから必要に応じて町全体で行っている福祉サービスにつなげるといった圏域間での連携や、福祉サービスの提供体制の整理を行い、重層化に取り組みます。



圏域	圏域の役割	
組・班	・ 近隣での見守りや声かけ	・ 災害時の助け合い
行政区	・ 民生委員・児童委員の活動 ・ 自主防災組織	・ ふれあいいきいきサロン
町	・ 福祉サービス等の提供 ・ 子ども子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域	
広域	・ 災害等に対する広域的な支援 ・ 障がい福祉サービスの圏域整備	・ 成年後見制度推進の圏域体制

5. 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域みんなでつながり、支え合う地域づくり

(1) 地域のつながりの強化

地域の様々な人が支え合う地域福祉の推進のためには、身近な地域での交流や住民主体の活動といった地域のつながりが重要になります。地域のつながりの構築とその活性化に向けて日ごろの交流や地域活動を推進します。

【住民の取組】

- 隣近所で見守りや声かけをしあい、地域に気になる人がいたら必要に応じて行政等に相談するなど、地域で支え合い助け合う意識を育みます。
- あいさつ運動に積極的に参加する等、地域の子どもへの声かけや見守りを行い、安心して育てできる環境づくりに協力します。
- 地域の活動に積極的に参加します。
- 地区ワークショップ等の集まりを通じて地域住民が自ら地区の事を考え、住民同士が支え合うきっかけとすることで、低下してきた地域コミュニティ機能の再生を図ります。
- 地域のつながりの第一歩として、隣近所でのつきあいを大事にしたり、ちょっとした行事に参加する等、最初のきっかけとなる取組に積極的に参加します。

【地域・関係団体の取組】

- 地区部会・専門部会において、各小中学校におけるあいさつ運動への参加や登下校時の見守りを実施します。【民生委員・児童委員】
- 行政区、公民館、民生委員・児童委員、地域福祉活動推進員、老人会などの、地域で活動する様々な団体が相互に連携、協力し、地域の課題の把握とその解決に努めます。また、行政や芦北町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、支援を受けながら地域活動の活性化を推進します。【地域】
- 熊本県の事業である「熊本見守り応援隊」に町内事業所が加入して、年1回ネットワーク会議を開催しています。今後も取組を継続するとともに、新規加入の促進に努めます。【地域】

【行政の取組】

○地区ワークショップの継続的開催

地区ワークショップの実施を支援し、住民が主体的に地域が抱える様々な課題を共有・検討し解決することで、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進します。また、ワークショップを通じて地域住民が自ら地区の事を考え、住民同士が支え合うきっかけとすることで、低下してきた地域コミュニティ機能の再生を図ります。【福祉課】

○地区単位地域福祉ネットワークの構築

行政区長会、自治公民館連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、地域福祉活動推進員、老人会などの地域における様々な組織を連携させ、活動の活性化と地域課題のより効果的な解決を図ります。

また、芦北町社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関、学校、消防、警察などと連携することで地域のネットワークを構築し、地域コミュニティ機能の再生を図ります。【福祉課】

○地域や世代間の交流の場づくり等の推進

高齢者のみの世帯の増加などを背景に、孤独を感じる人が増えています。また、子育てに関しても、相談できる人が身近におらず、不安を抱えながら子育てをしている人がみられます。

そこで、地域や住民グループ、NPO 法人などによる、高齢者と子どもの世代間交流や子育てサロンなど、子ども、高齢者、障がい者など利用者を限定せず、誰もが気軽に集い、その人らしくいきいきと活動できる交流の場づくりを推進します。【福祉課】

○地域による子育ての推進

全国的に、児童虐待が社会問題化しており、子どもや家庭の異変に周囲が気付き、相談や支援につなげていく地域の見守り体制が重要視されています。「地域の子どもは、地域で育てる」という考えを基本とし、子どもたちへの積極的な声かけ、登下校の見守り等を促進します。【福祉課】

○まちづくり支援事業の実施

住民の参加と工夫による活力あるまちづくりを推進するために、行政区の活動に対し補助金を交付します。また、令和2年7月豪雨災害からの復興において、地域コミュニティの再生も重要な事項であることから、事業を最大限活用し、コミュニティの再生・活性化に努めます。【企画財政課】

■まちづくり支援事業の対象となる事業（主なもの）

事業区分	事業の活動内容
交流促進型	イベント、文化活動、美化活動、健康づくり、交通安全・防犯・防災 等
地域活性型	特産品開発、郷土・伝統芸能及び地域の歴史関連、地域活性化事業 等

○被災後の見守りの推進

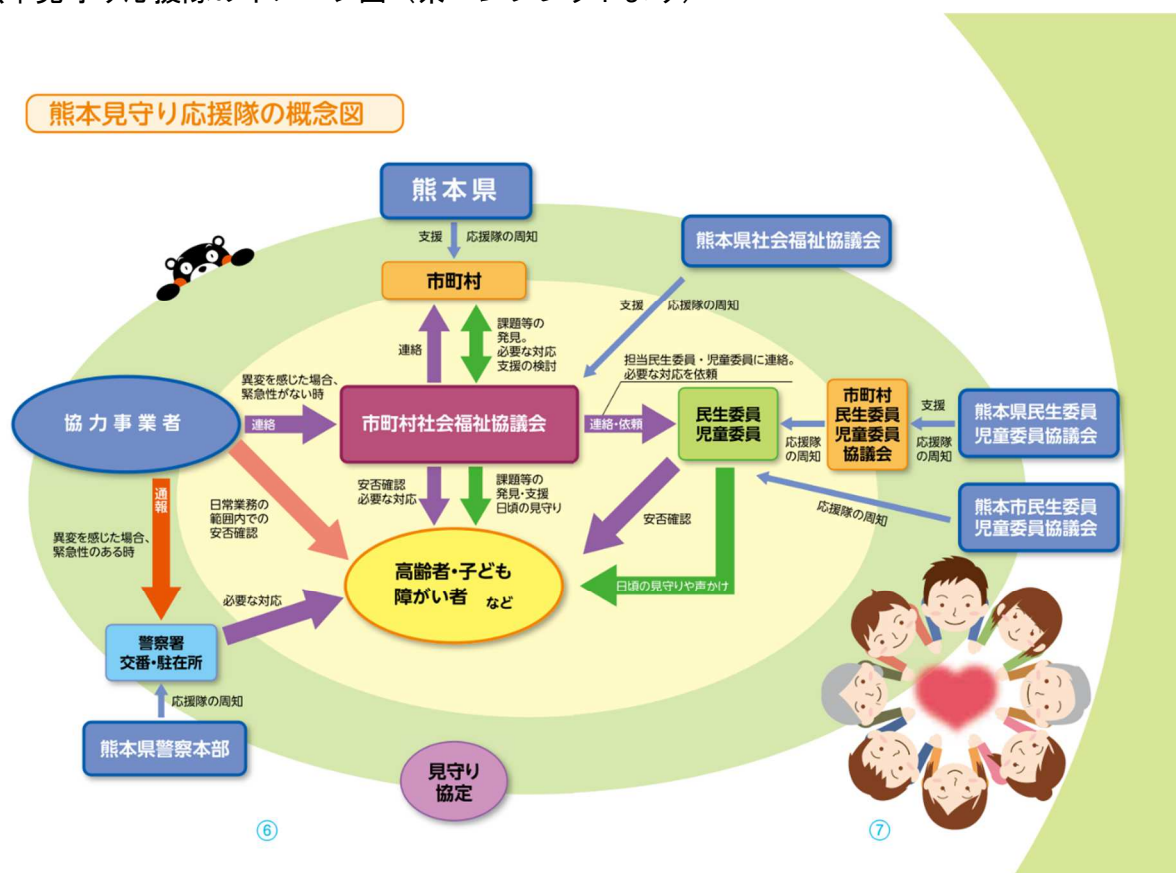
令和2年7月豪雨の被災者について、地域支え合いセンターと連携し、仮設住宅等での見守りを行います。また、生活再建後については、民生委員・児童委員や地域活動推進員と連携し、見守り等の支援を行うとともに、班・組での細やかな支え合いを推進します。【福祉課】

○見守りネットワークの構築

高齢者等が地域で自立して生活していくためには、行政が提供する公的サービスのみならず、地域の慣れ親しんだ住民同士やそれを取り巻く関係団体等による見守り活動が重要となります。

今後さらに高齢者が増加する中で、民生委員・児童委員や公的な見守りなど既存の取組だけでは届かないケースが発生することが予想されます。このような中、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等の見守りが必要な人に対して、地域住民や熊本見守り応援隊（見守りネットワーク）協力民間事業所等が、日常生活や事業活動の中で対象者の変化に「気づき」、「声かけ」、関係機関へ「つなぐ」行動を基本とした見守り活動に取り組むことを支援します。【福祉課】

■熊本見守り応援隊のイメージ図（県パンフレットより）



（２）地域の拠点づくり

地域活動を推進する上で、身近な圏域での活動の拠点となる施設の整備や、そこでの活動の活性化は重要な要素となります。地域活動における公民館や総合コミュニティセンター、子育てにおける子育て支援センターなどの地域の拠点の機能充実に努めるとともに、サロン活動など拠点の活用を促進し、住民の相互交流の活発化を推進します。

【住民の取組】

- 公民館活動等に積極的に参加します。
- 日ごろから公民館や総合コミュニティセンター等を利用し、日常的に交流します。

【地域・関係団体の取組】

- 公民館等の地域の拠点を活用したサロン活動等への参加を呼びかけます。【地域】
- 新たな活動の検討など、地域活動の活性化に努めます。【地域】
- 団体の施設等を利用した地域のプラットフォームづくりを図ります。【社会福祉法人等】

【行政の取組】

○自治公民館の機能強化と活動活性化の促進

自治公民館は地域活動の核となることから、公民館同士の情報交換や研修などを実施し、自治公民館の機能強化に努めます。また、公民館の施設整備などに対して地区公民館施設整備支援事業として補助金を交付し、公民館の整備と活動の活性化を図ります。

地域の高齢化が進行し公民館活動の衰退が懸念されることから、活動の周知を行い、幅広い世代の地域活動への参加を促すことで、地域コミュニティの維持、活性化を図ります。【コミュニティセンター課】

○地域福祉活動の拠点整備

地域の住民が、地域福祉推進の担い手として活躍し、町の地域福祉活動が継続的に発展していくためには、活動に興味を持つ人が集い、交流や活動、情報交換ができる拠点が必要となります。

本町には、総合コミュニティセンター及び公民館分館、自治公民館など様々な地域の拠点が 있습니다。これら既存の拠点の機能を充実させるとともに、施設を活用した地域活動を活性化することで、「地域の拠点づくり」を推進し、地域住民が集い、交流する場としての活用を図ります。【福祉課】【コミュニティセンター課】

○地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の整備・充実

地域において親子や子育て世代の交流や育児相談の場となる地域子育て支援拠点を設置することで、地域の子育て機能を充実させ、子育てに対する不安や負担を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

現在、田浦保育園1か所で実施しています。田浦保育園での実施を継続するとともに、今後は、新たな設置についても検討を図ります。【福祉課】

○高齢者の健康づくりの場の拡充

地域サロンやいきいき100歳体操など地域の通いの場の拡充に努め、高齢者がお互いに意識を高め、自らの健康に対して適切な知識や情報を得ながら、主体的に健康づくりや介護予防活動に取り組むことを推進します。【福祉課】

○認知症カフェの支援

認知症の人やその家族が交流し、不安や悩みの相談や介護情報の収集を行うとともに、精神的、身体的な負担の軽減を図る認知症カフェの開催支援を行います。また、開催地域の拡大や出張カフェの実施についても検討します。【福祉課】

○世代や属性を越えて住民同士が集うプラットフォームづくりの推進

地域住民、障がい者、高齢者などが気軽に集い活動し、相互理解と地域課題共有の場となるプラットフォームづくりとその活用を推進します。【福祉課】

（３）誰もが活躍できる場の確保

地域共生社会の実現と、活気ある地域づくりのためには、誰もが地域に参加し活躍することが重要となります。高齢者や障がい者、移動手段を持たない人など、すべての人が社会参加ができるまちづくりに努めます。

【住民の取組】

- 誰もが地域で活躍し、それによって地域がますます活性化するように、地域への参加に努めます。
- 困難を抱えた人も社会に参加できるように、様々な場面でお互いに支え合います。

【地域・関係団体の取組】

- 高齢者や障がい者など様々な課題を抱えた人の社会参加や就労の場づくりに努めます。【関係団体等】

【行政の取組】

○高齢者や障がい者の社会参加支援の促進

スポーツ・文化活動への参加や、バリアフリーディスクゴルフ大会の定期的開催など、高齢者や障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

開催にあたっては、コロナウイルス感染症の流行等の状況を考慮しながら、ボランティアや関係団体等と連携し、今後も実施に向けた検討に努めます。【福祉課】

○高齢者や障がい者の就労支援

高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいをもって暮らすことができる「生涯現役社会」の実現のために、関係機関と連携し、元気高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

障がい者の働く場の確保による生きがいづくりと生活の質の向上や、親亡き後の社会生活の安定のために、福祉的就労の充実、就労に関する相談体制の充実、職業訓練など、障がい者の就労全般を支援します。

就労移行支援や就労継続支援等の就労系サービスを実施する事業所が町内に少ないことから、就労系サービスの充実に努めます。また、一般就労に関しては、障がい者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関と連携し、一般就労の拡大と職場定着の推進を図ります。

【福祉課】

○移動手段を持たない人への支援

本町では、移動手段を持たないことによる日常生活への影響は多大であることから、移動手段としてふれあいツクールバスや予約型乗合タクシーを運行しています。運行については、利用者のニーズを踏まえて、必要に応じて見直しを行いながら利便性の向上に努めます。【企画財政課】

○移動支援サービスの充実

移動が困難な高齢者や障がい者が、引きこもり状態になることを防ぐために、移動や外出に関する支援を行います。

高齢者向けのインフォーマルサービスとして福祉タクシーを実施しています。今後も継続して実施し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

障がい者向けの地域生活支援事業の一環として、移動支援事業及び福祉有償運送を実施し、外出に係る負担の軽減に努めます。【福祉課】

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉を担う人材の確保や育成

ボランティア活動などに参加したいと考えている人は多いものの、実際に活動している人は一部であることから、参加のきっかけ作りは重要な課題となります。きっかけ作りの取組や住民や団体、企業等が実際に地域で活動できるようにするための中間支援機能の整備など、活動につながる多様な取組に努めます。

【住民の取組】

○ボランティア活動に積極的に参加します。また、周囲へ参加を呼びかけます。

【地域・関係団体の取組】

○ボランティア活動への参加を呼びかけます。【ボランティア団体等】

【行政の取組】

○ボランティア活動の促進

ボランティアに関心のある人からの相談を関係機関につないだり、ボランティア活動に関する周知・広報を行うなど、芦北町社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、町内のボランティア活動の活性化に努めます。【福祉課】

○地域に眠る人材の発掘

地域福祉に興味や関心があるものの何をしたらいいのかわからない場合もあることから、関係機関と連携し、町職員や芦北町社会福祉協議会職員による福祉サービスや福祉活動の近況などの説明会の開催を支援するなど、地域住民の地域福祉への理解向上に努めるとともに、地域に眠る人材の発掘や地域活動のリーダーの育成を推進します。【福祉課】

○福祉人材の確保の推進

福祉人材に関する広報活動や、地域福祉推進員研修の支援など、福祉人材の確保に関する活動を推進します。【福祉課】

(2) ボランティア活動等の支援

地域の活性化や、住民の困りごとの解決の担い手の中心となる、ボランティア団体や NPO 法人などの活動を支援します。

【住民の取組】

- ボランティア活動へ積極的に参加します。また、周囲へ参加を呼びかけます。
- ボランティア団体や社会福祉法人などが地域活動を行う際に協力します。

【地域・関係団体の取組】

- 地域で活動するボランティア団体等に対し、活動の支援や協力しての地域活動を実施します。
【地域】【関係団体】
- 地域の課題解決に向けた公益的活動を実施します。また、活動内容の発信や関係団体等との連携の強化など、活動の活性化につながる取組に努めます。【社会福祉法人等】
- 社会福祉法人等が地域に対する公益的活動を行う際に協力します。日常生活や活動を通じて感じた地域生活課題に基づく地域ニーズについて、社会福祉法人や町行政に伝えます。【地域】【民生委員・児童委員】

【行政の取組】

○ボランティア団体等の支援

芦北町社会福祉協議会などの関係団体と連携し、個人ボランティア、ボランティア団体、当事者会、NPO 法人等の活動に対し、活動に必要な情報の収集支援、知識・技術の習得に係る支援、活動拠点等の提供、活動の広報など、ボランティア活動全般を支援します。【福祉課】

○社会福祉法人による公益的活動の支援

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、公益性、公共性の性格を持ち、社会福祉事業の他に公益事業を行うこととされています。複雑化・多様化した地域生活課題を解決するために、社会福祉法人の公益的活動に対し支援を行うなど、公益的活動を推進します。

また、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入の促進や公的サービスとの連携強化など、町内の社会福祉法人の体制強化に努めます。【福祉課】

（３）民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員は、民生委員法により、「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行うこと」とされている、住民に身近な地域で見守りや相談を行い、必要に応じて行政や芦北町社会福祉協議会、専門機関とのつなぎを行う地域福祉の担い手の一員です。芦北町では民生委員・児童委員の方が活発に活動されており、地域の重要な見守り役となっていますが、一方で、高齢化が進み、見守りが必要な世帯の増加や、民生委員・児童委員自身の高齢化、なり手の不足など、民生委員・児童委員を取り巻く環境は厳しさを増しています。

民生委員・児童委員の活動を推進するとともに、それを支える行政、地域、住民等は活動に対する理解や協力を努めます。

【住民の取組】

○民生委員・児童委員の活動へ理解と関心を深め、地区の担当民生委員・児童委員を把握し、必要に応じた相談や情報提供等、活動への協力を努めます。

【地域・関係団体の取組】

○行政区、老人会等の各種団体は、地域の担当民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の見守りについて何かあった場合は民生委員・児童委員に相談する体制を構築します。【地域】

【行政の取組】

○民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員の活動支援として、見守り対象となる世帯に関する情報の共有、福祉サービスや制度等に関する情報の提供や研修会の実施、連携の強化等を行います。見守りが必要な世帯に関する情報については、個人情報保護を勘案しながら、民生委員・児童委員が円滑に活動できるような情報提供体制の模索に努めます。

また、民生委員・児童委員の負担の増加が懸念されることから、令和４年度、令和７年度に民生委員・児童委員の一斉改選が行われる際に、定数の確保に向けた取組の推進、担当区域割の再編成の検討など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努め、負担の軽減を図ります。【福祉課】

○民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員が円滑に活動するためには、地域住民からの民生委員・児童委員の活動への理解と協力が不可欠です。民生委員・児童委員に関する周知・広報や地域・学校との交流活動等を実施し、理解の促進と信頼関係の構築を図ります。

また、民生委員・児童委員の活動の特性上、行政区、老人会等との連携や情報交換が重要であることから、町が仲立ちとなって、民生委員・児童委員と地区のネットワークの連携体制を強化します。【福祉課】

○民生委員・児童委員のなり手の確保に向けた支援

民生委員・児童委員のなり手の確保や再任促進に向けて、民生委員・児童委員の活動負担の軽減、活動方法に関する情報提供等の支援、民生委員・児童委員の重要性についての地域へのPRに努めます。【福祉課】

（４）福祉教育の推進

だれもが安心して暮らせる地域の実現のためには、ひとりひとりが障がいなどの困難を抱える人への理解と関心を深めて、地域の課題に積極的に取り組む意識を持つことが重要です。

福祉への理解と地域福祉活動への関心を高めるとともに、それにより地域活動への参加を促進するために、福祉に関する学習・教育や広報を推進します。

【住民の取組】

- 福祉に関心を持ち、体験会や講演会等へ参加することで、地域での助け合い、支え合いの意識を育み、福祉活動の実践につなげます。
- 生涯学習への参加など、様々な人と交流し、生きがいをもって積極的に学びます。

【地域・関係団体の取組】

- 学校等と協力し、子どもと地域や高齢者、障がい者のふれあいの場を設け、子どもたちの福祉学習を促進します。【地域】
- 地域ぐるみで子どもたちを育てる意識を持ち、地域学校協働本部事業への協力など、子どもたちの学習環境の整備に協力します。【地域】

【行政の取組】

○小中学校における福祉教育の推進

小中学校における職場体験、福祉施設や支援学校との交流事業など福祉体験学習を実施します。また、さらなる福祉教育の実施に向け、学校や芦北町社会福祉協議会等と連携し、新たな体験学習を推進します。【教育課】

芦北町社会福祉協議会と連携し、高齢者との昔遊び等の世代間交流の場や、障がい者とのスポーツ交流など、直接ふれあう機会づくりに取り組むことで、高齢者や障がい者への思いやりを育むとともに、歴史、文化の伝承を推進します。【福祉課】

○地域における福祉に関する周知広報

「障がい者週間」等の周知や、「広報あしきた」や町ホームページ、ポスターの掲示等を行い、障がいに対する正しい理解と知識の普及、啓発を推進します。【福祉課】

○障がい理解の促進に向けた取組

障がい者等への偏見を解消し、地域の一員として安心して暮らせるまちづくりのために、障がい理解の促進に向け、広報・啓発等の取組を行います。

障がい福祉に関する啓発を行う講習会・研修会の実施に努め、地域・職場等での障がいに対する理解の促進を図ります。平成30年度、令和元年度はバリアフリーディスクゴルフ大会やふれ愛体験教室などの障がい理解促進事業を実施しましたが、コロナウイルス感染症の流行の影響により、令和2年度は実施していません。

周知啓発活動は、継続的な取組が必要となるため、適切な手段による取組を検討します。【福祉課】

○生涯学習の推進

誰もが意欲や興味に応じて、いつでも自由に学ぶことのできる機会や環境を整備し、生涯にわたり生きがいを持って過ごせるよう、町が主体となり住民のニーズに沿った各種の生き生き大学や町民講座を実施します。受講者に偏りが見られることから、幅広い層のニーズを考慮して、講座の見直しや検討を図り、住民の参加促進に努めます。【コミュニティセンター課】

○地域ぐるみで子どもたちの学びを促す環境の整備

学校や地域、事業者等と連携し、地域学校協働本部事業や放課後子ども教室などの事業を推進し、学校と家庭、地域が協力し地域ぐるみで子どもたちを育てる環境の整備を図ります。

【コミュニティセンター課】

基本目標3 包括的な支援体制の仕組みづくり

(1) 情報提供と相談体制の強化

住民の抱える課題が複合化、多様化していることから、分野を超えて相談を受け止める体制の構築が求められます。公的な相談窓口に悩みを相談する人が限られていることから、相談窓口の周知とともに、必要に応じて公的な相談窓口を利用する意識づくりや相談しやすい環境づくりなど、「困ったときは相談しよう」「相談を受け止めよう」という環境の整備に町全体で取り組むことが重要です。

【住民の取組】

- 困りごとを自分ひとりや家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。
- 困っている人がいたら声をかけたり、見守りを行い、悩みを相談された時は誠実に受け止めます。また、内容や必要に応じて、公的な相談窓口の利用をすすめたり、関係機関につなげます。
- 日ごろから福祉サービスに関心を持ち、サービスに関する情報の収集に努めます。サービス利用が必要と思われる場合は専門機関や町行政など適切な窓口へ相談します。

【地域・関係団体の取組】

- 行政や芦北町社会福祉協議会と連携し、地域の見守りを充実させ、困っている人がいたら必要に応じて公的な相談支援へつなげます。【地域】【民生委員・児童委員】
- サービスの利用希望者・利用対象者が適切にサービスを利用できるように、相談支援の充実や利用プランの策定に努めます。【福祉施設等】

【行政の取組】

○「住民に身近な圏域」における包括的相談体制の充実

住民の抱える課題が複合化、多様化していることから、各相談窓口では分野を超えて課題をまるごと受けとめる「断らない相談支援」「属性を問わない相談支援」が重要となります。

相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて各種支援機関になが体制を構築するために、芦北町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、包括的な相談・支援の体制の整備・充実を推進します。【福祉課】

○多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制について、関係機関と連携し、整備に向けた検討を行います。【福祉課】

○相談対応者のスキルの向上

適切な相談支援を行い相談者との信頼関係を築けるように、窓口対応者の相談スキルの向上に努めます。【福祉課】

○福祉サービスに関する情報の提供

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを選択し利用するためには、福祉サービスに関する情報の把握が重要となります。

「広報あしきた」及び町ホームページにて、福祉サービスに関する周知広報を行います。また、福祉関係機関と連携を強化し、関係機関に対しても積極的に制度の周知や情報提供を行い、取りこぼしのない支援の実施に努めます。【福祉課】

（２）福祉サービスの充実と適切な利用の促進

すべての人が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの充実が重要となります。福祉サービスを充実させ、必要とする人が利用できる環境の整備と、必要なサービスの適切な利用による自立した生活の推進に努めます。

【住民の取組】

- 必要な福祉サービスを適切に利用し、健やかで自立した生活を送ります。
- 生活する上で困難が生じた場合は、早めに相談窓口等に相談し、必要に応じて支援や福祉サービスを利用します。

【地域・関係団体の取組】

- サービスの利用希望に対して、適切に対応するとともに、サービス提供体制の量の確保や質の向上に取り組みます。【福祉施設等】
- サービス評価やサービス内容の開示を行い、利用者の適切なサービス選択を促進します。【福祉施設等】
- 日ごろの見守りの中で福祉サービス等を利用した方が良いと思われる人がいた場合、家族や本人に利用をすすめる、町行政や芦北町社会福祉協議会につなぐ等、サービスの利用に向けたつなぎを図ります。【地域】【民生委員・児童委員】

【行政の取組】

○福祉サービスの充実

高齢者、障がい者、児童の各分野については個別計画を作成していることから、個別計画に基づき福祉サービスの充実に努めます。また、制度の狭間にある課題を抱える住民に対しても、それぞれの状況に応じて適切な支援を行います。【福祉課】

（３）権利擁護の推進

地域で共に生きる社会をつくるためには、福祉サービスの充実や生活環境の整備とあわせて、ひとりひとりの権利を守ることで、安心して自分らしく暮らせる環境をつくることが重要です。

日ごろの見守りや、権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取組を推進します。

【住民の取組】

- 相手を思いやる気持ちを大切にします。
- 権利や人権等に関する理解を深め、地域で見守る意識を持ち、必要に応じて支援を行います。

【地域・関係団体の取組】

- 地域の見守りの中で、支援や権利擁護の取組につなげた方がいいと思われる場合は、つなぎを行います。【地域】【ボランティア等】

【行政の取組】

○成年後見制度の利用促進

地域福祉計画と一体的に策定する芦北町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進や利用支援体制の整備、制度の周知を推進します。【福祉課】

○権利擁護に関する周知啓発

地域包括支援センター及び芦北町社会福祉協議会等と連携し、広報紙やホームページ等を活用し、住民や関係事業者に対し、高齢者や障がい者の権利擁護に関する周知啓発を行います。

また、障がい者・高齢者をはじめとしてすべての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発を推進します。【福祉課】

○虐待防止対策の充実

広報紙やパンフレット、ポスター等を活用し、高齢者、障がい者、児童等のあらゆる虐待の防止や相談窓口に関する周知広報を行います。

高齢者・障がい者に共通する虐待防止のネットワークの構築や相談体制の充実、相談対応を行う職員の専門知識の向上に努め、虐待の早期発見・早期対応を推進します。【福祉課】

児童虐待については、産前・産後の各事業を通して虐待防止及び早期発見に努めます。また、関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用し、個々のケースへ対応します。福祉課内に要保護児童対策専門職を配置するなど、体制の充実を図ります。【福祉課】【健康増進課】

（４）支援を必要とする人への自立支援

ひとりひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、生活困窮者やひとり親家庭など、様々な課題を抱え支援を必要としている人を把握し、地域や関係機関が連携し継続的に支援を行うことで、自立を促すことが重要です。

多様化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

【住民の取組】

- 困りごとを自分ひとりや家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。
- 地域に気がかりな人がいたら声をかけたり、関係機関や地域の民生委員・児童委員等に相談します。

【地域・関係団体の取組】

- 近隣で日ごろから声かけや見守りをし合い、困りごとを抱えた人がいたら、相談窓口等へ相談したり、公的なサービスの利用を勧めます。【地域】
- 課題を抱えた人に対し、関係機関と協力し、長期的・継続的な支援を行うことで、自立した生活が送れるように取り組みます。【地域】【民生委員・児童委員】

【行政の取組】

○生活困窮者支援

生活困窮者への支援として、福祉課、芦北町社会福祉協議会、熊本県芦北福祉事務所で連携して相談対応を行い、生活保護や住宅確保、就労支援等の各種支援へつなぎます。【福祉課】

○困窮した子育て家庭への支援

困窮している子育て家庭に対して、生活困窮に関する相談と、関係機関と連携して必要な支援を行います。

子ども食堂等に対する支援を検討します。

ひとり親家庭の抱える悩みの相談の場として、芦北町社会福祉協議会及び母子寡婦福祉連合会が重要な役割を担っていることから、今後も関係機関と連携し相談支援体制を充実します。

必要に応じて各種サービスや支援制度につなげる体制の強化を図ります。【福祉課】

○住宅確保要配慮者等への支援

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保等に対し、関係機関と連携し、町営住宅の紹介等の支援を行います。【福祉課】【建設課】

○生きることの包括的な支援の推進

芦北町自殺対策基本計画に基づき、地域におけるネットワークの強化やゲートキーパー養成講座等の人材育成など、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進します。【健康増進課】

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 防災体制の充実

近年、大規模な災害が相次いでいることから、防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な課題となります。災害対策は、住民ひとりひとりが当事者であるため、行政による大きな枠組みでの取組とともに、地域や住民自身の取組を推進します。

【住民の取組】

- 日ごろから、防災情報の収集、マイタイムラインの作成や避難経路の確認、防災用品等の備蓄、地域の防災訓練への参加など、防災対策に努めます。
- 災害時は、状況に応じた早めの避難など、自分と家族を守る避難行動に努めます。
- 災害時の応急活動や災害後の復旧・復興支援のボランティア活動に参加します。

【地域・関係団体の取組】

- 消防団と自主防災組織を中心に、日ごろから防災訓練等に取り組み、地域の防災力の向上に努めます。【地域】
- 隣近所でお互いに避難を呼びかけあう、自力での避難が困難な人の避難を手伝うなど、災害時の助け合いに努めます。【地域】
- 個別計画に基づき、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者の避難を支援します。また、新たに避難行動要支援者の対象となりうる人がいたら行政や自主防災組織に相談する等、地域での避難行動要支援者の把握に努めます。【地域】
- 災害後は多くの人々が心が不安定になることから、お互いに支え合い、地域のつながりの強化に努めます。【地域】

【行政の取組】

○自主防災組織の体制強化

消防団員が日中いない地区も多いことから、地区の有志等による自主防災組織は地区の防災体制の上で重要な役割を果たします。現在、84行政区のうち、75行政区において、49の自主防災組織が組織されており、要望に応じて自主防災組織に対する防災学習会を実施しています。

残る行政区での自主防災組織の立ち上げ促進と、自主防災組織に対する防災教育等を実施し、自主防災組織の強化に努めます。【総務課】

○防災体制の充実

自主防災組織主導による安否確認や避難誘導を行うための防災訓練の実施を促進します。また、地区防災計画やマイタイムラインの普及を推進し、地区や住民ひとりひとりの災害時の避難が円滑に行われるよう図ります。【総務課】

○福祉避難所の整備

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が避難する福祉避難所の確保は、防災体制の充実の上で重要な課題となります。芦北町では、実効性のある福祉避難所の開設に至っていないことから、施設側と協議を行い、指定福祉避難所の確保とその機能の充実に努めます。【福祉課】

○避難所環境の充実

避難所開設後、避難者の健康状態を確認するために保健師等が巡回訪問を行います。個別に支援が必要な避難者は、熊本こころのケアセンター等関係機関と連携し、必要な支援につなげます。【健康増進課】

○避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成

年に1～2回、避難行動要支援者の把握を行い、名簿の更新と、個別計画の更新を行っています。名簿については、日ごろの見守りやコミュニケーションを災害時に役立ててもらうよう、平時から行政区長や民生委員・児童委員等へ提供を行います。避難行動要支援者には高齢者が多く含まれ、施設入所や死亡等が発生することから、今後も継続的に避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行い、最新の状況の反映に努めます。

また、消防団及び自主防災組織等に、必要に応じて名簿を提供し、災害時の適切な避難支援につなげます。【福祉課】

（２）誰もが快適に過ごせる環境づくり

高齢者や障がい者、子ども、妊婦など地域で暮らすすべての人が安全・安心に暮らすためには、バリアフリーに配慮した施設の充実などのハード面と、分かりやすい形での情報の提供などのソフト面の両面からの環境の整備が重要となります。だれもが安心して暮らせる芦北町の形成のために、ユニバーサルデザインの推進、事故や犯罪の防止に努めます。

【住民の取組】

- 高齢者や子どもなどの交通弱者にも配慮し、交通マナーを守り、安全・安心な交通環境の維持に努めます。
- 自分たちで自分たちの地域を守る意識を持ち、近隣の見守りや地域の防犯活動に積極的に参加するなど、安全な地域づくりに努めます。

【地域・関係団体の取組】

- 町と連携し、外灯やカーブミラーの設置を行うなど、子どもや高齢者も安心して暮らせるように地区の道路のバリアフリーと交通安全を推進します。【地域】
- 近隣でお互いに声かけをしあい、登下校時の見守り活動を行うなど、人の目が行き届く地域をつくり、地域の防犯に努めます。【地域】

【行政の取組】

○公共施設等のユニバーサルデザインの推進

高齢者、障がい者を含むすべての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化を推進します。また、公共施設における託児室や授乳コーナーの設置、乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置など子育てバリアフリーの取組を推進します。【建設課】【福祉課】

○公営住宅等のユニバーサルデザインの推進

令和3年4月現在、23団地634戸を管理していますが、経年劣化が進んでいるため、建て替えや計画的な改修により長寿命化を図る必要があります。改修の際には、「芦北町公営住宅等長寿命化計画」を基に、公営住宅の快適性向上とバリアフリー化に努めます。【建設課】

○住宅改造助成事業の実施

住み慣れた住居で安心して生活できるように、高齢者、障がい者が住宅を改修しバリアフリー化を行う際に、それぞれ高齢者住宅改造費助成事業、障害者住宅改造費助成事業として助成を実施します。【福祉課】

○情報のバリアフリー化

障がい者施策の各種制度や福祉サービス、行政情報等について、見やすさ、分かりやすさを考慮し、障がい種別の特徴に配慮して情報の提供を行います。また、町ホームページでは、障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報を入手できるように、ウェブアクセシビリティへの配慮に努めます。【福祉課】

○地域の防犯活動の推進

高齢者世帯や空き家が増加しており、地域の防犯意識の向上が重要となります。公共施設等への防犯カメラの設置を推進するとともに、地域や関係団体等と連携し地域と一体となった防犯活動に努めます。また、防犯灯設置事業による地域の実情に応じた防犯灯の設置の支援、防犯カメラ等設置事業による家庭用防犯カメラの設置に対する支援に取り組みます。【総務課】

○消費者被害の防止

高齢者や障がい者等の消費者被害を防止するために、各種講座の開催やリーフレットの配布などを行い、悪質商法やその対処法に関する周知啓発や、本人が気をつけるだけではなく家族等身近な人が被害にあわないよう見守る意識の喚起を行います。

また、八代市・氷川町と広域連携し、消費生活に関する専門知識や資格を有する消費生活相談員による消費生活相談や弁護士法律相談を行い、相談体制の充実を図ります。【福祉課】

第5章

芦北町成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨

高齢化社会が進行する中で、認知症や障がいがあることで財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支えることは喫緊の課題であり、その解決は地域共生社会の実現にもつながります。成年後見制度はそのための重要な制度ですが、全国的に、制度の周知や利用に関する支援が不十分であり、制度を必要とする方が制度を利用しにくい状態となっています。

こうした状況を踏まえ、国は平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）を施行し、市町村に対しては、「成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画」の策定を努力義務と定めました。

現在、芦北町では、要介護認定者における認知症者数や療育手帳所持者数が増加傾向にあり、今後利用ニーズが増加すると考えられます。また、支援者の高齢化も進行し、いわゆる「親亡き後」についても重要な課題となっていることから、成年後見制度の利用の促進は大きな意義を持ちます。

町民向けアンケート調査から、成年後見制度の認知度は約 3 割であり、特に 75 歳以上の高齢者では 2 割以下と低い状態にあります。一方で、民生委員・児童委員調査及び関係団体等調査では、成年後見制度を利用した方がよいと思われる人がみられるという意見があることから、制度の周知や利用支援体制の構築が求められます。

以上のことから、成年後見制度の利用や体制整備、制度の周知といった各施策を着実に推進し、権利擁護の取組を充実させることで、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるように、「芦北町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等があることによって、日常生活等での判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見人等が、財産の管理や身上保護などの法律行為を代理し、法的に保護・支援する制度です。

■成年後見制度チラシ（厚生労働省ホームページより）

こんな方に成年後見制度

任意後見
将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配！
財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおける。

法定後見
判断能力が不十分で、契約や手続がとどこおる！
成年後見人等が本人に代わって、契約や手続をしてくれる。

法定後見
物忘れがひどくなり、だまされて借金をくり返す！
成年後見人等が不当な契約を取り消してくれる。

法定後見
正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる！

●「成年後見制度」の種類●

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	判断能力が不十分な方へ	判断能力が著しく不十分な方へ	判断能力が欠けているのが通常の状態の方へ
判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は無く
自分で選んだ人を任意後見人にすることが出来る	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。
詳しくは、「厚労省 成年後見制度」のホームページでご確認ください。

2. 成年後見制度利用促進基本計画の概要

(1) 芦北町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

芦北町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」です。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、市町村地域福祉計画と一体的に策定してよいとされていることから、第4次芦北町地域福祉計画と一体的に策定を行います。

■成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

【成年後見制度利用促進法】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 芦北町成年後見制度利用促進基本計画の期間

本計画の計画期間は、第4次芦北町地域福祉計画にあわせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画に記載すべき事項

国の成年後見制度利用促進基本計画及び策定の手引きに基づく、計画に記載すべき事項は以下のとおりです。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

3. 具体的な取組

(1) 権利擁護支援の地域ネットワークの体制

①権利擁護支援の地域ネットワークの概要

成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域においても権利擁護支援が受けられるように、権利擁護支援の地域ネットワークを構築し、その中核機関の運営方針や機能の整備方針を定めることとされています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークと、それを構成する中核機関等の概要と役割については以下のとおりです。

権利擁護支援の地域ネットワーク
権利擁護支援を必要とする人が、成年後見制度を利用できるように、各地域での相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域のネットワーク ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
チーム
協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み 【メンバー例】家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、民生委員、市町村窓口
協議会
後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う ・チームへの適切なバックアップ体制の整備 ・多職種間での連携強化 ・成年後見制度を含む地域の権利擁護に関する事項についての、家庭裁判所との情報交換・調整
中核機関
専門職や専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワークを担う機関。市町村単位ではなく近隣自治体と共同で広域整備を行うことも可能 【中核機関の4つの役割】 ・広報機能 ・相談機能 ・成年後見制度利用促進機能 ・後見人支援機能

②芦北町におけるネットワークの整備方針

芦北町では、権利擁護支援のための地域ネットワーク体制の整備方針について以下のとおり定めます。

【権利擁護支援の地域ネットワークの整備方針】

○水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町の広域的な体制でのネットワークの構築・整備に向けて、関係機関間で協議・検討を行います。

【ネットワークの中核となる機関及びその運営体制】

○水俣市社会福祉協議会内に設置されている「水俣市権利擁護センター」を令和4年4月から中核機関として定め、「水俣芦北圏域権利擁護センター」とします。同センターの運営については、水俣市社会福祉協議会が行います。

【中核機関の4つの役割の整備方針】

○「水俣市権利擁護センター」は、中核機関の4つの役割を備えており、これまでも実施してきていることから、引き続き制度利用に向けた支援を行うとともに、関係団体等の役割について整理します。

【「チーム」、「協議会」の具体化の方針】

○初期相談からネットワークにつなげ、制度利用も含めた権利擁護支援を実施する体制について、1市2町の行政担当、各社会福祉協議会等で協議を行います。

【整備に向けた考え】

現在、芦北町は、水俣市社会福祉協議会内の「水俣市権利擁護センター」から、町内事案への相談・助言対応の支援を受けています。また、芦北町は、専門職等の独自の確保が困難であることから、水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町の広域的な体制でのネットワークの整備に向けて協議を行っています。

水俣市権利擁護センターは、平成25年度に開設され、水俣市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度に関する広報や利用相談、法人後見事業の実施、市民後見人等養成講座及びフォローアップ等の事業を実施しています。同センターは、中核機関が担うべき「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能をほぼ備えていることから、同センターを令和4年4月から「水俣芦北圏域権利擁護センター」とし、中核機関として定めます。

今後の成年後見制度の新規利用の流れとしては、各窓口の初期相談の中で成年後見制度の利用等が必要と思われるケースについては中核機関に相談し、中核機関を中心としたネットワークの中で、芦北水俣圏域市民後見推進等担当者会議（1市2町の行政担当、各社会福祉協

議会担当で構成)や、成年後見制度に係る意見交換会(熊本県担当、家庭裁判所、専門職、及び1市2町の行政担当・各社会福祉協議会担当)などを行い、制度の利用や支援の体制について協議し、利用に向けた支援を行います。

また、引き続き、関係団体の役割分担について整理し、個別のチームや、チームを支援する協議会の体制についての検討・協議を行っていきます。

(2) 成年後見制度利用促進のための取組

①成年後見制度に関する周知・啓発

- 生活圏域である水俣市、津奈木町と芦北町の1市2町の行政及び各社会福祉協議会等が連携し、成年後見制度に関する周知・啓発を行います。
- 水俣芦北圏域権利擁護センターと協力し、成年後見制度に関する出前講座を実施します。
- 芦北町の住民や民生委員・児童委員等に対する制度の周知に努めます。
- 今後、町内でのニーズの増加が見込まれることから、制度の理解を促進するため、地域住民に対して分かりやすい言葉での周知に努めます。

②成年後見制度に関する相談窓口

- 福祉課及び芦北町社会福祉協議会において、権利擁護に関する初期相談を行います。また、成年後見制度に関する周知・啓発の際に、相談窓口についても周知を行います。
- 各相談窓口での相談支援において、権利擁護支援が必要と思われるケースについては、権利擁護及び成年後見制度に関する初期相談へのつなぎを行います。
- 初期相談の中で、成年後見制度利用に関する本格的な検討・支援が必要と思われるケースについては、水俣芦北圏域権利擁護センター等と連携し、利用に向けた支援を行います。

③成年後見制度利用促進機能

- 民生委員・児童委員や福祉施設、相談支援機関等と連携し、利用が必要と思われる方の把握と利用勧奨に努めます。
- 現在、毎月第2水曜日に「きずなの里」にて、水俣市権利擁護センターによる権利擁護出張相談会を実施しています。今後も、相談会の継続的な実施に努めるとともに、相談会の周知を行い、町民の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図ります。
- 平成30年度から、水俣市権利擁護センターに委託し、1市2町での市民後見人等養成講座を開催しています。今後も講座を継続して実施し、市民後見人の養成に努めます。
- 水俣芦北圏域権利擁護センターを中心に法人後見事業を実施し、芦北町においても法人後見の体制を整備します。

- 成年後見制度法人後見支援事業を実施し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を図ります。

④後見人支援機能

- 水俣芦北圏域権利擁護センターを中心に、市民後見人等養成講座修了者に対するフォローアップ講座を実施します。
- 芦北町社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業として、法人後見制度の体制及び受任に向けた検討等を行います。

⑤助成制度

- 現在、芦北町成年後見制度利用支援事業において、要件を満たす方への後見開始申し立て審判等に対する費用助成及び成年後見人等の報酬に対する助成を行っています。今後も事業を継続し、成年後見制度利用に係る経済的負担を軽減し、適切に利用できるよう支援に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

地域における多様な生活課題の解決と、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、行政のみならず、住民、地域、関係機関等が連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要となります。芦北町において、それぞれに期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

住民ひとりひとりが地域福祉推進の担い手としての意識を持ち、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

(2) 民生委員・児童委員

地域住民の生活状況の把握、福祉サービスの情報提供等などを行うとともに、必要に応じて行政や芦北町社会福祉協議会と連携して、住民に身近な場所での地域福祉活動の担い手の一員として活動します。また、住民に対して地域活動や福祉のまちづくりへの参加を促します。

(3) ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し活動を行うとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行います。

(4) 医療機関、福祉サービス事業者など社会福祉法人

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ります。

(5) 芦北町社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

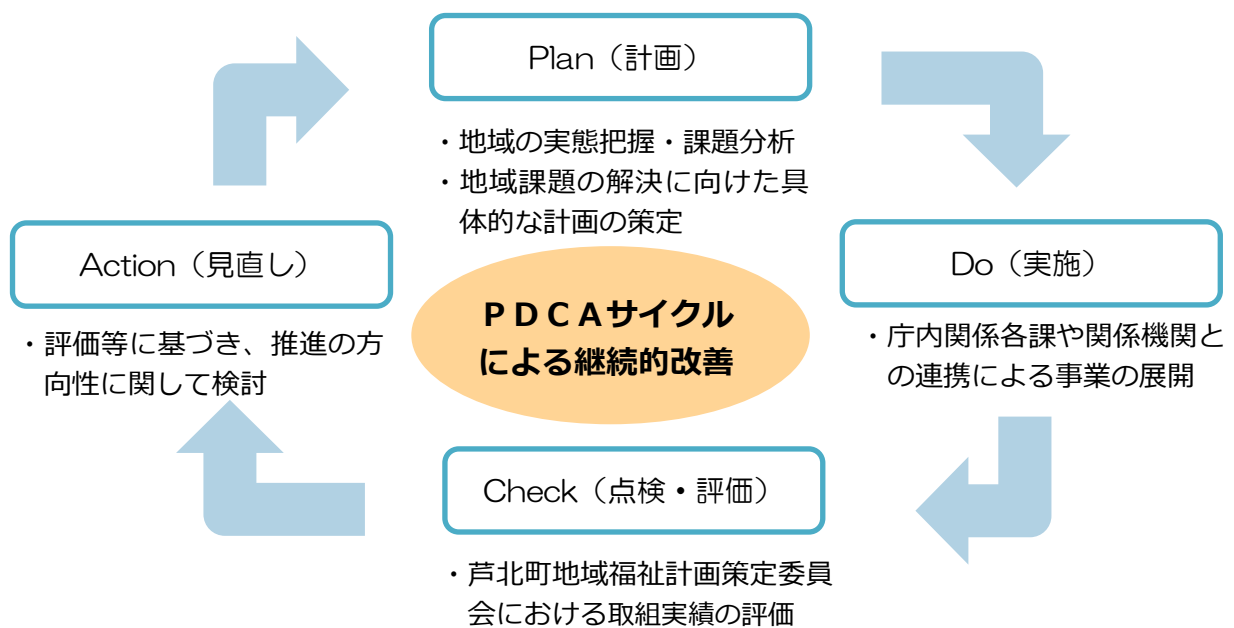
(6) 行政

本計画は芦北町の地域福祉推進の指針となるものであり、その関連分野は福祉、保健・医療をはじめとして教育、住宅、環境など住民生活に関わる幅広い分野におよぶことから、全庁的に推進することとします。

また、町内においては、地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2. 計画の評価・進行管理体制

本計画は、地域住民、福祉活動団体、芦北町社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協働して推進する計画です。本計画を効果的に進めるために、計画内容の進捗状況や事業の方向性をチェックする評価体制の確立が求められます。このことから、「芦北町地域福祉計画策定委員会」において、毎年度、芦北町の施策・事業の評価結果を含めた現状確認や進捗状況、今後の推進の方向性について総合的に検討することとします。



【参考資料】

芦北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○芦北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 11 日

告示第 64 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び地域福祉施策の推進を図るため、芦北町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 福祉行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 3 年経過した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年12月5日告示第69号)

この要綱は、告示の日から施行する。

芦北町地域福祉計画策定委員会委員名簿

【任期】 令和２年４月１日 ～ 令和５年３月３１日

	役職	区分	所属	氏名
1	委員長	社会福祉 関係者	芦北町民生委員・児童委員協議会 会長 計石東行政区長 地域福祉活動推進員	江島 茂松
2	副委員長	社会福祉 関係者	芦北町身体障害者福祉連合会 会長 芦北町議会議員	岡部 恵美子
3	委員	住民代表	芦北町行政区長会 副会長 小田浦２行政区長 地域福祉活動推進員	農中 豊
4	委員	社会福祉 関係者	芦北郡保育園協会 会長 淳光育児園 園長	澁谷 暢達
5	委員	社会福祉 関係者	芦北町ボランティア連絡協議会 会長	白川 正秀
6	委員	社会福祉 関係者	芦北町老人クラブ連合会 会長	鬼塚 昌久
7	委員	社会福祉 関係者	芦北町社会福祉協議会 事務局長	岡田 謙治

第2編

第4次芦北町地域福祉活動計画

はじめに

少子・高齢化の一層の進展や人口減少により、家族関係の希薄化やコミュニティの弱体化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもりなど様々な生活課題が深刻になっています。

また、令和2年7月豪雨においては、芦北町においても未曾有の災害が発生し、芦北町社会福祉協議会が主体となって災害ボランティアセンターを設置し、多くのボランティアにご協力いただき、被災者の方々を支援することができました。参加されたボランティアの皆さんに感謝するとともに、センターの運営上の課題や改善点も見つかりました。さらに、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、その影響による生活困窮者の増加などの新たな問題も発生しています。



このような状況の中で、芦北町社会福祉協議会も地域の実情を踏まえ、目指すべき地域福祉の姿を認識し、様々な制度・財源を活用し、持続可能で効果的な施策に取り組む必要があります。

第4次地域福祉活動計画につきましては、第3次の計画の総括を踏まえ、町が作成する「第4次芦北町地域福祉計画」と連携を図りながら、新たな課題にも対応し、より実効性のある計画としました。今後も、誰もが地域で、安心して暮らせる福祉社会の実現に向け努力して参ります。

令和4年2月

社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会
会長 内山 忠美

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

(1) 社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられ、その事業として

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 その他社会福祉を目的とする健全な発達を図るために必要な事業を実施するものと規定されています。

(2) 計画策定の背景と目的

芦北町社会福祉協議会（以下、「芦北町社協」という。）は、芦北町地域福祉計画と連携し、平成19年度に第1次芦北町地域福祉活動計画、平成24年度に第2次芦北町地域福祉活動計画、平成29年度に第3次芦北町地域福祉活動計画を策定し、「共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた」を基本理念に、地域福祉を推進するための諸事業を行なってきました。

第3次芦北町地域福祉活動計画では、4つの基本目標を定め8つの基本計画に取り組みました。この間、芦北町においては、令和2年7月に発生した豪雨災害など、これまで体験したことがないような災害や感染症が発生し「いのちの大切さ」や「助け合いの心」の必要性を痛感し、日常生活においても「新しい生活様式」が求められるなど、これまでの常識が通用しない社会構造となってきました。また、少子高齢化がより一層進み、ひとり暮らしの高齢者や要介護認定者等への支援をはじめ、在宅の認知症高齢者、生活困窮者への対応など、支援を必要とする対象者が増加している状況です。

また、隣近所の付き合いや地域における住民相互のつながりが希薄化していることや、地域福祉活動の担い手が少ないなど課題もあることから、今後さらに地域福祉を発展的に推進し、かつ現在の状況への対応を図っていくために、地域福祉を取り巻く各地区の現状について、地域住民の意見・要望などを再確認し、分析していく必要があります。そして、それは町部や沿岸部、山間部などの地理的条件や気候、人口、生活習慣の違いにより一律的なものではありません。地域住民が参加し、継続的な地域福祉活動を展開していくために、第3次芦北町地域福祉活動計画を基本に、第4次芦北町地域福祉活動計画を策定することとしました。

第4次芦北町地域福祉活動計画では、4つの基本目標（（1）住民主体の地域福祉の推進、（2）地域福祉の担い手づくり、（3）安心して暮らせる地域づくり、（4）地域福祉活動の基盤づくり）と、それに付随して4つの心（思いやりの心、お互い様の心、助け合いの心、向上的な心）を定めたうえ、8つの基本計画の下に活動を実施します。

「誰もが住み慣れた地区で安心して楽しく暮らせるまち」の実現のためには、まず、一人ひとりがお互いに認め合い、理解することから始まります。その具体的な活動を地域とともに展開していくために、地域性や生活者の考え方を尊重し、地域住民が活動に参加しやすい環境づくりと地域の特性を活かした取り組みを行います。

また、各地でそれぞれの地域の実情に合った「地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保できる体制）」の構築を目指していますが、高齢者の支援に特化されがちであったので、障がい者や子ども等への支援も充実させ、複合化する問題にも対応できる体制づくりを目指し、地域住民を中心に社協・行政・関係機関等が連携し、地域福祉の充実に向けて邁進できるよう努めます。

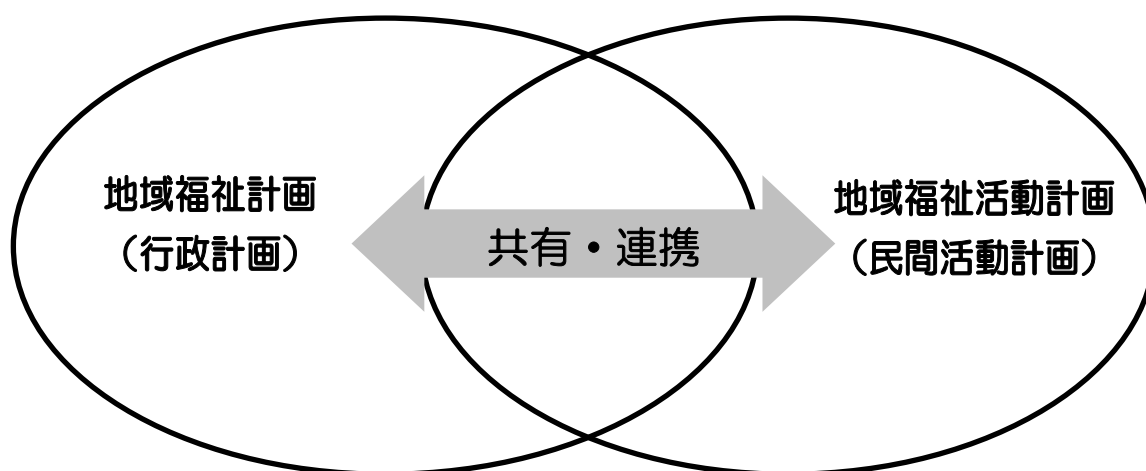
2. 計画の位置づけ

「芦北町地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する民間レベルの活動・行動計画で、社会福祉協議会が地域住民の方々とともに策定するものです。

地域福祉の推進を住民の立場から目指していくための計画であるとともに、社会福祉協議会の活動の基本となる計画として位置づけます。

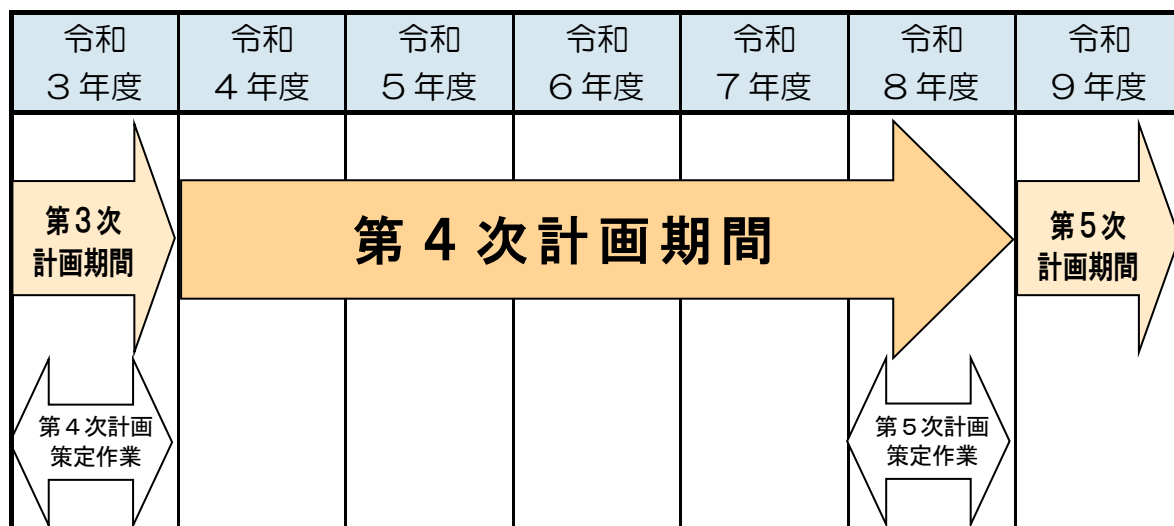
また、行政の計画である「芦北町地域福祉計画」と相互に連携し、協働的関わりを持ちつつ地域福祉の推進を目指すものです。

「芦北町地域福祉活動計画」と「芦北町地域福祉計画」の関係図



3. 計画の期間

第4次芦北町地域福祉活動計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



4. 計画の進捗状況の把握と評価

第4次地域福祉活動計画は、地域みなさんと共に推進していくものです。そのため、「芦北町地域福祉活動計画策定委員会」において年度毎に進捗状況の把握を行い、評価や見直し作業を実施し、地域住民からの意見や要望などを踏まえた実践内容になるよう努めます。

第2章 地域福祉活動の現状と課題

計画策定にあたり、座談会によるワークショップ、要介護者の家族、サロン代表者、福祉教育事業や各種研修会等への出席者等の意見・感想、職員研修会、策定委員会等を通じ、次のような現状や課題、ニーズがあげられました。それらを反映させた計画づくりに取り組むこととしました。

地域支援のあり方

第2次計画により、見守り活動推進会議（1地区）やいきいきサロン（15地区）を設立し運営支援を行いましたが、地域住民に対して理解や担い手の不足が続いている状況です。今後は、生活支援体制整備事業を中心に、地域の問題や課題を精査し継続的な運営ができる体制づくりに努めます。

また、地域福祉活動推進員の活動状況については、町内においても活動に温度差がある為、先進的な地域と発展段階にある地域との交流ができる仕組みづくりに努めると共に、地域福祉活動推進員の育成も併せて取り組みます。

ボランティア育成のあり方

ボランティア活動が定着し、その団体等（ボランティア連絡協議会等）も認知されてきました。これらの継続はもとより、各種ニーズに合わせたボランティア団体の形成を目指し研修・育成を実施していきます。ボランティアについては、若い時期から経験することが非常に重要と考え、福祉教育の推進にも努めます。

また、社会資源の調査及び活用が地域福祉活動において重要な存在になっています。多種多様な社会資源の発掘を行ない効率的な活用に取り組みます。

さらに、令和2年7月豪雨災害時には町内・町外から多くのボランティアに支援してもらいましたが、ボランティアを受け入れる環境・知恵などの「受援力」の向上が必要と感じました。災害時に集まるボランティアの方々の力を引き出すため、地域の「受援力」を高めることが、ひいては地域の「防災意識の向上」、「防災力の向上」につながります。そのための研修会等を実施します。

※（受援力とは：ボランティアの援助を受け入れる能力のこと）

子育て世帯への支援のあり方

核家族化やライフスタイルの変化により、隣近所の付き合いや住民相互のつながりが希薄になり、地域の中での子育てが不安になりつつあります。この現状と課題を調査・研究し、地域の中で子どもを育てるために、必要な環境整備に努めます。

また、子ども達への虐待や犯罪に対しては、行政及び関係機関と連携を密にし早期に対応できるような体制づくりに努めます。

高齢者世帯への支援のあり方

令和2年に高齢化率が45%に達し、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者と子のみ世帯等が増加しています。

さらに、近年の重要な問題となっている在宅の認知症高齢者の数も増加しています。「誰もが住み慣れた地区で、安心して暮らせるまち」にするには、まず、高齢者が生活をしていく上で、不安に感じるがあればその不安を取り除く努力が必要です。社協を中心に関係機関等と連携し、高齢者の不安を解消できるような仕組みづくりの構築に努めます。

障がい児・者への支援のあり方

平成30年4月の法改正により「障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図る」を基本理念に施行されています。障がい児・者が自立した日常生活及び豊かな社会生活を営むことができるよう相談支援事業所の専門員と連携し適切に支援を行います。

福祉サービス利用者への支援体制の充実

現在は、福祉サービスとして通所介護や生活援助を実施しています。しかし、サービスを提供する人材不足が懸念されており、今後の福祉サービスに支障をきたさぬよう、その支援体制の充実を図ります。

社協の理解と運営体制の強化

地域福祉の推進役としての地域住民への理解と、自主財源の確保や職員の資質の向上、情報の収集・提供機能の強化など、運営体制の更なる充実が必要です。

しかし、現在でも福祉を担う人材の確保が困難な状況で、今後考えられる難題に継続的に対応していくために、福祉に精通した人材の確保も優先課題とされています。

また、介護保険事業においては、法律の改正や利用者の増減により経営が不安定な状態が続いています。今後、利用者に対して不利益が生じないよう総合的に検討し、運営の強化を行う必要があります。さらに、災害発生時において通常の業務を継続させ、利用者等に不便が生じないよう、職員が安全に業務に従事できるよう体制を整備します。また、社協の事業への理解を深めてもらうため、介護・介護予防や地域福祉に関する情報を広報誌やインターネット、SNSを通じて提供していきます。

第3章 地域福祉活動の基本的な考え方

第4次芦北町地域福祉活動計画は、次の基本理念のもとに、4つの基本目標（4つの心）を掲げ、体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

1. 基本理念

共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた

本計画は、「芦北町地域福祉計画」と連携し、地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め、支え合うための活動が、地域福祉ネットワークの基本構成に基づき、多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

2. 基本目標

（1）住民主体の地域福祉の推進 （思いやりの心）

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし、地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

（2）地域福祉の担い手づくり （お互い様の心）

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

（3）安心して暮らせる地域づくり （助け合いの心）

福祉ニーズを持つ方や地域住民の豊かな生活を支援できるような体制づくりに努めます。

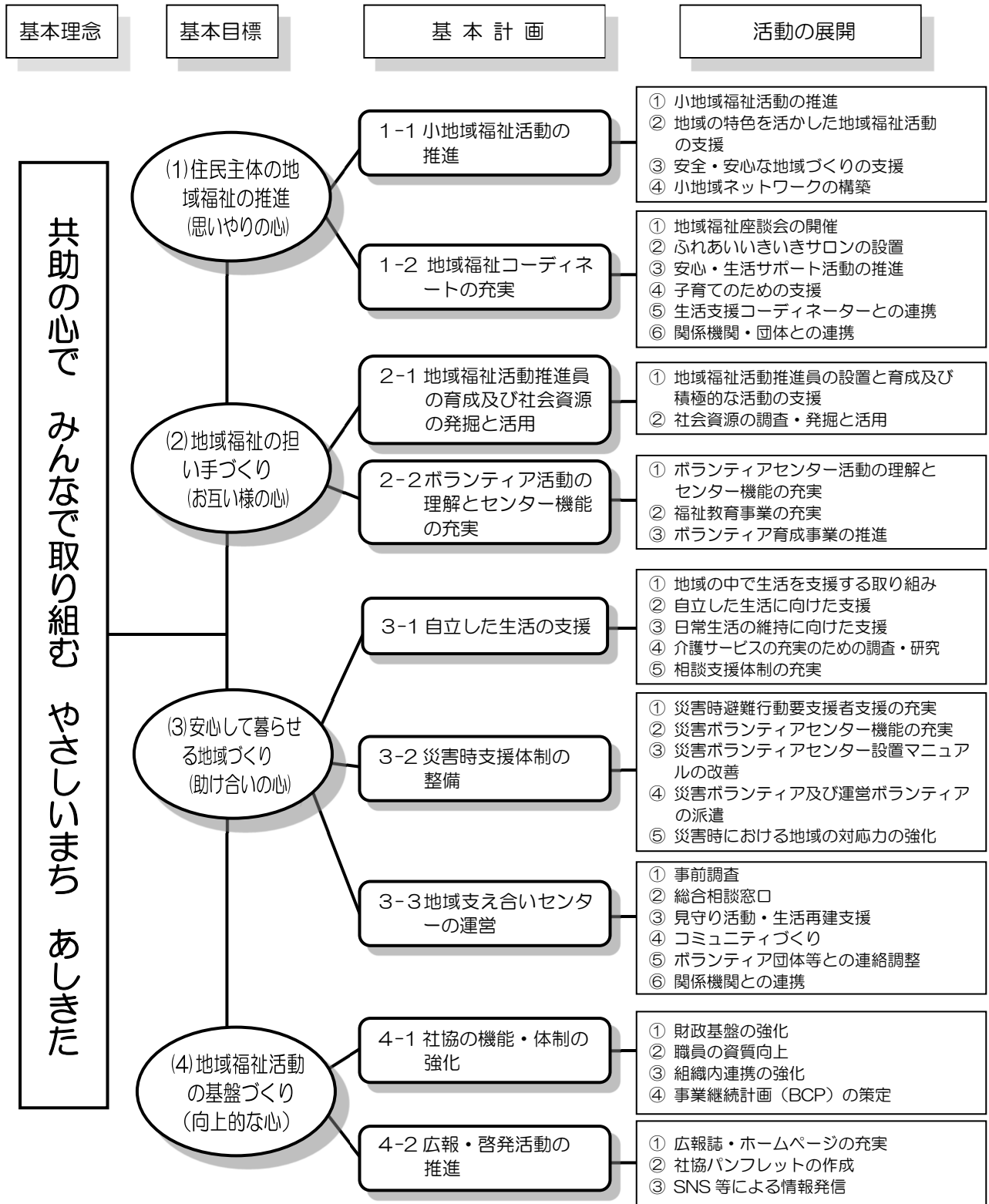
また、災害時避難行動要支援者の支援体制の充実や見守り等のネットワーク強化を進めます。

（4）地域福祉活動の基盤づくり （向上的な心）

（1）～（3）の目標達成のために、会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実にも努めます。

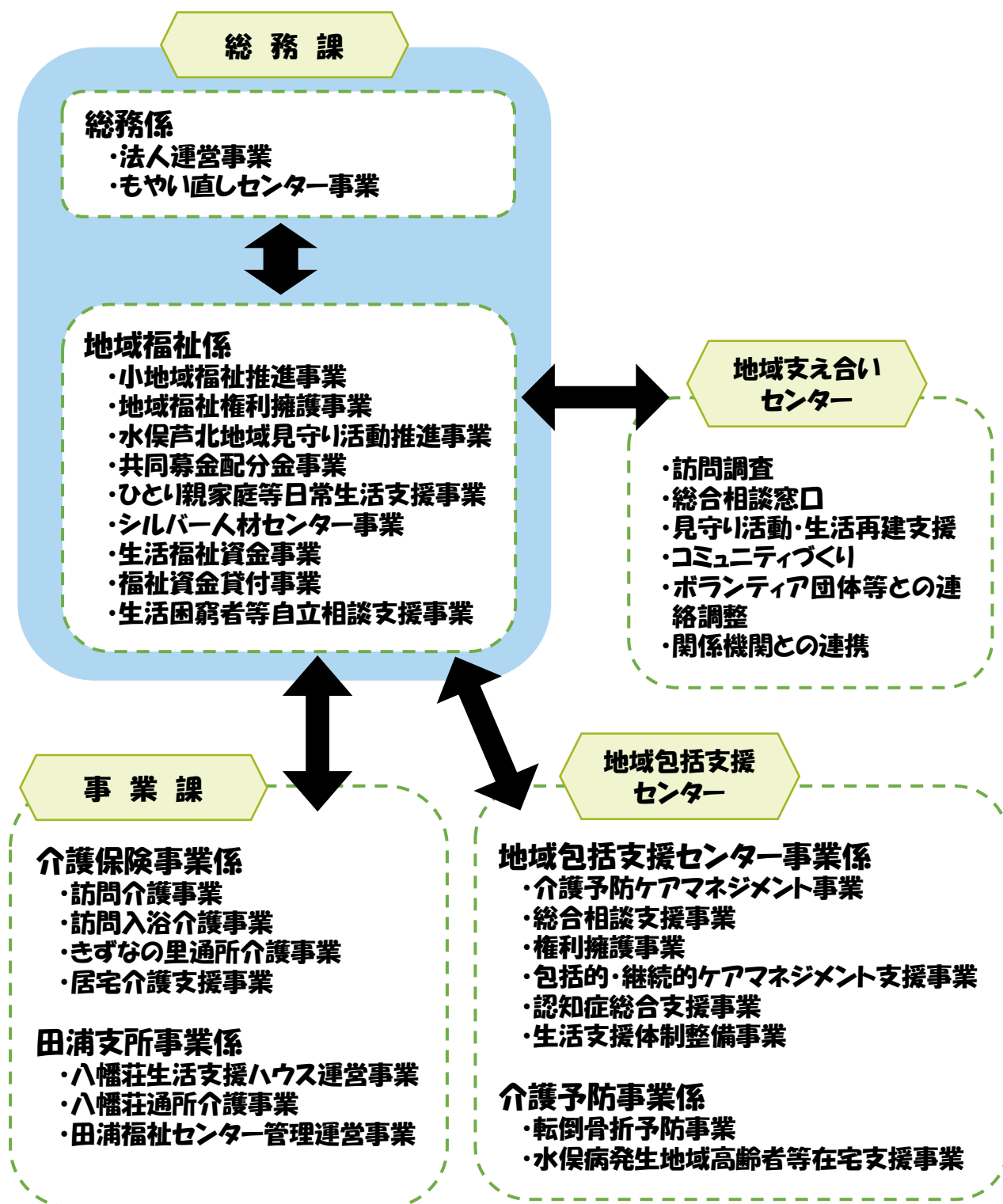
3. 活動計画の体系

4つの基本目標を達成するために、具体的な基本計画を次のとおり設定します。



4. 芦北町社会福祉協議会の推進体制

社会福祉協議会の体制は、総務課・事業課・芦北町地域包括支援センター・地域支え合いセンターの2課2センターで連携し、地域福祉活動を展開します。



第4章 地域福祉活動の展開

基本計画実現のため、具体的な活動方針の目標数値等

基本目標	(1) 住民主体の地域福祉活動の推進(思いやりの心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
1-1 小地域福祉活動の推進	① 地域には、子どもから高齢者や障がい者まで様々な福祉課題を抱える住民が暮らしています。その課題を解決していくには、まず、一人ひとりがお互いに認め合い、理解することが大切です。福祉について学んだり、考えたりする機会を通じて「思いやりの心」の醸成を図り福祉課題の解決を目指し、小地域を単位として、地域住民が主体となった福祉活動を支援します。	①小地域福祉活動の推進 ②先進的な地域福祉活動の支援 ③安心・安全な地域づくりの支援	・小地域福祉活動助成事業 ・地域福祉モデル事業 ・防犯グッズ支援事業	・全地域での活発な福祉活動 ・5地区(年間で1地区) ・5地区(年間で1地区)
	② 芦北町は、県内でも高齢化が進んでいる圏域であり、要介護認定率が高い地域です。このような状況下にあることから、芦北町と一体となり芦北町見守りネットワーク事業と連携し、住民の理解を深めるとともに関係機関・団体等と共に小地域ネットワークの構築に努めます。	④小地域ネットワークの構築	・見守り活動推進会議の実施 ・「見守り応援隊」活動の推進	・2校区地区 ・参加団体・事業所の拡大
1-2 地域福祉コーディネーターの充実	① 地域福祉の課題や地域住民のニーズの把握を行い、制度の隙間や、公的サービスでは解決できない課題が生じた際は関係機関と協働し社会資源の活用やインフォーマルサービス等の支援体制作りを行います。	①地域福祉座談会の開催 ②ふれあいいきいきサロンの設置 ③安心生活サポート活動の推進 ④子育てのための支援	・地域福祉座談会 ・ふれあいいきいきサロンの設置 ・安心・生活サポート事業 ・子育て支援のための調査及び研究	・15地区(年間で3地区) ・5地区(年間で新規1地区) ・1校区地区 ・子育て支援の充実
	② 地域福祉活動の充実のためには活動者同士の連携が必要不可欠となります。活動がスムーズに行われるよう関係団体や専門機関との連絡調整を行い、その育成を図り地域福祉コーディネーターの質の向上に努めます。	⑤生活支援コーディネーターとの連携 ⑥関係機関・団体との連携	・生活支援体制整備事業 ・各種関係機関・団体との連携	・1校区(田浦地区) ・随時

基本 目標	(2) 地域福祉の担い手づくり(お互い様の心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
2-1 地域福祉活動推進員の育成及び 社会資源の発掘と活用	① 社会福祉協議会は地域の活動や推進員の設置状況を把握し地域性に応じた活動の展開を支援し、地区間の推進員同士の交流や意見交換を行い活動の活性化につなげます。 また、地域福祉活動への理解を深め、活動の充実を図るための情報提供、相談支援、研修等をおこない、活動の展開については、地域におけるネットワークが不可欠であるため、推進員の推薦者である行政区長や民生児童委員への推進員制度の周知と協力体制を強化します。 さらに、地域に埋もれている社会資源の調査を行い、サロン活動等による介護予防や趣味活動等に活用します。	①地域福祉活動推進員の設置と育成及び活動への研究 ②社会資源の調査・発掘と活用	・地域福祉活動推進員事業 ・社会資源の活用事業	・全地区に設置及び地域間の交流会の仕組みづくり ・随時登録及び活用
2-2 ボランティア活動の理解とセンター機能の充実	① 町内においてボランティアを必要とする方、ボランティア活動を希望されている方の相互の潜在的なニーズを調査し、ボランティアに関する情報発信、啓発を行いスムーズなコーディネートのための取り組みを強化します。 また、芦北町ボランティア連絡協議会や施設ボランティア連絡協議会等のボランティア関係団体と連携し、ボランティアの養成や研修を行います。 ② 福祉への関心と理解を深めるため、子どもたちの「福祉の心」を育て、地域住民に対する学びの機会を提供し、福祉課題解決のための「地域の福祉力」向上を目指した福祉教育の充実を図ります。また、幼年期よりボランティアに関心を持てるよう体験学習を中心に開催し育成を図ります。	①ボランティアセンター活動の理解とセンター機能の充実 ②福祉教育事業の充実 ③ボランティア育成事業への取り組み	・各ボランティア団体及び個人の育成事業 ・福祉・介護チャレンジ教室、福祉体験学習、福祉出前講座 ・ボランティア協力校事業	・ボランティア養成講座の開催 ・随時対応 ・幼稚園・保育園・小中高全校指定

基本目標	(3) 安心して暮らせる地域づくり(助け合いの心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
3-1 自立した生活の支援	① 行政並びに各種機関・団体と協働し、ニーズに即したサービスを提供し、身近な地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう支援します。	①地域の中での生活を支援する取り組み ②自立した生活に向けた支援 ③日常生活の維持に向けた支援	・地域福祉権利擁護事業 ・生活困窮者等自立相談支援事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業	・随時対応 ・随時対応 ・随時対応
	② 介護保険事業所においては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、制度のみならずインフォーマルな社会資源の活用や制度内では解決できない内容については“社協だからできる”独自性を持ち、事業の充実を図ります。	④介護サービスの充実のための調査・研究	・各介護保険サービス事業	・質の高い充実したサービスは元より、社会資源を利用した社協独自の利用者に喜んでいただけるサービス
	③ 誰もが気軽に相談できる窓口や、サロン及び小地域ネットワークの活動、積極的な地域訪問を課題発見の“気づきの場”としてとらえ、実態の把握や情報提供、専門機関へのスムーズな橋渡しができるような体制づくりに努めます。	⑤相談支援体制の充実	・民生児童委員や地域福祉活動推進員・行政・関係機関との連携強化	・随時対応
3-2 災害時支援体制の整備	① 芦北町地域防災計画を基に、災害時避難行動要支援者に対する支援として、防災に関する情報を地域住民同士が共有し「自助」、「共助」の取り組みにつながる有効な手段となることから、日頃からの見守り活動と一体となった取り組みを進めてまいります。	①災害時避難行動要支援者支援体制の整備	・芦北町災害時避難行動要支援者避難支援計画	・関係機関と随時連携(災害時避難行動要支援者の把握)
	② 社会福祉協議会は災害発生時、災害ボランティアセンターを運営する役割が期待されています。令和2年7月豪雨においては、町内の広い範囲で甚大な被害が発生し、ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの支援を受けましたが、同時に様々な課題も見つかりました。それを踏まえ平時から十分な訓練を行う必要性を感じ、災害発生時において迅速にセンターを設置し、効率的な運営を行うために、現在の運営体制を再確認するとともに、ボランティアの受け入れと派遣に関するコーディネート充実を図り災害に強い地域づくりを目指します。	②災害ボランティアセンター機能の充実 ③災害ボランティアセンター設置マニュアルの改善 ④災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣 ⑤災害時における地域の対応力の強化	・災害ボランティアセンターの設置訓練 ・災害ボランティアセンター設置マニュアルの改善 ・災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣 ・災害時地域住民避難行動支援体制整備事業	・5回(年間1回) ・令和4年度改定予定 ・随時派遣 ・10回(年間2回)

基本目標	(3) 安心して暮らせる地域づくり(助け合いの心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
3-3 地域支え合いセンターの運営	① 令和2年7月豪雨における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供します。	①被災者の所在、ニーズ・課題の調査・把握 ②被災者からの健康相談等や各種支援情報等の総合的な相談窓口の設置 ③日常生活の安定確保に資する情報提供を通じての生活再建 ④仮設住宅内におけるサロン活動の実施や住民同士の語り合いの場の設定 ⑤ボランティアの受け入れや支援物資の配布等についての調整 ⑥専門機関や自治組織、NPO団体等、関係団体のネットワークづくり	・事前調査事業 ・総合相談窓口事業 ・見守り活動・生活再建支援事業 ・コミュニティづくりのコーディネート ・ボランティア団体等との連絡調整 ・関係機関との連携	・随時対応 ・随時対応 ・随時対応 ・随時対応 ・随時対応 ・随時対応

基本目標	(4) 地域福祉活動の基盤づくり(向上的な心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
4-1 社協の機能・体制の強化	① 行政に対し、社協活動の役割や活動計画・実績を的確に情報提供し、地域福祉問題全般について情報交換や研究を行います。また、地域住民への社協活動の理解と参画を促し、会費、寄附金、共同募金地域配分金等の地域福祉財源を確保するとともに、介護保険事業や公益事業を充実させ、介護報酬や利用料等の安定した事業収入の確保に努めます。 さらには、安定した事業の継続のための人材の確保、効率的な人員配置やコスト意識を持った事業費の運営により社協全体の財源強化を図ります。	①財政基盤の強化	・会費・共同募金事業及び介護保険事業等	・社協活動への理解と参画により会費等の全戸加入及び、人員配置やコスト節減等により安定した財源の確保
	② 社会人としての基礎研修や職員としての技術や専門研修を企画・実施し、内部研修の充実を図ります。また、外部機関の研修会へも積極的に参加し、専門的な技術の取得に努めます。	②職員の資質向上	・県内外の各種研修会への参加	・各種研修会への参加による質の向上及び情報の確保。資格取得の奨励
	③ 地域住民へ視点を置き、本所、支所、部門間の連携と情報交換を積極的に行い組織内の連携を強化します。	③組織内連携の強化	・近々の福祉に関する情報把握及び職員・住民への提供	・社協内の部署間の情報交換会の実施。 ・関係団体及び他社協との情報交換会の実施
	④ 災害が発生した場合に通常業務やサービスが停滞しないよう組織づくりに努めます。	④災害に強い組織づくりの推進	・事業継続計画(BCP)の策定	・策定に係る組織体制の整備
4-2 広報・啓発活動の推進	① 「広報きずな」の発行やホームページを通じて活動のPRを行います。情報の内容によっては、町民に対して迅速に情報発信の必要があるので、その際はホームページやSNS等を活用し、効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協活動の理解及び協力の拡大を行います。また、各種研修会やイベント等を活用したPR活動も積極的に取り入れます。	①広報誌・ホームページの充実 ②社協パンフレットの作成	・「広報きずな」の発行及び町の広報誌との連携並びにホームページの充実 ・SNSによるイベントや事業の周知 ・社協の啓発活動	・広報研修会への参加や他社協との情報交換 ・広報誌の発行(年4回) ・ホームページ及びSNSの更新 ・期間内に作成

【参考資料】

芦北町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

【任期】 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

	役職	区分	所属	氏名
1	委員長	社会福祉 関係者	芦北町民生委員・児童委員協議会 会長 計石東行政区長 地域福祉活動推進員	江島 茂松
2	副委員長	社会福祉 関係者	芦北町身体障害者福祉連合会 会長 芦北町議会議員	岡部 恵美子
3	委員	住民代表	芦北町行政区長会 副会長 小田浦2行政区長 地域福祉活動推進員	農中 豊
4	委員	社会福祉 関係者	芦北郡保育園協会 会長 淳光育児園 園長	澁谷 暢達
5	委員	社会福祉 関係者	芦北町ボランティア連絡協議会 会長	白川 正秀
6	委員	社会福祉 関係者	芦北町老人クラブ連合会 会長	鬼塚 昌久
7	委員	福祉行政 関係者	芦北町福祉課長	池田 康浩

第4次
芦北町地域福祉計画
芦北町地域福祉活動計画

令和4年2月

発行 芦北町 福祉課
〒869-5498
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015
電話 (0966) 82-2511

芦北町社会福祉協議会
〒869-5563
熊本県葦北郡芦北町湯浦1439-1
電話 (0966) 86-0294

この事業は（公財）地域社会振興財団の令和3年度長寿社会づくりソフト事業費交付金（特定事業）の採択を受けて実施しました。

